

■実施方針等への質問に対する回答書

令和3年2月19日

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|---------------------|---|-------------------------------|
| 1 | 実施方針 | 2 | 第1 | 1 | (6) | | | | 事業の実施スケジュール（予定） | 該当部には設計・建設業務期間は令和8年5月までとの記載がございますが。要求水準書（案）p.4下部には令和8年9月30日までの間で事業者が提案する期日との記載がございます。どちらが正と認識すべきでしょうか。 | 要求水準書（案）が正となります。 |
| 2 | 実施方針 | 2 | 第1 | 1 | (6) | | | | 事業の実施スケジュール（予定） | 仮に建設業務期間を早期に完了させた場合でも、運営・維持管理業務期間は令和23年3月末日までという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 3 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | - | 事業者の収入 | 平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止された為、事業者は割賦元金の入金の都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理が不可能になりました。その為、本事業に係る整備費用は、「割賦により支払う」とありますが、消費税相当額（消費税及び地方消費税）は、割賦元金支払の都度支払う方法ではなく、所有権移転後に一括して支払方法となるのでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 4 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 年度ごとに支払われる建設一時金の想定出来高には、設計費や工事監理費、SPC設立や運営に必要な諸経費も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 5 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 建設一時金 | 令和4年度から令和8年度の施設整備期間の年度ごとに、建設一時金をお支払いいただけるとのことですが、これは当該年度毎に本事業に関して姫路市が受領する国庫補助金を支払原資としてなされるという理解でよろしいでしょうか。 | 国庫補助金以外に基金や起債を活用することも予定しています。 |
| 6 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 「当該サービス購入料に関して、一定の額については」とありますが、この「一定の額」の算出方法又は予定額について、具体的にどのように想定しているのでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 7 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 設計及び建設のサービス購入料 | 施設整備期間中の年度ごとの支払限度額は、入札公告時に具体的な出来高比率を提示するとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 8 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 建設一時金の総額および年度内訳をお示しいただくことは可能でしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 9 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 「一定の額については、建設一時金として～、事業者を支払うことを想定している。」とありますが、現状想定している建設一時金の設計及び建設のサービス購入料全体額に対する割合をご教示ください。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|---------------------|---|---|
| 10 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 施設整備期間の年度ごとに、事業者を支払う建設一時金の総額及び各年度の支払限度額につき、現段階での想定金額、金額算定の方法や考え方を、ご開示をお願いします。 | 入札公告時に示します。 |
| 11 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 各年度の支払限度額は、市が年度ごとの想定出来高の範囲内で算定した額とすることを想定している。とありますが、具体的な限度額の目安を提示いただけませんか。 | 入札公告時に示します。 |
| 12 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | 設計及び建設のサービス購入料の割賦方式分については、本件施設引渡し日の2銀行営業日前（銀行営業日でない場合はその前営業日）に基準金利・割賦債権を確定させる理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 13 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ア) | | 本件施設の設計及び建設のサービス購入料 | SPCの設立業務や施設整備期間におけるSPCの運営費に係る費用は、割賦ではなく建設一時金としていただく認識でよろしいでしょうか。 | 質問No.4を参照してください。 |
| 14 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (イ) | | 事業者の収入 | 開業準備のサービス購入料について、供用開始後に一括して事業者を支払うとありますが、運営・維持管理のサービス購入料の第1回目の支払いと同じタイミングで支払われるという理解でよろしいでしょうか。 | 開業準備業務完了後、事業者の請求を受けて支払います。詳細は、入札公告時に示します。 |
| 15 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (イ) | | 開業準備のサービス購入料 | 供用開始後に一括して支払うとございますが、P4に記載の通り令和8年10月に供用開始となった場合、開業準備のサービス購入料は、いつ支払われるご予定でしょうか？ | 質問No.14を参照してください。 |
| 16 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ウ) | | 運営・維持管理のサービス購入料 | 事業期間中の見直しに関する考え方をお示しください。 | 入札公告時に示します。 |
| 17 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ウ) | | 運営・維持管理のサービス購入料 | 運営・維持管理のサービス購入料に含まれる修繕費についてですが、こまめな経常修繕など事業者の努力等により修繕費用に余剰金が生じた場合は、事業者の収入との認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 18 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ウ) | | 運営・維持管理のサービス購入料 | 引き渡し後に、各年度四半期ごとに支払うとございますが、P4に記載の通り令和8年5月に建設業務が完了した場合、当該サービス購入料の第一回目の支払いはいつになる想定でしょうか？ | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|-----------------|---|---|
| 19 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | (ウ) | | 運営・維持管理のサービス購入料 | 「本施設引き渡し後、事業期間終了までの間、各年度四半期ごとに支払うことを想定」とありますが、事業者の提案する各回支払額(均等とは限らない)とするものという理解でよろしいでしょうか。修繕・更新業務費用については、年度毎の業務実績に応じたサービス購入料の支払いを受けた方が、SPCとしての諸経費等管理コストを抑えることができるため、各回支払い額は事業者の提案する額とさせていただきます。 | 各回均等額の払いとなります。 |
| 20 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | | | 事業者の収入 | 予定価格については、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 実施方針 | 3 | 第1 | 1 | (5) | エ | | | 事業者の収入 | 設計及び建設、開業準備、運営・維持管理等の上限設定金額については、入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 22 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 事業期間中の見直しに関する考え方をお示してください。 | 入札公告時に示します。 |
| 23 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 光熱水費についてですが、こまめな省エネ施策など事業者の努力等により、光熱水費に余剰金が生じた場合は、事業者の収入との認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 24 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (オ) | | 運営収入 | 大規模な大会イベントなどの開催に際しては、通常の利用料等のほか、清掃や警備などに要する費用並びに光熱費に要する費用を、別途、主催者から徴収することは可能でしょうか。また、貴市が主催者となる場合で上記の費用を事業者側が負担とする場合は、公平性を期すため、予め、実施想定回数などを公表いただきたく思います。 | 利用者の料金負担については原則施設利用料のみとなりますが、大規模な大会・イベントの開催については大会・イベントごとに協議を行い決定することになります。本市が大規模大会・イベントの主催者となる場合も同様です。 |
| 25 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | オ | | | 資金調達 | 事業者による資金調達の方法はプロジェクトファイナンスに限らない、という理解でよろしいでしょうか。 | プロジェクトファイナンスに限ります。 |
| 26 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 設計・建設業務期間 | 要求水準書(案)で記載のとおり、設計・建設業務期間の終期は事業者提案という理解で宜しいでしょうか。 | 質問No1を参照してください。 |
| 27 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 設計・建設業務期間 | 設計・建設業務期間の終期が引渡日(所有権移転の日)という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|-----------------|--|--|
| 28 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 開業準備業務期間 | 要求水準書(案)で記載のとおり、設計・建設業務期間の終期および開業準備業務期間が事業者提案となっていますが、設計・建設業務期間の終期の翌日から供用開始日(令和8年10月1日)の前日までが開業準備期間という認識で宜しいでしょうか。 | 開業準備業務は建設業務完了前であっても着手できるものとしています。そのため、ご指摘の要件はあくまで建設業務完了日に限る条件としてご検討ください。 開業準備期間は建設業務完了日を踏まえ提案してください。 なお、実施方針に記載のある予定スケジュールは市の予定するスケジュールであり、要求水準として応募者の提案を妨げるものではありません。 |
| 29 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 供用開始日 | 供用開始日(運営・維持管理業務開始日)は、要求水準書(案)で記載の設計・建設業務期間の終期の提案によらず、令和8年10月1日という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 30 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 事業の実施スケジュール(予定) | 開業準備業務期間として令和8年6月～9月と記載がございますが、一方で要求水準書のP5には、開館準備業務期間は事業者の提案による、とございます。どのように考えればよろしいでしょうか？ | 質問No1を参照してください。 |
| 31 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (6) | | | | 事業の実施スケジュール(予定) | 設計・建設業務期間と開業準備業務期間が分かれています。要求水準書(案)P4及びP5では事業者の提案による、とされていますが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。 | 質問No1を参照してください。 |
| 32 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | - | 事業者の収入 | 維持管理・運営に要する光熱水費に相当する額には、電話やインターネット等の費用も含まれるのでしょうか。 | 電話やインターネット等の費用は、運営・維持管理のサービス購入料となります。 |
| 33 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 事業者の収入 | 「事業者の提案金額を基に」とありますが、物価変動等により当初提案した金額と比較して著しい乖離があった場合は、年度の実績に応じて協議を行うことは可能でしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 34 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 光熱水費は事業者負担になるとのことですので、現中央体育館及び解体中の50mプールそれぞれにかかる直近3年分の年間光熱水費を参考としてご教示頂けないでしょうか。 | 入札公告までに示します。 |
| 35 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 引き渡し後に、各年度四半期ごとに支払うとございますが、P4に記載の通り令和8年5月に建設業務が完了した場合、当該サービス購入料の第一回目の支払いはいつになる想定でしょうか？ | 入札公告時に示します。 |
| 36 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 光熱水費については、開業後数年分を提案金額とし、その後は前数年分の実績を基に改定いただける、という想定をされているという理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|-----------------|--|--------------------------------|
| 37 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 中央体育館の光熱水量・料金の過去3年間の実績をお示しいただけませんか。また、手柄山遊園のレジャープール部分の光熱水実績がわかりましたら、併せてお示しいただけませんか。 | 入札公告までに示します。 |
| 38 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 「事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額」とありますが、この金額と実費との間にはどの程度の乖離を見込んでいらっしゃいますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 39 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (エ) | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 「事業者の提案金額を基に、市と事業者との間で締結する事業契約に定める額」とありますが、この事業契約の内容見直しはどの程度の頻度で、また、どの様な場合に行われますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 40 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (オ) | | 運営収入 | 本件施設の利用料金収入を自らの収入として収受することができるとありますが、貴市にて設定した附属プールの年間収入想定をご教示ください。 | ご質問の内容はお答えできません。 |
| 41 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (オ) | | 運営収入 | イベントや一時的な仮設の施設・設備（テント等）による売り上げも、自らの収入として収受できると考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 42 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | エ | (オ) | | 運営収入 | SPCから運営企業等に使用許可財産を転貸して実施できる事業も提案可能でしょうか。 | 原則として使用許可財産を転貸して実施する事業はできません。 |
| 43 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | (5) | | | | 運営・維持管理に要する光熱水費 | 当該項目のみ費目が別立てされている理由は、物価変動による金額変更を適用頂けるためと理解して宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 44 | 実施方針 | 4 | 第1 | 1 | | | | | 立地条件 | 建蔽率、容積率につき、都市公園法による規制も含め、本事業用地（敷地面積：約43000㎡）で施設を検討する上で、遵守すべき数値をご指導ください。 | 本事業敷地内における建築面積の上限は18,300㎡とします。 |
| 45 | 実施方針 | 5 | 第1 | 2 | | | | | 特定事業の選定及び公表 | 入札予定価格は今後、入札説明書にて公表されると考えてよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|---|----|-----------------|--|--|
| 46 | 実施方針 | 6 | 第2 | 1 | ④ | | | | 法定建蔽率 | 都市公園法における建蔽率16%とありますが、公園全体の敷地面積と既存建物で使用する建蔽率をお示しいただけますでしょうか？ | 質問No.44を参照してください。 |
| 47 | 実施方針 | 6 | 第2 | 1 | | | | | 立地条件 | 敷地面積は約43,000㎡ですが、確認申請上はこの範囲で申請上の1敷地と考えてよろしいですか。 | ご提案の内容により複数敷地と設定することも可能です。 |
| 48 | 実施方針 | 6 | 第2 | 1 | | | | | 立地条件 | 既存中央体育館外壁と敷地境界の離隔距離については、延焼の恐れのある部分を避けた5mの離隔があると考えてよろしいですか。 | 既存中央体育館の敷地境界については入札公告時までにお示しします。なお、既存建物への影響を考慮した敷地設定としてください。 |
| 49 | 実施方針 | 6 | 第2 | 2 | | | | | 施設の構成 | 自主提案施設につきまして、施設内または別棟にて自主提案施設を設置した場合、土地または施設床に対する使用料の考え方、算出方法についてご教示ください。 | 入札公告時にお示しします。 |
| 50 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 公告後にも個別対話を追加で行っていただけませんか。 | 現時点では再度の個別対話の実施は予定していません。 |
| 51 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 入札公告後に個別対話は行われたい予定でしょうか。 | 質問No.50を参照してください。 |
| 52 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | コロナ禍の影響がどれだけ続くか不鮮明な状況にありますが、予定されている募集・選定スケジュールが変更される可能性はございませんでしょうか？また、事業契約締結時期が延長される可能性はございませんでしょうか？ | 前段、後段とも、現時点ではスケジュールを変更する予定はありません。 |
| 53 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 募集・選定スケジュールに関し、辞退届は参加表明書提出以降、提案書受付締切の間、いつでも提出可能と考えて宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 54 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 本スケジュールでは、現在のところ、個別対話が本年3月8日～12日の間で設定されておりますが、当該時点ではまだ諸検討が完了しておらず、諸検討を実施したうえで、本年6月位に、再度の個別対話をご設定頂けますでしょうか。 | 質問No.50を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|---|----|---|-----|---|-----|----|-----------------|---|--|
| 55 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 本計画では令和3年12月末に事業契約を締結予定となっております。現時点で、事業契約書の案がございましたら、ご開示を頂けますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 56 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 個別対話が3月に一度予定されておりますが、入札公告後（5月～6月頃）にもう一度個別対話の開催を検討いただくことは可能でしょうか。 | 質問No50を参照してください。 |
| 57 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 「令和3年5月下旬：入札説明書等に関する質問に対する回答公表①」「令和3年6月上旬頃：参加表明書の受付締切」とありますが、回答公表後に参加表明書の提出準備に対応するための期間を設けていただくよう配慮いただけないでしょうか。 | 現時点ではスケジュールの変更は予定しておりません。 |
| 58 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 万一、事業者のやむを得ぬ都合で本事業から辞退する場合、貴市と基本協定を締結するまでは、貴市に対して違約金等発生することが無いとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 59 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | スケジュール上、個別対話の機会が3月に1回のみとなっておりますが、計画規模から見て、公告後にも対話の機会を設けていただきたいのですが、可能でしょうか。 | 質問No50を参照してください。 |
| 60 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 現場見学会が入札公告前後に2回設定されておりますが、実施内容に相違があるでしょうか。例えば、公開する施設が違う等の具体的事項があればご教示願います。 | 入札公告時に示します。 |
| 61 | 実施方針 | 7 | 第3 | 2 | (1) | | | | 事業者の募集・選定スケジュール | 入札公告後に2回の質問回答が予定されていますが、事業者から非公開希望の質問提出は予定されているでしょうか。 | 予定しております。 |
| 62 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | (2) | エ | (イ) | | 個別対話 | 個別対話の開催方法は①対面式、②オンライン方式等のような実施方法を想定されていますでしょうか。また、②の場合でも参加者は1者2名まででしょうか。 | 現時点では対面式を予定しています。ただし、県をまたぐ移動の制限等があった場合には別途対応方法を検討の上、参加者にお伝えします。また、その場合には、参加者数の制限も併せて連絡します。 |
| 63 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | (2) | エ | (ウ) | | 個別対話 | 「1者2名まで」とありますが、3名以上で参加することは可能でしょうか。また、グループ（複数の企業）で参加することは可能でしょうか。 | 前段につきましては、原案のとおりとします。グループの参加も認めますが、この場合は1グループ4名までとします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|-----|----|----------------|--|--|
| 64 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | (2) | エ | (ウ) | | 参加資格及び参加人数 | 参加企業の中には事業範囲が多岐にわたる場合もありますので、参加人数の上限を3名まで増やしていただけないでしょうか。 | 質問No63を参照してください。 |
| 65 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | (2) | エ | (ウ) | | 個別対話参加資格及び参加人数 | 個別対話の参加者は事業者2名までとありますが、コンソーシアムのグループとして2名までではなく、各企業で2名までとの理解で宜しいでしょうか。 | 質問No63を参照してください。 |
| 66 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | (2) | エ | (ウ) | | 個別対話参加人数 | 個別対話の参加者は1者2名までとありますが、業務が多岐に亘るため、4～5名程に増員しての参加をお認めいただけないでしょうか。 | 質問No63を参照してください。 |
| 67 | 実施方針 | 9 | 第3 | 2 | | | | | 対話 | 対話参加人数が1者2名とのことですが、効果的な機会にさせて頂きたく4名程可能であればご検討をお願いいたします。 | 質問No63を参照してください。 |
| 68 | 実施方針 | 10 | 第3 | 2 | (2) | カ | | | 入札公告・入札説明書等の公表 | 基本協定書（案）及び事業契約書（案）も入札公告と同時期に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 69 | 実施方針 | 10 | 第3 | 2 | (2) | カ | | | 入札公告 | 入札公告時に予定価格は公表されますでしょうか？また、その場合、施設整備費や運営費等の内訳も公表されますでしょうか？ | 前段につきましては、質問No20を参照ください。 後段につきましては、内訳を示す予定はありません。 |
| 70 | 実施方針 | 12 | 第3 | 3 | (1) | ア | (カ) | - | 応募者の構成 | 自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者がいた場合、構成員としないことも可能でしょうか。 | 自主提案事業のうち付帯事業のみを行う者を構成員とすることは認めません。 |
| 71 | 実施方針 | 12 | 第3 | 3 | (1) | ア | | | 応募者の構成等 | 事業マネジメント等を行う「その他企業」が代表企業となることが可能という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 72 | 実施方針 | 12 | 第3 | 3 | (1) | ア | | | 応募者の構成等 | 例えば、業務効率化のために、運営企業が運営業務のほかに建築物保守管理業務と建築設備保守管理業務を除く一部の維持管理業務を担う場合は、運営企業とその他企業の2種類の参加資格が事前に必要になるのでしょうか。役割分担を合理化していく上で、提案段階においても自由度が欲しいので、複数の業務を担う企業については、「主たる業務のみ」の参加資格ということで限定いただきたく願います。 | 構成員として2つの業務に参加する場合には、当該2つの業務に係る参加資格が必要になります。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------|---|---|
| 73 | 実施方針 | 12 | 第3 | 3 | (1) | ア | | | 応募者の構成等 | この度の要件で、維持管理企業をあえて「建築物保守管理業務」と「建築設備保守管理業務」のみとした理由について、ご教示ください。 | 業務に係るコストや専門性等を総合的に勘案して決定しました。 |
| 74 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | (イ) | | 構成企業 | SPCから直接業務の受託・請負が未定の企業の出資は可能でしょうか？ | 出資は可能ですが、SPCから直接業務の受託・請負がない場合には構成員とならないことにご留意ください。 |
| 75 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | (ウ) | | 協力企業 | 協力企業の応募者への参加資格があればご教示下さい。 | 「第3章/3応募者の備えるべき参加資格要件」のとおりです。 |
| 76 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 応募者の構成等 | 「SPCから直接業務の受託・請負ができるのは構成員に限られる。」とございますが、SPCの設立を行う司法書士、SPCの税務申告等を行う税理士、会計監査を行う会計士、プロジェクトファイナンスのアレンジとエージェント業務を行う金融機関への委託や、本事業で付保する保険の保険契約については、SPCと直接契約することができるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 77 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 応募者の構成等 | SPC管理業務を行う企業が構成員とはならずSPCから直接受託することが可能な事例もありますので、本件も可能として頂けないでしょうか。 | 質問No.76の回答のとおり、SPC内部の業務を委託する場合は構成員に限らず業務を委託することができます。 |
| 78 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 応募者の構成等 | 応募者の構成員の定義について、構成企業から受託・請負する企業を「協力企業」として位置づけ可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 79 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 業務受託形式 | 弁護士や税理士、金融機関等は構成員でなくともSPCから直接業務の受託ができる、という理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.77を参照してください。 |
| 80 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 応募者の構成等 | SPCから直接業務の受託・請負ができるのは構成員に限られるとありますが、SPCの会社運営のために委託する会計事務所や法律事務所、ファイナンシャルアドバイザー等は対象外という理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.77を参照してください。 |
| 81 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | オ | - | - | 応募者の構成 | 構成企業、協力企業について他グループに参加出来ないと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|---|-----|--------------|---|-------------------------------------|
| 82 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | オ | | | 構成員 | 「ただし、市が事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、事業者の業務などを支援及び協力することは可能とする。」とありますが、事業契約締結後選定されなかった応募者グループの構成員は選定された構成員と契約する事で事業に関与することが可能で、構成員として追加する事は不可という考えでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 83 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | オ | | | 構成員 | 選定されなかった応募者グループの構成員が、落札した事業者の業務等を支援及び協力することは可能とございますが、この支援及び協力とは、落札者SPCに出資、またはSPCから直接業務を請け負う構成企業や協力企業になることも含まれておりますでしょうか？ | No82を参照ください。 |
| 84 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | オ | | | 応募者の構成等 | 「各業務を担当する企業及び同企業と資本関係又は人的関係にある者についても他の応募者の構成員になることはできない」とありますが、弊社では、事前にグループ企業同士でコンソーシアム情報を確認したり調整することは、営業秘密の保持や競争の公平性担保の面から問題があると考え、行っておりません。よって、結果的に同項に抵触してしまう可能性もありますが、その場合、参加資格を双方が失うのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 85 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | カ | | | SPCの設立 | SPCの所在地を本事業地内とすることは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 86 | 実施方針 | 13 | 第3 | 3 | (1) | カ | | | 構成員以外の出資者 | 構成員以外の出資者が構成員の下請として業務を受注することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 87 | 実施方針 | 14 | 第3 | 3 | (1) | ① | ケ | | 共通の参加資格 | 選定委員と接触した場合について記載されていますが、公表される前に委員と知らずに接触した場合はこの条項に抵触しないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 88 | 実施方針 | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | | | 施設構成 | 新体育館の諸室を屋内競技用プール施設内に計画する等、利用者と運営者の利便性に配慮した上で、両棟での機能の組み換えを行うことは可能でしょうか。 | 不可とします。 |
| 89 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | ア | (イ) | 応募者の入札参加資格要件 | 設計企業は建築コンサルタントの業種において、競争入札に参加する資格を有している者であること。とありますが、現在、資格がない企業については参加表明書提出時までに登録申請を行い、業者登録を受ける事で参加資格を得るという理解で宜しいでしょうか。 | 登録申請を行い参加表明書提出時までに登録が完了していることが必要です。 |
| 90 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | ア | (エ) | 応募者の入札参加資格要件 | 設計企業は共同企業体で履行した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること、とありますが、出資をしていない場合、共同企業体の中で業務分割割合の高い代表企業が資格を有すると読み替えて宜しいでしょうか。 | 原案の通りとします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|-----|-----|--------------|--|--|
| 91 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | ア | (エ) | 応募者の入札参加資格要件 | 工事監理企業は共同企業体で履行した実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること、とありますが、出資をしていない場合、共同企業体の中で業務分割割合が高い代表企業が資格を有すると読み替えて宜しいでしょうか。 | 原案の通りとします。 |
| 92 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | ア | | 設計企業要件 | 本事業には連絡通路と造成の設計業務が含まれると想定しますが、土木コンサルタントの登録は不要で建築コンサルタントが業務を担当するという理解でよろしいでしょうか。 | 「第1章/1/ (9) 法令等の遵守」に従ってください。 |
| 93 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | ア | | 設計業務の資格要件 | 今回の整備対象に連絡通路がございます。本通路は、各施設へのアクセスのみならず、公共通路的な側面もありますため、その設計は土木仕様と理解すればよいでしょうか。また、土木仕様の場合は、その設計にあたっては技術士の専門資格が必要ですが、本件ではその要件を求めないのでしょうか。 | 前段、後段とも、「第1章/1/ (9) 法令等の遵守」に従ってください。 |
| 94 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | イ | | 建設企業 | 建設企業のうち2者以上は市内業者を構成員とするようにとありますが、本件は大規模工事のため、出資比率指定があると、工事費の立替や現場の配員、瑕疵担保責任の負担部分で過分の負担を強いることとなりますので、出資比率は各応募者で決定するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 95 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | イ | | 建設企業 | 構成員の市内業者と準市内業者又は市外業者は共同企業体結成が必須でしょうか？また、その場合、最低出資比率の割合は何%でしょうか？ | 前段につきましては、共同企業体結成は必須ではありません。後段につきましては、質問No94を参照ください。 |
| 96 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ② | | | 応募者の入札参加要件 | 複数業務を1社が行う場合（建設企業が設計業務を行う場合等）は、「②応募者の入札参加資格要件」で定める入札参加資格は、これらのうち1つを満たせばよい（前のカッコ内の場合では建設企業の資格要件を満たせばよい）、という理解でよろしいでしょうか。 | 構成員として2つの業務に参加する場合には、当該2つの業務に係る参加資格が必要になります。 |
| 97 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ウ | ② | (ア) | 応募者の参加資格要件 | 入札資格申請に記載している委任のある支店等は、一級建築士事務所ではありませんが、本社の一級建築士事務所登録し、建築コンサルタントAランクで登録されています。このような場合、参加資格要件を満たしていると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 98 | 実施方針 | 15 | 第3 | 3 | (1) | ウ | ② | (ア) | 応募者の参加資格要件 | 本業務は土木設計が含まれていると考えます。しかし、参加資格要件には「建築コンサルタントの業種において～資格を有している者であること」等、建築コンサルタントについての記述しかございません。土木設計を担当する企業は（ア）建設コンサルタント登録規定第5条の規定による「建設コンサルタント」の登録をなされていること。（イ）～業者登録名簿に記載され、土木コンサルタントの業種において～参加する資格を有している者であること。（ウ）～土木コンサルタントの格付けがAランクであること。を参加資格要件に追加できないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 質問No92, 93も参照してください。 |
| 99 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | ② | エ～カ | | 応募者の入札参加資格要件 | 維持管理企業、運営企業、その他企業の①以外の要件については、いつ頃を目途に公表の予定かご教示ください。できれば今回の質問に関する回答と合わせてご公表いただければ幸いです。 | 実施方針に記載のとおり2月下旬にお示しします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|------|---|-------------|----|--------------|---|--|
| 100 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | ② | オ | | 応募者の入札参加資格要件 | 「運営企業の前記①以外の要件は改めて公表する。」とありますが、その要件は参加表明までの期間で時間的に十分対応可能（貴市への業者登録等）な内容になりますでしょうか。 | 質問No99を参照してください。 |
| 101 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | エ | | | 入札参加資格要件 | 維持管理企業の前記①以外の要件の公表はいつ予定されているのでしょうか。（運営企業、その他企業も同様） | 質問No99を参照してください。 |
| 102 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | キ | ② | エ | 応募者の入札参加資格要件 | 現中央体育館の指定管理者である（一財）姫路市まちづくり振興機構は当入札に参加可能でしょうか。参加可能な場合、他の企業の参加意欲の低下させまた競争の公平性が難しくなるかと考えますので、ご教示願います。 | 本市が外郭団体に求める役割及び選定されなかった際に与える経営への影響を考慮して、外郭団体に指定管理者(本事業含む)への応募を要請しないこととしています。 |
| 103 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1)② | イ | (オ) | | 応募者の入札参加資格要件 | 「当該共同企業体における出資比率が20%以上であること」とありますが、出資比率は請負比率と理解してもよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 104 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | ② | オ | | | 応募者の入札参加資格要件 | 運営企業の要件について、特別な参加要件が設定される予定は御座いますか。 | 質問No99を参照してください。 |
| 105 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | キ | ② | エ | 応募者の入札参加資格要件 | 維持管理企業の参加要件は改めて公表するとのことですが、早期にご公表頂けると幸いです。また現在貴市でお考えの要件がありましたら、ご教示願います。 | 質問No99を参照してください。 |
| 106 | 実施方針 | 16 | 第3 | 3 | (1) | ② | エ オ カ | | 入札参加資格要件 | 維持管理・運営その他企業の参加資格要件は「改めて公表」とありますが、いつ公表される予定でしょうか。2月下旬のご説明がありましたが、具体的に日程は決まっているのでしょうか。 | 質問No99を参照してください。 |
| 107 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (4) | | | | 構成員の変更 | 本項で規定される「市がやむを得ないと認めた場合」とは、具体的にどのような場合をご想定かご教示頂けますでしょうか。 | 個別の事象によりますので、現時点では明確にできません。 |
| 108 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (4) | | | | 構成員の変更 | 参加資格審査後、代表企業以外の構成員に、入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合は、やむを得ない場合として、構成員の変更を認めて頂けるケースに該当しますでしょうか？ | 質問No.107を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|---|----|------------------|---|--|
| 109 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (4) | | | | 構成員の変更 | 参加表明書の受付以降において、「構成員(構成企業、協力企業)の変更も、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。」とございますが、提案書における収支計画の作成時等において、個々の企業として、どうしても収支等が合わない場合には、構成員の変更(構成員からの脱退、もしくは代替企業への変更)に対し「やむを得ない」と認めていただくことは可能でしょうか。 | 左記の変更は不可とします。 |
| 110 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (3) | | | | 地域貢献への配慮事項 | 市内企業の定義についてご教示願います。 | 入札公告前日において本店等が姫路市内にある者になります。 |
| 111 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (3) | | | | 入札参加資格の審査 | 「落札者決定の日までに、入札資格要件を欠くような事態が生じた場合」とございますが、落札者決定の日とは実施方針P7「事業者の募集・選定スケジュール」に記載の令和3年10月上旬頃予定の「落札者の決定及び公表」という理解でよろしいでしょうか? | ご理解のとおりです。 |
| 112 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (2) | | | | 地域貢献への配慮事項 | 「市内企業」とありますが、「市内業者」と同義という解釈で宜しいでしょうか。またその場合に、「市内企業」とは「入札公告の前日において本店等が姫路市内にある者」という理解でよろしいでしょうか。 | 質問No110を参照してください。 |
| 113 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (2) | | | | 地域貢献への配慮事項 | 「可能な限り市内企業を加えるよう」とありますが、例えば、「総事業費の何パーセント」等、具体的な基準は無いという解釈で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 114 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (2) | | | | 地域貢献への配慮事項 | 「市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること」とありますが、地域貢献への配慮について、雇用、金額等の評価基準が入札公告時に公表されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 115 | 実施方針 | 17 | 第3 | 3 | (2) | | | | 地域貢献への配慮事項 | 「市内企業の育成や地域経済の振興に配慮すること。」とありますが、本事業において目標とされている数値はございますでしょうか。 | ご提案いただく事業計画の中において可能な限り市内企業の育成や地域経済の振興にご配慮ください。 |
| 116 | 実施方針 | 17 | 第3 | 4 | (1) | | | | 審査及び選定に関する基本的考え方 | 選定委員会の構成、氏名等については、入札説明書等で公表する予定とございます。実施方針P14最下段に「委員と接触を試みた者についての規定がございますが、これは委員公表(入札説明書予定)から入札参加資格の審査に規定する落札者決定の日(実施方針P17(3))までに委員に接触を試みた者は参加資格を失うとの理解でよろしいでしょうか? | ご理解のとおりです。なお、本事業についての接触であることにご留意ください。 |
| 117 | 実施方針 | 18 | 第3 | 4 | (2) | イ | | | 入札参加資格要件 | 「落札者決定基準書」は公表されるのでしょうか。公表されるのであれば、公表される時期をご教示願います。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|---|----|------------------|--|---|
| 118 | 実施方針 | 18 | 第3 | 4 | (3) | ア | | | 著作権 | 「市は、本事業の公表及びその他市が必要と認める場合、落札者として決定された応募者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、使用範囲については市が事業者へ事前確認を取るものとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 119 | 実施方針 | 19 | 第4 | 1 | | | | | 責任分担に関する基本的な考え方 | 事業者の義務やリスクの分析を早期から検討することが必要と思料しますので、事業契約書(案)、基本協定書(案)については、入札公告前の早い段階に公表していただくことは可能でしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 120 | 実施方針 | 19 | 第4 | 1 | | | | | 責任分担に関する基本的な考え方 | 新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象により事業者が増加費用又は損害が発生した場合に、市にてその増加費用又は損害を合理的な範囲で負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。不可抗力として扱われると事業者に一定の負担が生じますが、現在の状況からは事業者負担が難しいと考えております。 | 事象の内容によりますので現時点では明確にできません。扱い等も含めて協議により決定することを予定しています。 |
| 121 | 実施方針 | 19 | 第4 | 1 | | | | | 責任分担に関する基本的な考え方 | 新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象により事業者が増加費用又は損害が発生した場合のリスクの算定が困難であるため、事業者が提案時に見込んだ運営収入の減額分についての市と事業者の分担割合など、一定の指標を示して頂けないでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 122 | 実施方針 | 19 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 「保険の付保」について、今後、事業契約書(案)等でお示されると理解しますが、現時点で想定案等がありましたらお示してください。 | 入札公告時に示します。 |
| 123 | 実施方針 | 19 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 今般の新型コロナウイルスのような感染症の拡大による休館や利用制限・中止は、リスク分担表(案) / 共通 / 25 不可抗力に該当するとの理解でよろしいでしょうか？ もしくは、運営・維持管理 / 需要変動 / 69 不可抗力に該当するのでしょうか？ | 質問No.120を参照してください。 |
| 124 | 実施方針 | 19 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 開業準備業務期間に予想されるリスク分担は、「運営・維持管理段階」と同様との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 125 | 実施方針 | 19 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担 | 事業契約書(案)について定めるとありますが、ご提示いただけますでしょうか。ご提示いただける場合は、ご提示いただく時期をご教示願います。 | 入札公告時に示します。 |
| 126 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 表リスク分担表(案) No.24 | リスクの種類、構成員の能力不足等による事業悪化について、能力不足の定義が曖昧ですので、定義をご教示下さい。例えば会社の規模なのか、与信・資金力なのかノウハウに係る部分なのかなど。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|---|----|-------------------------|---|--------------------|
| 127 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 今回の新型コロナウイルスのような大規模な災禍で、WHOや厚生労働省がパンデミックとして指定したような感染症等が発生した場合は、本施設での業務が一定期間停止する・イベントや大会が中止になる等、一時的に要求水準を満たせない状況が生じる場合が想定されます。 このような事態・場合につき、以下一から七まで質問させていただきます。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 128 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 一 事業契約上は「不可抗力」に該当しますでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 129 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 二 貴市モニタリングにおいて各業務に係るサービスが十分に達せないと判断された場合でも、やむを得ない事由として減額ポイントは発生しないという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 130 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 三 事業者が従事者を雇用している、或いは維持管理を実施する状況に変わりはないため、事業契約に定められたサービス対価は記載の額をお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 131 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 四 利用料金等の運営収入が大幅に減ることとなり、また消毒等の事態対処業務の発生や自主事業講師へのキャンセル料発生など支出が嵩む可能性もあります。貴市からのサービス対価だけでは事業支出を賄えない、追加支出やキャンセル料等の違約金が企業経営を圧迫する等の事態について、事業契約上の不可抗力として、貴市より運営収入相当分を補填、または損失相当分を補填について協議させていただきますでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 132 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 五 自主提案施設等の貴市への使用料・貸付料の類も、支払い免除又は減額について協議とさせていただきますでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 133 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 六 本施設は公共施設であり、マスコミ対応は慎重さが求められると考えます。貴市が窓口になられてマスコミ対応を実施されると理解してよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 134 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 予想されるリスクと責任分担 | 七 新型コロナウイルスの影響長期化やそれに準じる事象等を原因として、事業者の出来る限りの対応に関わらず、提案書に記載している民間提案施設の内容や営業時間に変更が生じたり、あるいは地元企業への発注額が達成できない等の不測の事態に陥った場合は、その内容の変更についてご了承いただける又は協議させていただきますでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 135 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担表(案) 金利変動No. 15 | (※1)「下がった場合は事業者負担」とありますが、金利低下分が減額される(低下した基準金利にて貴市が割賦料を支払う)という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|----|-------------------|----------|----|----|---------------------------------|--|--|
| 136 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担表(案) 物価変動 No. 18, 19 | 市および事業者の双方の負担(○)とされていますが、どのような想定でしょうか。指標等条件があればお示しいただけますようお願い致します。 | 指標等の条件に基づき、サービス購入料は指標等が上がった場合は増額、下がった場合は減額となるため双方の負担としています。指標等の条件は、入札公告時に示します。 |
| 137 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担表(案) 不可抗力No. 25 | 不可抗力には感染症(COVID-19等)が含まれるという認識で宜しいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 138 | 実施方針 | 20 | 第4 | 2 | | | | | 第三者への賠償 | 民間連合協定工事請負契約約款に準じて、施工に関して事業者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶などの事由により第三者に与えた損害を補償するときは市が負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 139 | 実施方針 | 20 | 第4 | 4 | | 3 4 | | | 法令・税制変更 | リスク分担表(案)のうち、事業者でコントロールできない下記リスクの負担については、ご協議いただけないでしょうか。 ・その他広く事業者一般に影響を与える法令の新設・変更等 ・法人税の変更 | 入札公告時に示します。 |
| 140 | 実施方針 | 20 | 第4 | 4 | | 66 67 | | | 契約不適合 | 現在検討されている設定期間をご教示ください。 | 入札公告時に示します。 |
| 141 | 実施方針 | 20 | 第4 | 25 | | | | | 不可抗力 | 「市又は事業者のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象」について、自然災害以外で想定される内容が具体的にありましたらお示ください。 | 騒乱、暴動等があります。 |
| 142 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | 25 | | | | リスク分担表(案) | コロナウイルス等の感染予防のため、臨時の休館、開館時間短縮により、利用料金収入が減少することによる事業者の逸失利益や コロナ対策費用の負担増加については、不可抗力とみなして一定率以上の増加分について市にご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 143 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | リスク 分担表 (案) | 共通 | 15 | | 金利変動 | ※1で基準金利が下がった場合は事業者負担とするとありますが、マイナス金利の場合は、ゼロを下限とするゼロフロアの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 144 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | リスク 分担表 (案) | 共通 | 17 | | 金利変動 | 基準金利確定日の翌日以降の金利変動リスクは事業者が主分担となっていますが、基準金利確定日とは本件施設引渡し日の2銀行営業日前(銀行営業日でない場合はその前営業日)という理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-------------------|----|----|----|----------------------------|--|--|
| 145 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | リスク 分担表 (案) | 共通 | 25 | | 不可抗力 | 不可抗力リスクには、新型コロナウイルス等のパンデミックが発生した場合における疫病感染防止等の対策費用増加や施設休業による収益減少についても適用される理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 146 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.7 | 開発許可は不要とありますが、各課協議が民間事業者に任せられています。各課協議が整わない事による許認可取得遅延の場合、貴市がリスクを負うとの理解でよろしいでしょうか。 | 開発行為には該当しないため開発事業における手続きは不要となりますが、事業を実施するうえでの各課協議は事業者にて行ってください。なお、その場合のリスク分担は事業者のリスクとなります。 |
| 147 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.7 | 具体的な対象許認可をお示してください。 | 現時点での想定では特にありません。 |
| 148 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.11 | リスク負担者が「事業者」となっておりますが、建設工事の性質上、事業者が善管注意義務を果たしても避けられない騒音・振動等があります。事業者として合理的な対策を講じたうえで、万一環境問題が発生した場合には、その解決にあたり、貴市のご協力を得ることができるとの理解でよろしいでしょうか。 | 必要に応じて協力しますが、原則として事業者にて対応してください。 |
| 149 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.18. 19 | 負担者が市と事業者両方に○が入っていますが、具体的な指標等ございましたら開示いただけないでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 150 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No. 25 | 不可抗力に関しては、市、事業者の双方がリスク分担を負うことになっておりますが、具体的な指標がありましたら開示願います。 | 入札公告時に示します。 |
| 151 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 法令変更 (整理No3) | 法令の新設・変更等は、事業者の責に帰すリスクではありませんので、その負担は市と事業者の双方とし、対応は協議と考えられませんか？ | 原案のとおりとします。 |
| 152 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 物価変動 (整理No18) | 物価変動リスクへの対応として、事業契約書ではインフレスライド条項・単品スライド条項・全体スライド条項も含んでいただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 153 | 実施方針 | 20 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 不可抗力 (整理No25) | 「不可抗力」には今般のコロナ禍のような疫病も含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|---|----|----------------------|--|--|
| 154 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | 19 | 表 リスク分担表 (案) | 物価変動に伴う運営・維持管理のサービス購入料の改定につきまして、想定されている算定方法をご教示いただけますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 155 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | 68 | 表 リスク分担表 (案) | 利用料の減免対象となる収入予測は、全国の地域ごとに大きく異なり事業者側での積算が難しいため、各応募者ごとに公平を期すためにも、各応募者共通の数値を見込み、この数値を超えた場合は、貴市側から補填を行うなどの措置を講じることはできませんでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 156 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | リスク分担表 (税制変更) | 整理No. 5の本事業に直接関係する法令に基づく税制度の変更とはどのようなものを想定されておりますでしょうか。 | 一定のエネルギー量の使用で課税対象（サービス購入料改訂に係る指標に反映されるものは除く）となる場合等が考えられます。 |
| 157 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | リスク分担表 (第三者への賠償) | 帰責事由が市にも事業者にもない場合はどのように整理されるお考えでしょうか。「事業者の帰責事由」と「それ以外」で整理頂きたい。 | 入札公告時に示します。 |
| 158 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | リスク分担表 (不可抗力) | 不可抗力の定義として、新型コロナウイルス等の「疫病」についても含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 159 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表 (案) 共通 物価変動 | 物価変動について、市、事業者双方に〇となっておりますが、入札公告時には、分担の詳細について示されるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 160 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表 (案) 共通 不可抗力 | 不可抗力について負担者が市、事業者とも〇担っていますが、負担割合は何をもとにどの様に決定するのかご教示ください。 | 入札公告時に示します。 |
| 161 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表 (案) | 新型コロナウイルス感染症等の状況下において、施設を休館せざる得ない状況となった場合には、休館に関する費用並びに不要不急の外出を控えたことによる需要低下における収入減少などのリスクは、どのような扱いを想定しているのでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 162 | 実施方針 | 20 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表 (案) | 新型コロナウイルス感染症等で要する消毒作業等の費用については、市側のリスクという認識で正しいでしょうか。①感染対策として予防のための消毒作業、②館内における感染者発生後の消毒作業と2つの視点からご教示いただきたく、お願いします。 | 質問No.120を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|----|-------|----------------------------------|---|------------------------------------|
| 163 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担表 (案) 金利変動 | 基準金利の下限は0%であるという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.143を参照してください。 |
| 164 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担表 | 日本水泳連盟が定めるプール公認規則や公認プール施設要領の変更により、更新時期でないにも関わらず、機器のハードやソフトウェアの更新が必要になった場合等の費用負担は、貴市または事業者のどちらになるかご教示ください。。 | 機器のハードやソフトウェアの更新内容も含め、協議により決定します。 |
| 165 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担表 | 公認プールの自動審判計時装置に使われるOS環境が変わってしまったことに伴い（事業者ではOS環境の変化の予測は不可能です）、やむなく入替が必要となった場合の費用負担は、貴市または事業者のどちらになるかご教示ください。 | 質問No.164を参照してください。 |
| 166 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担表 共通 (不可抗力 No. 25) | 新型コロナウイルス等感染症の拡大に伴い、事業に大きな影響を及ぼす場合、リスクの分担表にある不可抗力に該当し、そのリスクは貴市と事業者で協議するとの理解で宜しいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 167 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担 | 現下の情勢を踏まえ、感染症の流行（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因するものを含む。）が、通常予見可能な範囲外のものであって、不可抗力に該当すると認識してよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 168 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担 | ※1の「基準金利が下がった場合は事業者負担」とは、提案時の基準金利と、決定金利の下がった差額分を貴市が負担しないということ以外に想定するリスクがあるのでしょうか。 | 基本的にはご理解のとおりですが、質問No.143も参照してください。 |
| 169 | 実施方針 | 19 | 第4 | 1 | | | | | 責任分担に関する基本的な考え方 | 計画地外にて予定されている新駅他の建設が遅延した場合に、それに起因する本計画の遅延及び追加費用が発生する場合は、事業者は責を負わないものとし、それに対し、別途協議できるものと考えてよいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 170 | 実施方針 | 20 | | | | | | | リスク分担 | 不可抗力リスクは双方負担とありますが、特に自主提案施設を提案した場合の収益減少が、感染症の流行（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に起因するものを含む。）など、不可抗力によるものだった場合に事業者が負担するリスクをどのように想定されているか具体的にご教示願います。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 171 | 実施方針 | 21 | 第4 | 2 | | 表 | 設計 | 30、31 | 測量・調査 | 本計画地内において、市にて実施を行う予定の測量、調査をご教授ください。 | 本件施設用地内で市が実施予定の測量、調査はありません。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|---|----|---------------------------|---|---|
| 172 | 実施方針 | 21 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担表(案) 契約の未締結・遅延No. 29 | 市および事業者の双方の負担(○)とされていますが、どのような想定でしょうか。 | 議会の議決が得られなかった場合等が想定されます。 |
| 173 | 実施方針 | 21 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担表(案) 用地の確保 No. 39 | 「本施設建設用地以外の、本施設建設に要する用地の確保」とはどのような想定でしょうか。 | 資材置き場等が想定されます。 |
| 174 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No. 27 | 議会の否決により事業契約が締結できない場合、リスク負担は貴市となりますでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 175 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.30 | 不備、誤り等に、「不足」も加えて頂きたいので、ご検討ください。例えば、要求水準書資料10にあるゾーニング図において、附属プール用地エリアのボーリングデータが不足しておりますため、提案内容と実際の設計が異なる事態が考えられます。 | 原案のとおりとします。 |
| 176 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.31 | 事業者が実施する測量、調査に関し、事業者の責に当たらない隠れた瑕疵等が、設計中(もしくは施工中も)に発覚した場合、それは貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 177 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.40 | 計画地が埋蔵文化財包蔵地にかかっていますが、埋蔵文化財包蔵地の試掘結果が不明な状態で提案提出するスケジュールになっています。埋蔵文化財包蔵地以外から文化財が発見された場合は貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 178 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.49 | 地盤沈下に関し、事業者の責に当たらない予測し得ない原因で、地盤沈下が発生した場合、それは貴市の負担という理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 179 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No.45 | 周辺で同時に行われる工事の影響による遅延は、事業者の帰責事由に該当しないものと考えてよいでしょうか。 | 事業者の帰責事由に該当しない場合には、ご理解のとおりです。 |
| 180 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 契約の遅延(整理No27) | 事業契約の締結において、議会の承認が得られないことに起因する遅延等については、その後の工程調整を含め、事業者の責にならないようご配慮をお願いします。 | 事象によりますので明確にできませんが、可能な範囲で配慮するよう留意いたします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|---|----|--|---|---------------------------------------|
| 181 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保 用地の瑕疵 (整理No40) | 事業者が工事を着手する際、貴市から引き渡しを受ける土地の状況（地盤レベル、排水処理、法面処理、残置物、樹木等）について、情報開示をお願いします。 | 本回答時点で公表できる土地の状況は原案のとおりです。 |
| 182 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保 地質・地盤 (整理No42) | 土壌汚染について、これまで調査等を行なわれておりますでしょうか？ 現在、事業用地では解体工事が行われておりますが、その後、土壌汚染に関する調査等が行われる予定はございますでしょうか？ | 地歴より土壌汚染のおそれはないものと判断しており、調査の予定はありません。 |
| 183 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保 地質・地盤 (整理No42) | 今後、市が公表した資料から予測できない土壌汚染や地中埋設物が発見され、対策が必要となった場合は、その対策費は貴市に負担頂き、工期遅延についても事業者の責にならないとの理解でよろしいでしょうか？ | 入札公告時に示します。 |
| 184 | 実施方針 | 21 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保 工事遅延 (整理No45) | リスク分担保の「用地の瑕疵 (No40) 」や「地質・地盤 (No42) 」、「埋蔵文化財 (No44) 」により、市の負担となったものに起因して、工事が遅延する場合は、市の帰責事由によるものとの解釈でよろしいでしょうか？ | 入札公告時に示します。 |
| 185 | 実施方針 | 22 | - | - | - | - | - | - | 表 リスク分担保 表(案) | 第三者による施設の損傷は不可抗力に含まれ貴市にて負担いただけるとの認識で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 186 | 実施方針 | 22 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担保 (案) 器具備品等盗 難・破損・紛失 No. 63 | 市および事業者の双方の負担 (○) とされていますが、どのような想定でしょうか。 | 災害等により器具等が破損した場合が想定されます。 |
| 187 | 実施方針 | 22 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担保 (案) 契約不適合 No. 66, 67 | 設定期間とはどの程度の期間を想定されていますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 188 | 実施方針 | 22 | 第4 | 2 | | | | | リスク分担保 (案) 需要変動No. 69 | 市および事業者の双方の負担 (○) とされていますが、どのような想定でしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 189 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | リスク分担保 (案) | No. 62 第三者に起因する施設等の損傷において、事業者が善管義務を果たした上で、かつ第三者を特定することができない場合、当該損傷による損害は市にて負担いただけないでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|----|----|---|---|----|---------------------------|---|-------------|
| 190 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | 表 リスク分担表(案) | No.62(施設等の損傷)「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」とありますが、帰責者不明の施設の損傷等事象が発生した際には、No.25(不可抗力)「その他市又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象」に該当し、不可抗力として貴市と協議するということによろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 191 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | 表 リスク分担表(案) | No.66(契約不適合)「設定期間内に本件施設の契約不適合が見つかった場合」について、「設定期間」とはどのような期間を指すものでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 192 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | リスク分担表(案) 整理番号71 | 水光熱費は物価変動以外の要因による水光熱費の変動は事業者負担となっておりますが、物価変動による水光熱費の変動については、市負担という理解でよろしかったでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 193 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | リスク分担表(案) | 地盤沈下リスクが事業者負担となっておりますが、市が公表した資料から予測不可能なものは、地質地盤リスク分担に倣い、貴市負担と理解して宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 194 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | リスク分担表(案) | 不可抗力リスクが貴市と事業者の双方負担となっておりますが、事業者負担については、一般的なPFI案件に倣い、年間の各業務委託費の1%と理解して宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 195 | 実施方針 | 22 | 第4 | 4 | | | | | リスク分担表(案) | 急激な物価変動時にどのように変更対応を行うのかを、事業契約書案で数式や指標等を具体的にお示し下さいますようお願いいたします。物価改定の算定については、対象費目別に行うようにして頂きたい、ご検討願います。 | 入札公告時に示します。 |
| 196 | 実施方針 | 22 | 第4 | 62 | | | | | 施設等の損傷 | 不可抗力に起因する損傷等については、市及び事業者両者での協議事項という解釈で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 197 | 実施方針 | 22 | 第4 | 64 | | | | | 器具部品等盗難・破損・紛失 | 第三者が判明しない場合において、費用負担を協議事項にできないでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 198 | 実施方針 | 22 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担表 No. 66 契約不適合 | 設定期間内という表現がありますが、これは瑕疵担保期間内と理解すればよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|----|---|---|----------|---------------------------|---|-------------------|
| 199 | 実施方針 | 22 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保施設等の損傷(整理No61) | 経年劣化による損傷は、事業者が負担できるものではないため、貴市による負担としていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 200 | 実施方針 | 22 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保光熱水費(整理No71) | 光熱水費リスクについて、仮に国体やオリンピックといった大規模大会で本施設が使用された場合の変動は、貴市が負担するという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.24を参照してください。 |
| 201 | 実施方針 | 22 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保運営・維持管理(光熱水費No. 71) | 「物価変動以外の要因による光熱水費の変動」については事業者のリスクとありますが、「物価変動」についての詳細(変動率等)についてご教示ください。 | 入札公告時に示します。 |
| 202 | 実施方針 | 22 | 第4 | 表 | | | | | リスク分担保運営・維持管理(光熱水費No. 71) | 「物価変動以外の要因による光熱水費の変動」については事業者のリスクとありますが、実績が貴市との事業契約で定めた金額を下回った場合、その差額の取り扱いはどの様になりますでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 203 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | 71 | 表 リスク分担保(案) | 水道事業の民営化など、公共インフラの民営化あるいは民営インフラの公共化も事業者リスクから除外されると考えてよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 204 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | 66 67 | 表 リスク分担保(案) | 運営・維持管理の「契約不適合」の欄に、「設定期間」という言葉が出てきますが、これは何を指しているのでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 205 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | リスク分担保(施設等の損傷) | 施設の損傷について、第三者(施設利用者等)による損傷、帰責者が不明な損傷、これらについても貴市の負担という理解でよろしいでしょうか。事業者が適切な運営・維持管理をしているうえで、上記の損傷については、事業者でコントロール不可であり、施設所有者である貴市に負担していただくべきと考えます。 | 入札公告時に示します。 |
| 206 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | リスク分担保(器具備品等盗難・破損・紛失) | 整理No. 63について、負担者が市・事業者となっているがどのように整理される予定でしょうか。No. 25と同様の整理となる理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 207 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | リスク分担保(性能確保) | ここでいう性能確保は、経年による劣化は許容されるもの(要求水準10ページ_12. 事業期間終了時の要求水準)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------|----|----|---|-----|---|---|----|----------------------------|---|--|
| 208 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表(案) 運営・維持管理施設等の損傷 | 不可抗力を除く事故・災害とは、どの様なことを想定しているのかご教示ください。 | 事業者が善管義務を果たさずに事故や災害が起こった場合を想定しています。 |
| 209 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | 表 リスク分担表(案) 運営・維持管理光熱水費 | 光熱水費の負担で、物価変動以外の要因による光熱水費の変動は事業者となっておりますが、どの様なことを想定しているのかご教示ください。 | 整備不良や管理不足等の事業者の責により大きく光熱水費が変動した場合等を想定しています。 |
| 210 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | リスク分担表(案) | JR新駅の整備が計画より遅れ、施設整備費や運営の需要変動、自主提案施設の事業等に影響が出た場合は、貴市のリスク分担との理解でよろしかったでしょうか。 | ご質問の場合において、事業者とJR西日本のとの協議となり、本市も合理的な範囲において事業者の協議に応じるものとしします。詳細は入札公告時に示します。 |
| 211 | 実施方針 | 22 | 第4 | | | | | | リスク分担表(案) 光熱水費 | 光熱水費の変動リスクについて、本事業は開業後3年間は実績値での精算として、それ以降を事業者提案としていただけないでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 212 | 実施方針 | 22 | 第4 | 2 | | | | | 埋蔵文化財について | 実施方針のP22の第4章2の44、リスク分担表では埋蔵文化財発見について予見できない埋蔵文化財が発見された場合、市負担となっておりますが、要求水準書のP14第2章2(4)では事業者は市が提供する試掘結果を踏まえ、業務着手後に市と協議のうえ、業務遂行に必要と考えられる調査も含め、各業務を行うこと、とありますが、費用負担はリスク分担表を正とし、リスク分担表に準ずる(市負担)と考えて宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 213 | 実施方針 | 22 | | | | | | 62 | 表 リスク分担表(案) 施設等の損傷 | 「不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷」は事業者負担とされておりますが、事業者の帰責事由によるものではなく、第三者の責めによる損傷も事業者負担を想定されているのでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 214 | 実施方針 | 22 | | | | | | 73 | 表 リスク分担表(案) 性能確保 | 壁や天井等は、施設における能力が実現されていれば、経年劣化による多少の変色や汚れ等があっても、性能確保されているとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No207を参照してください。 |
| 215 | 実施方針 | 22 | | | | | | | リスク分担表(案) 需要変動 | 新型コロナウイルス感染防止対策等のための施設休業や営業時間短縮による収益減少は、市の施策変更に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.120を参照してください。 |
| 216 | 実施方針 | 24 | 第6 | 1 | (2) | | | | 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 | 「事業者の財務状況が著しく悪化」とありますが、施設の整備期間中はSPCが数期連続して赤字となることが想定されます。つきましては、「財務状況の著しい悪化」の定義をご教示ください。 | 損益状況だけでなく資産状況等も総合的に勘案し、事業の継続履行が困難と合理的と考えられる場合となります。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----------|----|----|-----|-----|---|---|----|-------------------------------------|---|---|
| 217 | 実施方針 | 24 | 第6 | 3 | | | | | 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合 | 「市又は事業者の責めに帰すことのできない事由」との記載がありますが、「市又は事業者のいずれの責めに帰すことのできない事由」との記載が正しいと考えますが、いかがでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 218 | 実施方針 | 24 | 第6 | 1~3 | | | | | 事業契約解除と指定管理の指定取り消し | 事業契約が解除された際には指定管理の指定も取り消しとなる建付けではないでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 219 | 実施方針 | 25 | 第7 | 1 | | | | | 事業所税 | SPCは、貴市の要求水準に基づき事業を行う株式会社であり、あくまでも本事業の事業主体は貴市であることから、SPCに事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。 | 事業所税は課税対象です。詳細は姫路市市民税課にご確認ください。 |
| 220 | 実施方針 | 25 | 第7 | 2 | (1) | | | | 国からの補助金及び地方債等 | 現在、適用をお考えの補助金の内容、制度等についてご開示をお願いします。 | 国の補助金である都市構造再編集集中支援事業です。 |
| 221 | 実施方針 | 26 | 第8 | 2 | | | | | 指定管理者の指定 | 指定管理者の指定について、事業契約締結時に併せて議決される認識で宜しいでしょうか。また、指定期間は開業準備開始時から事業期間（運営・維持管理業務期間）終了時という認識で宜しいでしょうか。 | 現時点は、決定していません。 |
| 222 | 実施方針第3号様式 | | | | | | | | 個別対話申込書 | 貴市の設定した日時に申込書に記載した者が出席出来ない場合、指定人数内で出席者を変更することは可能でしょうか。1週間の内設定される時間が読めない為、ご調整いただいた時間で出席出来る者が対応したいと考えております。 | 当日に別途、変更した申込書を提出していただければ可とします。 |
| 223 | 実施方針第3号様式 | | | | | | | | 個別対話申込書 | 様式の上段に、申込者の所在地、商号又は名称、代表者名を記載する欄がございますが、この代表者は、対話参加者を代表するものとして、申込者の担当者でもよろしいでしょうか？ | 会社の代表者名を記載してください。なお、グループで参加される場合は、グループの担当者が所属する会社の代表者を記載してください。 |
| 224 | 要求水準書（案） | 3 | 第1 | 4 | (3) | | | | 周辺事業との連携 | 周辺事業との連携とは、P1用語の定義「周辺事業」に記載の資料7、資料14の工事及び資料22に記載の整備事業との連携と考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。なお、資料22の範囲内で今後行われる事業も指します。 |
| 225 | 要求水準書（案） | 3 | 第1 | 4 | (3) | | | | 周辺事業との連携による効率的かつ効果的な事業遂行 | 周辺事業との連携において事業者のリーダーシップが発揮されることを期待している。とありますが、どのようなリーダーシップを期待されているかご教授頂けますでしょうか。 | 本事業を円滑に進めるため、本事業にとって必要な情報収集及び調整等において主体的に業務を遂行いただくことを期待しております。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|----|---|-----|---|---|----|-----------|---|--|
| 226 | 要求水準書（案） | 3 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 令和8年4月1日から令和8年9月30日（6か月間）の間に限ると記載ありますが、実施方針書には令和3年12月に事業契約締結とあり、不整合があります。期間を再度お示しいただけますでしょうか？ | ご指摘の点は「事業者の提案する期日」に係る条件です。当該条件は、建設業務完了日を事業者の提案によって、令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）9月30日の間に限り設定できるという内容です。 |
| 227 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 設計・建設業務期間について「事業契約締結の日～事業者の提案する期日」との記載がありますが、実施方針4頁第1章1(6)スケジュール（予定）では「事業契約締結令和3年12月」、「設計・建設業務期間 令和4年1月～令和8年5月」となっています。この期間の開始日につき、要求水準書、実施方針書どちらの記載が優先されるのでしょうか。 | 要求水準書（案）を優先します。 |
| 228 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 事業者の提案により工期を令和8年4月1日までとした場合、共用開始日を令和8年10月1日より前とすることは可能でしょうか。その場合、事業終了日は前倒しになりますでしょうか。 | 工期について、原案のとおり令和8年（2026年）4月1日から令和8年（2026年）9月30日の間に限り設定してください。供用開始日は令和8年10月1日とします。また、事業終了日についても原案のとおりとします。 |
| 229 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 設計・建設業務期間の終期（事業者提案）が引渡日（所有権移転の日）という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 230 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 設計・建設業務期間に関し、事業者の提案する期日は令和8年4月1日から令和8年9月30日の間に限るとあります。こちらの期日は開館準備業務を含んだ完了期日であるとの理解でよろしいでしょうか。（実施方針P4の実施予定スケジュールでは、設計・建設期間 令和4年1月～令和8年5月、開業準備期間 令和8年6月～令和8年9月と記載） | 開業準備業務は建設業務完了前であっても着手できるものとしています。そのため、ご指摘の要件はあくまで建設業務完了日に限る条件としてご検討ください。開業準備期間は建設業務完了日を踏まえ提案してください。なお、実施方針に記載のある予定スケジュールは市の予定するスケジュールであり、要求水準として応募者の提案を妨げるものではありません。 |
| 231 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 市への施設引渡しは、設計図書に定められた建設工事を完了させ、所定の検査等手続を完了した上であれば、開館準備業務着手前に行えるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 232 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 「設計・建設業務期間に関し、事業者の提案する期日は令和8年4月1日から令和8年9月30日の間に限る」とありますが、令和8年10月1日の供用開始日は変更できないが、事業者の提案により、供用開始に先立ち最大で6カ月、建物の引渡しを早めることができるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 233 | 要求水準書（案） | 4 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 実施方針P4において設計・建設業務期間は令和4年1月～令和8年5月との記載がありますが、事業契約締結の日～事業者の提案する期日（令和8年4月1日～令和8年9月30日の間に限る）が正しいという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 227を参照してください。 |
| 234 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (2) | | | | 開業準備期間 | 実施方針の事業実施スケジュール（予定）では、令和8年6月～令和8年9月と示されておりますが、要求水準書案では、事業者の提案によるとございます、どちらが正でしょうか。 | 質問No. 227を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|----|---|------------|---|---|----|----------------------|--|---|
| 235 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (2) | | | | 開業準備業務期間 | 設計・建設業務期間の終期および開業準備業務期間が事業者提案となっていますが、設計・建設業務期間の終期の翌日から供用開始日（令和8年10月1日）の前日までが開業準備期間という認識で宜しいでしょうか。 | 質問No. 230を参照してください。 |
| 236 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (2) | | | | 開館準備業務期間 | 開館準備業務期間は「事業者の提案による。」とありますが、実施方針（P.4 第1章1（6）事業の実施スケジュール（予定））には、「開業準備業務期間 令和8年6月～令和8年9月」とお示しされています。これは貴市が想定されている期間との理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 227、230を参照してください。 |
| 237 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (2) | | | | 開館準備業務期間 | 実施方針4Pの事業の実施スケジュールには、「開業準備業務令和8年6月～9月」とありますが、要求水準書本箇所には、「事業者の提案による」と記載があります。どちらが正しい期日なのかご教示お願いいたします。 | 質問No. 227を参照してください。 |
| 238 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (1) | | | | 設計・建設業務期間 | 実施方針4Pの事業の実施スケジュールには、「設計・建設業務期間は令和4年1月～令和8年5月」とありますが、要求水準書本箇所には、「令和4年4月1日～令和8年9月30日の間で事業者が提案する期日」と記載があります。どちらが正しい期日なのかご教示お願いいたします。 | 質問No. 227を参照してください。 |
| 239 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (1) (2) | | | | 設計建設業務期間 開館準備業務期間 | 実施方針(案)4頁第1章1（6）事業実施スケジュール(予定)には、設計・建設業務期間令和4年1月～令和8年5月、開業準備業務期間令和8年6月～令和8年9月とされていますが、設計・建設業務期間中に開業準備業務を開始してもよろしいでしょうか。 | 質問No. 230を参照してください。 |
| 240 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (3) | | | | 供用開始日 | 供用開始日は、設計・建設業務期間の終期の提案によらず令和8年10月1日という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 241 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (3) | | | | 供用開始日 | 事業者の提案により、設計・建設業務完了日を早めることができ、供用開始日も令和8年10月1日から早めることができる場合、運營業務期間を変えずに運營業務終了日も早まるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 228を参照してください。 |
| 242 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (3) | | | | 供用開始日 | 設計・建設業務期間並びに開業準備業務期間を令和8年9月30日よりも早期化する提案とした場合、供用開始日を令和8年10月1日より早期化する提案を行うことは可能でしょうか。 | 質問No. 228を参照してください。 |
| 243 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 7 | (4) | | | | 運営・維持管理業務期間 | 疫病やその他の事由で工期が遅れた場合における運営・維持管理業務期間は変更となりますでしょうか。 | 本書公表時点においては、ご質問の内容を流行性感染症に限定した場合において、工期の遅れによる運営・維持管理業務期間の変更に係る市と事業者との協議を行う方針です。詳細は事業契約書（案）において示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|----|---|-----|---|---|----|-----------------|---|--|
| 244 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 8 | | | | | 遵守すべき法令等 | 「各種基準、指針等についても～（中略）～適宜参考にすること」とありますが、各種基準・指針については、あくまでも参考であり、要求水準を満たすこと前提とし、事業者提案という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準を達成する上で必要と考える各種基準・指針を提案してください。 |
| 245 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 8 | | | | | 遵守すべき法令等 | 「建築保全業務共通仕様書（国土交通省）」は参考としつつ、要求水準を満たしたうえで、事業者のノウハウにより業務を遂行すればよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 246 | 要求水準書（案） | 5 | 第1 | 8 | | | | | 順守すべき法令等 | ここで示される法令や、実施方針、要求水準書、今後公表される入札説明書、各種質疑回答等が抵触した場合、優先して適用される順序をお示しください。 | 本書公表時点においては、事業契約書、基本協定書、入札説明書等に関する質問及び意見に対する回答書、入札説明書、事業者提案書、要求水準書、実施方針等に関する質問及び意見に対する回答書、実施方針の順にその解釈を優先する方針です。詳細は事業契約書（案）において示します。 |
| 247 | 要求水準書（案） | 6 | 第1 | 8 | (2) | | | | 条例等 | 兵庫県総合治水条例における調整池への対応について、条例の施行規則では開発行為後の当該土地の「流量係数」が開発行為を行う前の「流出係数」と比べて上回る場合に生じる、とありますが、開発行為を行う前とは、どの時点と考えるのでしょうか | ご質問にある「開発行為を行う前」とは、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所にお問い合わせください。 |
| 248 | 要求水準書（案） | 8 | 第1 | 8 | (3) | | | | 姫路市遊泳用プール指導要綱 | 遵守すべき法令等において、「姫路市遊泳用プール指導要領」の記載がございますが、当該資料をHP等で確認できませんでした。何等か内容を拝見できる方法等ご指導ください。 | 入札公告時までには示します。 |
| 249 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (2) | | | | 統括責任者及び業務責任者の配置 | 「各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者とし」とありますが、どのような理由で本配置要件を設定されたのか、理由をご教示いただけますでしょうか。 | 各業務責任者はSPCから直接業務を受ける企業から配置することとしており、当該業務責任者の業務品質・業務環境の管理能力が活かされることを求めています。そのため、施設整備及び運営・維持管理が長期に渡る本事業において、当該責任者を安定的・継続して雇用できる者が事業全体の円滑化に資することを期待し、「正社員として継続して3年以上雇用関係にある者」としてしております。 |
| 250 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (2) | | | | 統括責任者及び業務責任者の配置 | 維持管理業責任者は、維持管理業務従事者と兼務することも可能と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準を遵守の上、可とします。なお、設計業務責任者、建設業務責任者、開業準備業務責任者、及び運営業務責任者においても同様とします。 |
| 251 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「統括責任者は本件施設引き渡し前後期間において運営業務に特化した人材に市が承認したうえで変更することが出来る。」とありますが、この前後期間とは具体的にどの程度の期間を想定されておられますでしょうか。 | 統括責任者が変更となることで、事業者の行う各業務に支障がない期間を想定しています。 |
| 252 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 統括責任者の役割として、「事業全体についての総合的な調整」「事業全体の統括」などが記載されていますが、具体的な業務内容については、要求水準書案に記載されているもの以外は事業者判断によるとの理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|---|----|---|-----|---|---|----|----------|--|---|
| 253 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「所属する会社の正社員として」とありますが、「正社員」の定義について、想定される条件等をお持ちでしたらご教示ください。 | 正社員とは、厚労働省の定義する「事務所において、一般労働者及び短時間労働者のうち、正社員・正職員とする者」をいいます。正社員であることを証する書類としては、在職証明書等を予定しています。 |
| 254 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「業務全体のマネジメントを担う企業」というのは、コンソーシアム代表企業ということでしょうか。定義をご教示ください。 | 業務全体のマネジメントを担う企業とは、要求水準書（案）に示す各業務を専門に行う者ではなく、各業務のマネジメントを行う者をいいます。なお、業務全体のマネジメントを担う企業とは代表企業は一致する必要はありません。 |
| 255 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「統括責任者は、・・・直接雇用する正社員を配置すること」とありますが、その他の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）に示す要求を満たすことを前提とし、ご理解のとおりです。 |
| 256 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「統括責任者は、SPC又は業務全体のマネジメントを担う企業が直接雇用する正社員を配置すること」とあります。また、「統括責任者は本件施設引き渡し前後期間において運營業務に特化した人材に市が承認した上で変更することができる」とありますが、運營業務に特化したとなると運営企業からの選定となり、その場合は、前段と異なる組織に帰属することが想定されますが、それも含めてご承認頂けるということでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、「SPCと緊密に連携、調整を行える者と市が承認した場合に限る」ことを要件として追加させていただきます。 |
| 257 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 業務責任者の配置 | 各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者とされています。運營業務責任者、維持管理業務責任者については他の業務従事者からあらかじめ責任者代理として定めた人員を配置することとなっていますが、責任者代理についても所属する会社の正社員であることとしますか。 | 各業務責任者に代理を配置する場合、当該代理に所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者を配置する必要はありません。ただし、あくまでも代理であるため、「該当する業務責任者と同等の能力を有する者であると市が承認した場合に限る」ことを要件として追加させていただきます。 |
| 258 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者、との記載があります。契約社員や定年後の再雇用である社員は配置不可との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、質問No. 249、253を参照してください。 |
| 259 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 総括責任者 | 「統括責任者は運營業務責任者を兼務することができる。」とありますが、統括責任者は、運營業務責任者に加え開業準備責任者も兼務することができるとしていただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 260 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 例えば代表企業が建設会社の場合、当該建設会社から統括責任者と建設業務責任者を各1名選出し、配置することは可能ですか？ | ご質問の内容は可能です。 |
| 261 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 統括責任者は施設の引き渡し前後において運營業務に特化した人材に変更可能とございますが、SPCのスポンサーが運営企業であるにかかわらず、統括責任者の交代は可能との理解でよろしいでしょうか？ | ご質問の内容は、運営企業が実施方針において定義する協力企業となる場合と代表企業又は構成企業となる場合の2パターンと解釈致します。どちらの場合においても「運營業務に特化した人材」と市が承認した場合は統括責任者の交代は可とします。なお、質問No. 256を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|----|-----|---|---|----|-----------|---|--|
| 262 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 施設整備期間の統括責任者は建設業務との兼務は認めていただけないのでしょうか。 | 統括責任者と建設業務責任者の兼務は認めておりません。 |
| 263 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「統括責任者は、事業全体をするためSPC又は業務全体のマネジメントを担う企業が直接雇用する正社員を配置すること。」との記載がありますが、「業務全体のマネジメントを担う企業」とは必ずしも代表企業でなくともよいという認識よろしいでしょうか。 | 質問No. 254を参照してください。 |
| 264 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 9 | (1) | | | | 統括責任者 | 「次の図に示す各業務責任者は所属する会社の正社員として継続して3年以上雇用関係にある者とし」とありますが、体制図に記載のない新体育館の担当運営業務責任者、市民プールの担当業務責任者はこの要件は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 265 | 要求水準書（案） | 9 | 第1 | 10 | (5) | | | | 開業準備責任者 | 開業準備業務責任者は、運営業務責任者との兼務を可とするが、その場合において統括責任者との兼務は認めないとありますが、その理由についてご教示ください。 | 統括責任者には事業全体のマネジメントを求めおり、各業務を客観的に管理、調整することを求めています。本事業において開業準備業務には運営業務とは異なる性格の業務も求めていることから、ご意見のような兼務状態は責任者の労務過多及び管理不十分な状態になることが懸念されます。開業準備業務を確実に実施いただくため、運営業務責任者と開業準備業務責任者を兼務する場合は統括責任者を別とし、責任者としての役割に客観性を確保することを要求しております。 |
| 266 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (7) | | | | 維持管理業務責任者 | 維持管理業務に着手する2週間前までに配置とありますが、これは現地での執務を求めるものではなく、選任し貴市に届け出ればよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 267 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (6) | | | | 運営業務責任者 | 運営業務に着手する2週間前までに配置とありますが、これは現地での執務を求めるものではなく、選任し貴市に届け出ればよいという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 266参照してください。 |
| 268 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (5) | | | | 開業準備業務責任者 | 開業準備業務に着手する2週間前までに配置とありますが、これは現地での執務を求めるものではなく、選任し貴市に届け出ればよいという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 266を参照してください。 |
| 269 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (4) | | | | 建設業務責任者 | 本節にて監理技術者と建設業務責任者との兼務が可となる旨のご記載がございますが、本件建設工事では、主に解体、新築工事等を中心とする建築工事と、造成、デッキ、擁壁建設等を中心とする土木工事が存在します。そこで、建築工事は、共同企業体の代表者から1名、土木工事は企業体の構成会社から1名、各々監理技術者を専任する、というような形にすることは可能でしょうか。 | 要求水準を遵守の上、可とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|----|-----|---|---|----|----------------|--|--|
| 270 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (4) | | | | 建設業務責任者 | 建設業務を統括する技術者の施工実績等の資格要件はないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 271 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (3) | | | | 工事監理業務責任者 | 建築の工事監理者を配置するよう記載されていますが、要求する資格要件等をご教示いただけますでしょうか。 | 工事監理者は建築基準法及び建築士法に規定される要件を満たす者であり、本事業において当該要件以外の資格要件はありません。 |
| 272 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (3) | | | | 工事監理業務責任者 | 土木の工事監理者を配置するよう記載されていますが、要求する資格要件等をご教示いただけますでしょうか。 | 質問No. 271を参照してください。 |
| 273 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (3) | | | | 工事監理業務責任者 | 電気の工事監理者を配置するよう記載されていますが、要求する資格要件等をご教示いただけますでしょうか。 | 質問No. 271を参照してください。 |
| 274 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 9 | (3) | | | | 工事監理業務責任者 | 機械の工事監理者を配置するよう記載されていますが、要求する資格要件等をご教示いただけますでしょうか。 | 質問No. 271を参照してください。 |
| 275 | 要求水準書（案） | 10 | 第1 | 11 | (1) | | | | 要求水準の変更 | 「ウ．市の事由により～」とありますが、現時点で想定されているケースをご教示ください。 | 現時点では想定することはできません。 |
| 276 | 要求水準書（案） | 11 | 第1 | 12 | (1) | | | | 事業期間終了時の要求水準 | 「機能、性能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容する」とありますが、例えば非常照明等の蓄電池等の消耗品等についても、災害発生時に当該設備としての機能を発揮できる状態であれば「経年による劣化」として許容されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご質問の場合に限り、ご理解のとおりです。その他場合の内容は個別案件により判断されるものですので、対象により市と事業者が協議のうえ、予め経年による劣化と判断できる対象を定める、又は対象・事象毎に市と事業者とが協議の上定めることが基本になると存じます。詳細は事業契約書（案）において示します。 |
| 277 | 要求水準書（案） | 11 | 第1 | 12 | (1) | | | | 基本的な考え方 | 「機能及び性能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする」とありますが、その経年による劣化の程度についてご教示下さい。 | 質問No. 276を参照してください。 |
| 278 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 1 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 「新体育館のメインアリーナには2階に加え1階にも観客席を設け」とありますが、新体育館の1．2階への配置が必須という事でしょうか。又はメインアリーナの1階と2階に観客席を設けるという意味合いでしょうか。 | メインアリーナの1階と2階に観客席を設けることを要求しております。なお、メインアリーナの1階とは競技面が位置する階をいい、メインアリーナの2階とは前述の1階の次の階層を言います。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|----|-----|---|---|----|------------------------|--|---|
| 279 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 1 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 中央体育館では市民利用等を充実させると御座いますが、新体育館において平日の市民利用を妨げないものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりであり、中央体育館が市民利用等を充実させることで、新体育館の平日において市民利用を制限すること及び制限する必要はございません。 |
| 280 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 1 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 新体育館の役割の中で、大規模大会等の誘致、「みるスポーツ」の充実、トップアスリートの育成とありますが、教室利用はできないのかご教示ください。 | 教室事業は要求水準書（案）を遵守の上、自主提案事業として実施することができます。 |
| 281 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 1 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 本件施設の利用者には、現在中央体育館及び総合スポーツ会館をご利用になられている方が多くおられると予想されます。現在の中央体育館及び総合スポーツ会館の過去3か年程度の稼働率や利用者状況の実績についてお示しいただけますでしょうか。 | 入札公告時までには示します。 |
| 282 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 1 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 現在の中央体育館及び総合スポーツ会館の過去3か年程度の施設使用料収入の実績について把握されている項目毎にお示しいただけますでしょうか。 | 入札公告時までには示します。 |
| 283 | 要求水準書（案） | 11 | 第2 | 2 | (1) | | | | 中央体育館との機能・役割分担 | 「新体育館のメインアリーナには、2階に加え、1階にも観覧席を設け・・・」とありますが、その趣旨としてはp15に記載とおり、フロアレベルに観覧席を設けることを指し、メインアリーナ自体の階は指定しないものと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 284 | 要求水準書（案） | 11 | 第1 | 12 | (1) | | | | 自主提案施設について | 基本的な考え方として本件施設の全てを市に引き継ぐとありますが、分棟として整備した場合、自主提案施設はどのようにお考えでしょうか。 | 自主提案施設は、事業期間終了後、内装等撤去を行った状態で市に返還することとしております。ただし、市と事業者の協議により、自主提案施設を無償で譲り受ける場合があります。 |
| 285 | 要求水準書（案） | 12 | 第2 | 1 | (4) | | | | 中央体育館との連携によるスポーツ・健康の振興 | 中央体育館は本事業の維持管理運営の業務範囲外の理解で宜しいでしょうか。提案時点においては、本事業のみの教室・講座を提案することで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 286 | 要求水準書（案） | 12 | 第2 | 1 | (3) | | | | 競技用プール | 市民プールでのこれまでの大会等開催実績について直近5年分程度のご開示をお願いいたします。（大会名、主催者、来場者数、大会日数等を含む） | 入札公告時までには示します。 |
| 287 | 要求水準書（案） | 12 | 第2 | 1 | (2) | | | | 県立武道館との機能・役割分担 | 近的・遠的競技が行える施設とし、大規模大会を開催できる施設とすると御座いますが、大規模大会とは全国大会レベルの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|---|----|-----------------------------|--|---|
| 288 | 要求水準書（案） | 12 | 第4 | 1 | (4) | | | | 中央体育館との連携によるスポーツ・健康の振興 | 中央体育館及び県立武道館との機能・役割分担は明確な棲み分けをお示しいただいていますが、中央体育館と本件施設との教室や講座の棲み分けはどのようにお考えかご教示ください。 | 現在、総合スポーツ会館及び中央体育館で実施している教室等については、将来、総合スポーツ会館の廃止時点で、中央体育館及び新体育館で継承していくことを想定しています。その際の事業規模、教室数等については、事業者の提案を踏まえ、調整することを考えています。 |
| 289 | 要求水準書（案） | 13 | 2 | 2 | (1) | | | | 本件施設用地の概要 | 本書資料編の内容について再度関係機関に確認を行うこと、とありますが、要求水準書中に「提案書作成段階で協議を行うこと」と記載されている以外の項目における関係機関との協議は事業者確定後に行うものと考えて宜しいですか。また、提案書作成段階で必要に応じて、事業者が関係機関にヒアリングを行うことは認められますか。 | 前段のご質問はご理解のとおりです。後段のご質問については可とします。 |
| 290 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (8) | | | | JR姫路・英賀保間新駅設置に伴う立地環境を活かした施設 | 「JR新駅利用者にとっても便利施設となる飲食店やコンビニエンスストア」とありますが、JR新駅の駅構内にコンビニエンスストアの計画は無いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 291 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (8) | | | | JR新駅設置 | 本件施設の供用開始（令和8年10月1日）段階では、新駅及び駅前広場は供用されていると考えて計画を検討してよろしいでしょうか？ | ご理解の通りです。 |
| 292 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (8) | | | | JR新駅設置 | 本件施設用地と接続する駅前広場は、タクシーやバス、一般車両の乗り入れ等、どのような使われ方、利用頻度で計画されておられますか？ 待合スペースの設置の有無や本件施設用地との境界処理等、駅前広場の計画概要についてご指導ください。 | 駅前広場の計画概要としてお示しできる情報は資料4、資料10、資料14に示す通りです。本件施設用地と駅前広場の境界処理については資料10及び資料21を参照してください。 |
| 293 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (8) | | | | JR新駅設置 | 駅前広場には駐輪場整備の計画はございますでしょうか？計画内容（台数、供用開始時期、利用料金設定等）と併せてご指導ください。 | 資料4に示す位置において駐輪場整備する計画としていますが、その内容については今後検討することとしております。 |
| 294 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (8) | | | | JR姫路・英賀保間新駅設置に伴う立地環境を活かした施設 | JR新駅利用者にとっても便利施設となる飲食店やコンビニエンスストアなどを利用者にアクセスしやすい位置に配置する。とありますが、JR新駅利用者にとってアクセスしやすい位置であれば、特にそれらの施設が連絡通路と同じ床レベルでなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | JR新駅利用者にとってアクセスしやすい位置に加え、本件施設及び手柄山中央公園利用者にとってアクセスしやすいことが要求事項となります。また、ご質問のとおり、前述の回答内容を遵守できるのであれば、ご質問にある便利施設は連絡通路と同じ床レベルに位置する必要はございません。 |
| 295 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 1 | (7) | | | | 環境への配慮や災害時に対応できる施設 | 「新市民プールのプール水を災害時には生活雑水として利用する」とありますが、これは「屋内競技用プール」と「附属プール（屋外）」の2施設にて同様の利用を想定されているのでしょうか。 | 基本的には屋内競技用プールと想定しておりますが、ご提案にお任せします。 |
| 296 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (3) | | | | 地中障害の状況 | 地歴より土壌汚染の可能性は低い土地であると判断しているとの記載がありますが、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の提出時に土壌汚染対策法に基づく調査命令は発出されないものとして考えてよろしいでしょうか。もし調査命令が発出された場合は別途工程変更及び精算いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。後段の「もし」以降のご質問について、詳細は事業契約書（案）において示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|-----|---|----|------------------|--|---|
| 297 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (3) | | | | 地中障害物の状況 | 解体工事における対象構造物の地中構造物については、全て撤去済と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 298 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (3) | | | | 地中障害物の状況 | 杭や地盤改良後の地盤は現地に存在しないと考えるとよろしいでしょうか。 | 杭は全て撤去します。なお、杭引き抜き跡は地盤改良を行います。 |
| 299 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (2) | | | | 地盤などの状況 | 資料6のボーリングからは計画地東側の地質が想定できません。事業開始後に事業者が実施することありますが、事業者が想定した地盤と大きく違い工法やコストに変更が生じる場合、契約変更は認められますでしょうか。 | 本件施設用地東側に関する地質情報は、資料6のp15以降のとおりですので、資料6の情報を踏まえ、提案を作成してください。 |
| 300 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (1) | | | | 都市公園法における建蔽率について | 都市公園法における敷地面積（公園面積）と、解体予定の建物を除く、既存建物の建築面積をお示してください。 | 質問NO.44を参照してください。 |
| 301 | 要求水準書（案） | 13 | 第2 | 2 | (1) | | | | 本件施設用地の概要 | 入札書および提案書の提出締切までの期間中に、本資料編の内容について、市の関係部署と適宜協議を行ってもよろしいでしょうか。 | ご質問の内容に限り、市の関係部署と適宜協議を行うことは可能です。ただし、当該協議の結果、全者共通に公表すべき共通の事業条件が生じた場合、市は協議者に事前通知のうえ、前述の共通の事業条件を公表する場合があります。 |
| 302 | 要求水準書（案） | 14 | 2 | 2 | (7) | | | | | 当該敷地に関する水道供給能力、下水道排水能力、ガス敷設条件、電力供給条件等は、提案書作成段階で事業者が関係機関又はインフラ供給者に直接確認を行ってよろしいでしょうか。 | 本事業の提案書作成を目的とする限りにおいて、ご質問にある関係機関又はインフラ供給業者に対し確認いただいても結構です。 |
| 303 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | ア | | | | 周辺地域の特別高圧受電網の状況をご教示ください。 (今計画敷地に特別高圧が受電可能か。) | 供給業者に対し確認願います。 |
| 304 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | ア～キ | | | 各種インフラの整備状況 | 各インフラの管理者とこれまで実施されている関係各課との協議内容および意見をご提示ください。 | ご質問の内容に対し、市がこれまで行った関係各課との協議内容及び意見は要求水準書（案）及び同資料編のとおりです。 |
| 305 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | ア～キ | | | 各種インフラの整備状況 | 質問No.304に関連し、地区外水道、汚水についての事業として利用できる供給量（排出量）の上限値は設定されていますか。存在する場合はご提示ください。また、汚水排水の流域図の提示をお願いします。 | 水道給水管は最大口径100mmまで取り出し可能です。汚水排出量について、基幹となる幹線管渠が近接しており、流入予定量に合わせた管渠整備を予定しています。汚水排水の流域図については姫路市下水道整備室にてお問合せください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|------------|----|-----------------|--|--|
| 306 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | イ | (ア) (イ) | | ガスの活用 | 多様なインフラ設備活用は都市災害を踏まえると必須と考えますが、都市ガスが敷設されていない状況で、「ガスを活用しないで、要求水準を達成できた場合、防災拠点である当スポーツ施設をオール電化の施設としてもよい」と考えてよろしいですか。 | ガスを活用しないで、要求水準を達成できた場合において、ご理解のとおりです。 |
| 307 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | イ | | | 各種インフラの整備状況（ガス） | 前面道路に都市ガスが敷設されておらず、ガスを活用する場合は事業者の提案により行うこと、とありますが、前面道路までのガス敷設はまさに公共インフラ整備であり、事業者提案とすることが難しいものと認識しており、貴市による整備をご検討いただけないでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 308 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | ウ | | | 上水道 | 上水道の分担金は必要でしょうか。また、必要な場合、現在の引き込み口径の分担金との差異を確認したいので、現在のメーター口径をご教示ください。 | 現在の引き込み口径は75mmですが、新規に申請する場合として分担金が必要です。 |
| 309 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | オ | | | 雨水 | これまでに貴市が行った協議内容を開示ください。また、流末河川改修等の必要性はどのように考えればよいでしょうか。 | 前段のご質問について、市がこれまで行った関係各課との協議内容及び意見は要求水準書（案）及び同資料編のとおりです。後段のご質問について、流末河川改修等の必要が生じぬよう、雨水排水計画をご提案下さい。 |
| 310 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | | | | 各種インフラの整備状況 | 資料9記載の「「通信・高圧引込可能範囲」における既存電柱は、前面道路拡幅工事に合わせ令和4から5年度に歩道南側（手柄山中央公園側）へ移設予定である。」から、前面道路拡幅工事は令和4年度～5年度に行われると考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、令和4年から5年度に実施する工事は暫定的な道路を整備するものであり、本格的な道路整備は令和7年度以降に行う予定です。 |
| 311 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | | | | 各種インフラの整備状況 | 前面道路拡幅工事や電柱移設の工事エリアをご提示いただけますでしょうか。 | 資料9のとおりです。 |
| 312 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | | | | 各種インフラの整備状況 | 上水および下水の引き込みに関して条件がある場合はご教示ください。 | 要求水準書(案)及び同資料編の通りです。また、水道事業については指定店制となっており、条件等については姫路市の指定給水装置工事事業者にご相談ください。 |
| 313 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (6) | | | | 既設用水路 | 既設用水路に関して、機能を維持することとあり、資料2では埋設深さの情報がないとのことですが、管径などその他の情報があればご提示いただけないでしょうか。また、機能を維持できるのであれば、ルートの変更は可能でしょうか。 | 現在の管理用マンホールを確認したところ管径は約1.0mです。また、ルートの変更は不可とします。 |
| 314 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (6) | | | | 既設用水路の取り扱い | その位置等、概要が明確でないと機能維持が困難です。現在貴市が想定している位置が実際の位置と乖離していた場合、提案した計画の変更を余儀なくさせられる可能性が十分あります。事業着手後のトラブル原因とならないよう入札公告までに調査頂けないでしょうか。 | 実際の位置と大きな乖離はないと考えております。なお、質問No.313を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|---|----|-----------|--|---|
| 315 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (6) | | | | 既設用水路の取扱い | 既設用水路は建設工事期間中も機能を維持する必要がありますでしょうか。建設工事期間中は一時的に閉塞、運用開始時に復旧することは可能でしょうか。 | 既設用水路は建設期間中も機能を維持する必要があります。一時的な閉塞は不可とします。 |
| 316 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (6) | | | | 既設用水路の取扱い | 「その機能を維持すること」とありますが、付替で機能を確保することも可能との理解でよろしいでしょうか。また、現在の構造、水路の深さ、取水口、放流口、及び協議先をご提示ください。 | 質問No. 313を参照してください。 |
| 317 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の扱い | 資料2にあります、「解体対象図」(jwwデータ貸与可)とは、関係CADデータにて公開されている「現況配置図」のことでしょうか？他のデータであれば、貸与願います。 | 関係CADデータにて公開されている「現況配置図」を指します。 |
| 318 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の扱い | 資料2にあります、「市解体後荒造成図」(jwwデータ貸与可)とは、関係CADデータにて公開されている「現況配置図(kaitaigo)」のことでしょうか？他のデータであれば、貸与願います。 | 関係CADデータにて公開されている「現況配置図(kaitaigo)」を指します。 |
| 319 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の扱い | 資料2にあります、「市解体後荒造成断面図」(jwwデータ貸与可)とは、関係CADデータにて公開されている「現況配置図(danmennzu)」のことでしょうか？他のデータであれば、貸与願います。 | 関係CADデータにて公開されている「現況配置図(danmennzu)」を指します。 |
| 320 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物の取扱い | 残置される公園管理事務所の解体は必須という認識でよろしいでしょうか。また、その場合解体時期については事業者の提案という認識でよろしいでしょうか。 | 前段、後段のご質問は、ともにご理解のとおりです。 |
| 321 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物の取扱い | 貴市により解体中の既存施設は基礎、杭まで全て撤去されているものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 322 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物の取扱い | 施設用地内には既存山留はないものと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 323 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の取扱い | 市解体対象の既存施設の地下部分（基礎躯体あるいは杭など）もすべて撤去されるものと考えてよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|---|----|------------|---|--|
| 324 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の取扱い | 本件施設用地内の既存施設の解体時期はいつの予定でしょうか。 | 令和3年9月末に完了予定です。 |
| 325 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物等の取扱い | 公園管理事務所を工事用の事務所等として無償で借用することは可能でしょうか。 | 公園管理事務所をご質問のとおり活用することはできません。 |
| 326 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (5) | | | | 既存建物の取り扱い | 公園管理事務所の解体に際し、アスベスト調査結果については、入札公告時に提示いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 公園管理事務所の竣工年は平成24年であるため、アスベスト調査は不要と考えています。 |
| 327 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の試掘調査 | 「…試掘調査結果を落札者に対し提供するものとする。」との記載から、提案書提出後に調査結果を受け取るものと理解できますが、落札者の提案内容と調査結果を照合した結果、計画内容の変更やスケジュールの見直しをせざるを得ない状況となった場合は、姫路市様のリスク負担になるものと考えて宜しいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 328 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 本細節では、埋蔵文化財の試掘調査を本年度中に貴市にて実施されることになっておりますが、事業者が提案する施設計画には、当該試掘結果は反映できない見込みです。万一、施設計画に大きな影響を与える（もしくは、スケジュールが遅延する）試掘結果が生じた場合、実施方針P.21リスク分担表に則り、追加費用等が生じる場合は、貴市のご負担という理解で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 329 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 試掘調査結果は落札者決定後に提供とありますが、施設計画に大きな影響を及ぼす為、結果を提案前に開示いただけないでしょうか。 | 試掘調査は令和3年度に確定しますが、詳細スケジュールは未定であるため、提案前に提供することはできません。 |
| 330 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 「事業者は市が提供する試掘結果を踏まえ、必要と考えられる調査含め、各業務を行うこと」と記載があるが、地業工事中の詳細調査が必要な場合は、工期の遅延、予測できない費用発生が予測されますが、現状では内容の詳細予測ができません。上記に関しては、予期できないリスクとして取り扱いいただけたらと考えてよろしいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 331 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 貴市にて実施される試掘調査によって、落札者決定後に開示される情報に基づく追加の調査が必要になった場合、入札価格とは別に個別精算していただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 332 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 事業者が市から提供される試掘結果を踏まえ、業務着手後に市と協議のうえ、業務遂行に必要と考えられる調査も含め各業務を行うこと、とありますが、入札提案時に埋蔵文化財調査費用が積算できないため、当該費用は事業外（貴市の負担）と考えて宜しいでしょうか。また、埋蔵文化財調査に起因する工程遅延リスクについては貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|------------|--|---|
| 333 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財調査 | 入札時点では試掘調査結果の提供を受けていないので、業務遂行に必要な調査内容を把握することは難しいです。そこで、業務遂行に必要な調査に要する期間・費用があればご指示願います。 上記が難しい場合、ヒアリング先をご教示いただけますでしょうか。 | 試掘結果は令和3年度に確定するため現時点で業務遂行に必要な調査内容等の把握は困難です。 |
| 334 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 「・・・業務遂行中に埋蔵文化財と思われるものを発見したときは・・・その取扱いについて協議を行うこと。」とありますが、事業スケジュールに影響する場合は、工期や事業スケジュールは変更されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 335 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (4) | | | | 埋蔵文化財の状況 | 令和3年実施予定の埋蔵文化財の試掘調査の結果により、更なる調査が必要となった場合、費用等の負担は市のリスクと考えてよろしいでしょうか。また、発掘調査等の場所によっては工法・工期に大きな影響も考えられますが、調査等による工事、事業の遅延リスクについても市の負担と考えてよろしいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 336 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (3) | | | | 地中障害の状況 | 「市は地歴により・・・土壌汚染の可能性は低い土地」とありますが、土壌汚染対策法における地歴調査が行われていますか。行っておられる場合、資料を提示ください。 | 質問NO.182を参照してください。 |
| 337 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (3) | | | | 地中障害物の状況 | 「・・・地中障害物が出土した場合の対応は事業契約書に基づくものとする。」とありますが、費用は市の負担との理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に事業契約書（案）においてお示しします。 |
| 338 | 要求水準書（案） | 14 | 第2 | 2 | (7) | | | | 各種インフラ整備状況 | 事業者の負担で接続等工事を行うこととありますが、各種負担金についても事業者負担と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 339 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館施設全体 | 「Vリーグライセンス交付規則」に則ったアリーナ申請は新体育館のみでの申請予定でしょうか？または、既存中央体育館と一体での申請予定でしょうか？ご教授ください。 | チームが申請段階において判断することを想定しており、新体育館のみとなるか否かは、現時点では判断しておりません。 |
| 340 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | メインアリーナ | センタービジョンを設置し、使用することのできる構造設備を設置することとありますが、センタービジョンは備品に見込まないものと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。センタービジョンを設置し、使用することのできる構造、設備としてください。 |
| 341 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 施設構成 | メインアリーナの観客席(5,000席以上)の内訳は、固定席3,000席程度、残りは移動観客席と記載されていますが、アリーナフロアレベルの短辺方向の観客席の仕様を手動設置（仮設組立型）とした場合は、移動観客席の一種として席数に含めても宜しいでしょうか。また、センターコート直近のプレミアムシート(臨時席)を設ける場合も観客席数に含めても宜しいでしょうか。 | 前段のご質問について、移動席の定義に仮設組立型は含みません。後段のご質問について、臨時席は固定観客席及び移動観客席の定義に含まないため、観客席(5,000席以上：内訳は固定観客席3,000席程度、残りは移動観客席)の要求を満たしたうえで、ご質問にあるプレミアムシートを設けることが可能です。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|------------|----|---------------------|---|--|
| 342 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | メインアリーナ | 各用途のコート兼用は可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 343 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | メインアリーナ | センタービジョンの設置自体は不要という理解で宜しいでしょうか。 | 質問No. 340を参照してください。 |
| 344 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館 施設全体 | 「バレーボール世界選手権の予選会場の要件を満たすこと」とありますが、要件についてご教示願います。 | 国際バレーボール連盟（FIVB）発行のマニュアルなどを参考としてください。この中で、席数などの条件が示されています。 |
| 345 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館 施設全体 | 「Vリーグライセンス交付規則」に定める施設基準を満たすこと。とありますが、具体的な基準を中央体育館で要件を満たしている内容にてご教示願います。 | 新体育館の提案において、「Vリーグライセンス交付規則」に沿った提案をお願いします。 |
| 346 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 施設要件 | 「バレーボール世界選手権の予選会場要件を満たすこと」と記載がありますが、具体的な規約名等をご教示ください。 | 質問No. 344を参照してください。 |
| 347 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | メインアリーナ | 観客席の内訳は固定観客席を 3,000席程度とありますが、「程度」とは前後1割と捉えてよろしいでしょうか。 | 観客席を対象に「程度」とは±1割以内とします。 |
| 348 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | メインアリーナ センタービジョン | センタービジョン本体は別途工事と考え、イベント毎に必要な応じイベント主催者が持ち込み、都度設置するとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 340を参照してください。 |
| 349 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館 | バレーボール世界選手権予選会場の要件について具体的にお示し頂けますでしょうか。 | 質問No. 344を参照してください。 |
| 350 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) (イ) | | 中央監視室 守衛室 | 建築計画の検討により、中央監視室、および守衛室を1か所に集約するプランを提案してもよろしいでしょうか。 | 要求水準を遵守のうえ、可とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|------------|----|------------------|--|---|
| 351 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) (イ) | | 新体育館 屋内競技用プール | 新体育館と屋内競技用プールについて延床面積の記載がありませんが、特に制限はないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準及び各種法令・規則等を遵守のうえ、提案してください。 |
| 352 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (8) | | | | 本件施設の概要 | 新体育館と屋内競技用プールの延床面積ほどの程度を想定されていますでしょうか。延床面積の設定はないと考えてよろしいでしょうか。 | 質問No. 351を参照してください。 |
| 353 | 要求水準書（案） | 15 | 第2 | 2 | (7) | カ | | | 各種インフラの整備状況 | 「本件施設の稼働に必要となる通信事業者との契約に係る費用」について具体的にご教示いただけますでしょうか。 | 通信事業者との契約に係る費用とは、事業者の業務及び本件施設として必要となる電話、インターネット等の通信に必要な各種契約及び月々の必要経費等をいいます。 |
| 354 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | サブアリーナ | サブアリーナに関し、天井高さの指定はありますでしょうか？ | サブアリーナの天井高さの指定はございません。要求水準書（案）資料23に記載の各種競技を踏まえ、提案してください。 |
| 355 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 来賓室 | 来賓室に関し、他の大会関係諸室と兼用してもよろしいでしょうか？ | 大会時に必要な諸室を確保したうえで、来賓室を他の大会関係諸室と兼用できるよう設計することは可とします。 |
| 356 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 柔道場・剣道場 | 弓道場・剣道場に記載の可動壁は水平移動で収納庫の必要なものでしょうか？または、上下可動のスクリーン程度を想定されていますでしょうか？ | ご質問は柔道場・剣道場における可動壁と解釈します。柔道場・剣道場における可動壁は、要求水準を遵守のうえ、両諸室の使い方や運営・維持管理を総合的に勘案し、提案してください。 |
| 357 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 柔道場・剣道場 | 可動壁部に間柱の設置は可能でしょうか？（間柱は常時設置） | 間柱設置により、2室1室利用の市民大会等の競技や運営に支障を来す場合は認められません。 |
| 358 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 弓道場 | 遠的・近的の併用が記載されておりますが、併用は必須項目でしょうか？遠的、近的を分けた計画は可能でしょうか？遠的は使用頻度が低いと考えられ、分割したほうが、多目的利用の融通が高くなると思われまます。 | 必須項目ではありません。遠的近的を分けた方が、効率的な運営が見込まれる場合については、これを妨げるものではありません。 |
| 359 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 弓道場 | 「近的場を対象として、固定観覧席を200席以上設けること」とありますが、遠的の場的場の視認が困難と思われまます。観覧席からの遠的の場的場の視認は必要ないと考えてよろしいでしょうか？ | 特に遠的の場的場の視認を要件としていません。ただし、近的場を対象として、固定観覧席を200席以上設けたうえで、提案により遠的を対象とした観客席も設けることを妨げるものではありません。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|----------------|--|---|
| 360 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 卓球場 | 要求水準書にて〇〇㎡程度と面積記載があるものは多少であれば、記載面積を下回ってもよいものと考えてよろしいでしょうか？ | ご質問にある面積に係る「程度」について、±10%以内とします。 |
| 361 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 卓球場 | 卓球場は市民の一般利用を目的としていますでしょうか？一般利用目的であれば、他の更衣室と共用は可能でしょうか？ | 前段については市民の一般利用を主たる目的としています。後段については要求水準書のとおりとします。 |
| 362 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | サブアリーナ | 各用途のコート兼用は可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 363 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 弓道場 | 屋内型・屋外型どちらでも可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 364 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 会議室、研修室 | 会議室と研修室の兼用は可能との理解でよろしいでしょうか。 | 会議室と研修室の兼用は不可とします。 |
| 365 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館 | 選手控室の室内シャワーブースの必要個数をご教示ください。 | 選手控室の設置の目的は、プロスポーツの興行等に対応するためのものです。この目的を果たすことができるブース数を提案してください。 |
| 366 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 新体育館 | 柔道場、剣道場、弓道場、卓球場専用の更衣室について、必要なロッカー数、サイズ等基準がありましたらご教示ください。 | 提案する諸室の配置、運営・維持管理等を総合的に勘案し、提案してください。 |
| 367 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | | | | メインアリーナの大型映像装置 | 「メインアリーナの短辺方向2面に大型映像装置を設けること」とありますが、長辺方向ではなく短辺方向設置の意図をご教授願います。 | 興行時の利用や一般利用の使い勝手及び、中央体育館で実施された興行時の実績を踏まえて短辺方向としています。 |
| 368 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | | | | メインアリーナの大型映像装置 | 大型映像装置の仕様（解像度、付属設備）について、必要事項の詳細をご教示願います。 | 要求水準書を遵守のうえ、事業者の提案とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-----------|---|--|
| 369 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | | | | 大会関係諸室 | 貴賓室4室の大きさ、装備される設備（トイレ等）をご教示願えますか。 | ご質問の内容は「来賓室」と解釈します。要求水準書を遵守のうえ、事業者の提案とします。 |
| 370 | 要求水準書（案） | 16 | 第2 | 2 | (8) | | | | 大会関係諸室 | 特別観覧室6室の談話室の大きさや想定収容人数、冷蔵庫やワードローブ以外に装備される設備（トイレ等）があれば、ご教示願います。 | 特別観覧室は1室あたり最大10名が利用するものとし、装備される設備は運営・維持管理等を総合的に勘案し提案してください。なお、同室内にトイレを専用で設ける必要はございません。 |
| 371 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | 50mプール観客席 | 臨時席を1,000席設置する記載がありますが、臨時席を構成する仮設席設置場所を確保することが本事業であり、座席、段床構成材、照明設備、空調設備、防災設備、消火設備、給排水設備（便所）は仮設対応、本事業外として宜しいでしょうか。その場合、仮設時に必要となるインフラ1次側容量は本工事で見込み、設定する分岐点以降を別途と想定して宜しいでしょうか。臨時席設営が本事業に含まれる場合、事業期間中の仮設席設営の頻度をご教示ください。 | 臨時席として使用するあたり、観覧席として法令等により求められる設備は本事業の対象とします。また、臨時席の設営業務は本事業に含まれません。 |
| 372 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | トレーニングルーム | 300㎡程度(P17)、300㎡以上(P33)と記載に相違があります。多少であれば、記載面積を下回ってもよいものと考えてよろしいでしょうか？ | 300㎡程度(P17)が誤りです。トレーニングルームは300㎡以上としてください。なお、要求水準書（案）において「以上」に対し、上限となる考え方はありません。 |
| 373 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 多目的スタジオ | 180㎡程度(P17)、180㎡以上(P33)と記載に相違があります。多少であれば、記載面積を下回ってもよいものと考えてよろしいでしょうか？ | 180㎡程度(P17)が誤りです。多目的スタジオは180㎡以上としてください。なお、要求水準書（案）において「以上」に対し、上限となる考え方はありません。 |
| 374 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | ランニングコース | ランニングコース200m程度とありますが、メインアリーナのコートエリア外周ですでに210mであるため、メインアリーナ以外に設ける必要があるということでしょうか？または200m以上あれば、適切な距離としてよいということでしょうか？ | ご質問のとおり「程度」が不適當であるため、ランニングコースは「200m以上」に修正致します。なお、要求水準書（案）において「以上」に対し、上限となる考え方はありません。 |
| 375 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | ドーピング検査室 | 新体育館と屋内競技用プールのドーピング検査室は、1室で共用することは可能でしょうか？ | 不可とします。 |
| 376 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | ランニングコース | ランニングコースは、「新体育館内で完結」とありますが、本事業の計画地内であれば、下記の場所に設けても宜しいでしょうか。 ①屋外に設置 ②新体育館内に限らず、屋内競技用プール内にも設置 | 最低限、屋内周回コースを確保したうえであれば提案を妨げるものではありません。 |
| 377 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | トレーニングルーム | 300㎡程度のトレーニングルームを設けることとありますが、300㎡を上回る又は下回る場合、それぞれ何㎡を許容範囲とお考えでしょうか。 | 質問NO. 372を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-------------------|----|-----------|---|--|
| 378 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 多目的スタジオ | 180㎡程度の多目的スタジオを設けることとありますが、180㎡を上回る又は下回る場合、それぞれ何㎡を許容範囲とお考えでしょうか。 | 質問NO. 373を参照してください。 |
| 379 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) | | トレーニングルーム | ここで規定するトレーニングルームについて、自主提案事業としてのフィットネスジム等と兼用する可能性の有無や考え方についてご教示ください。 | 各種要求水準を遵守のうえ、トレーニングルームをフィットネスジム等と兼用する場合は、兼用する範囲を市と事業者とが協議し、合理的な範囲において定め、自主提案事業の内の附帯事業における自主提案施設として扱います。ただし、トレーニングルームに係る要求水準を遵守することが前提です。 |
| 380 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ア) (イ) (ウ) | | 施設構成 | (ア)、(イ)、(ウ)各表において、一部の室を除き、具体的な要求面積の記載がありませんが（P. 27「エ 個別諸室計画」においても同じ）、提案に委ねるといふ理解で宜しいでしょうか？ その際、各室面積の多寡の提案評価への影響について、考え方をお示しください。 | 前段のご質問についてはご理解のとおりです。 後段の質問に関しては、提案評価への影響の有無を含め入札公告時に示す落札者決定基準において示します。 |
| 381 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | 屋内競技用プール | 国内公認一般AAの要件とありますが、要件の緩和をお認めいただけませんかでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 382 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | 屋内競技用プール | ドーピング検査室のトイレについて、他場所のトイレと兼用することは可能でしょうか。 | ドーピング検査を受ける者の心理的影響や円滑な検査を実現できる諸室構成であると合理的に判断できる場合において、ご質問の内容は可とします。 |
| 383 | 要求水準書（案） | 17 | 第2 | 2 | (8) | | | | 本件施設の概要 | 対象施設の規模（延べ面積の上限等）について明記されていませんが、提案に委ねるといふ理解で宜しいでしょうか？その際、面積の多寡の提案評価への影響について、考え方をお示しください。 | 前段のご質問についてはご理解のとおりです。 後段のご質問については、入札公告と同時に公表予定の落札者決定基準において示します。 |
| 384 | 要求水準書（案） | 18 | 第2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | 25mプール | 身体障がい者等の入水に配慮したスロープとありますが、勾配等具体的な要求水準があればご教授下さい。 | 勾配は1/12以下とする等、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」における屋内施設の傾斜路を対象とした各種基準及び指針に準拠してください。 |
| 385 | 要求水準書（案） | 18 | 第2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | 大会関係諸室 | 来賓室、来賓控室の記載がありますが、収容人数等の目安があればご教授下さい。 | 質問No. 369を参照してください。 |
| 386 | 要求水準書（案） | 18 | 2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | ドーピング検査室 | 他の諸室を活用可とありますが、P17第2章2（8）ア（ア）の新体育館のドーピング検査室と兼用することは可能ですか。 | 不可とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|--------|---|--|
| 387 | 要求水準書（案） | 18 | 2 | 2 | (8) | ア | (イ) | | その他諸室 | 必要と考えられる諸室の中に、電気室とありますが受変電設備の屋外設置は可能でしょうか。 | 可とします。 |
| 388 | 要求水準書（案） | 18 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 水平投影面積8,500㎡程度とありますが、許容範囲をお示しください。また、この面積確保にあたっては、一部斜面地が含まれていても良いでしょうか（すべてがフラット面でなくてもよいでしょうか） | 前段のご質問は質問No. 360を参照してください。後段のご質問についてはご理解のとおりです。 |
| 389 | 要求水準書（案） | 18 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 「附属プール用地として水平投影面積 8,500㎡程度整備すること。」とありますが、地形との連続性に配慮したうえで、常設プールまたは多目的広場の一部を新体育館、屋内競技用プールの建屋上部に設けることは可能でしょうか。 | 要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 390 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 多目的広場 | 多目的に利用可能な広場3,500㎡について、夏季以外でも活用可能であればプール水槽を設置することは出来ますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 391 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 多目的広場 | 多目的に利用可能な広場3,500㎡について、連携の取れたレクリエーション空間であれば分散配置することは出来ますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 392 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 飲食店、コンビニエンスストアは設けることと理解いたしました。それ以外の自主提案施設について提案することは必須条件ですか。 | 飲食店、コンビニエンスストア以外の自主提案施設の提案は必須ではございません。 |
| 393 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 自主提案施設は本件施設とは別に建築確認申請を要するとありますが、飲食店、コンビニエンスストアもこれに含まれますか。あるいは飲食店、コンビニ以外の自主提案施設に関して、別に建築確認申請を要するという意味でしょうか。あるいは自主提案施設が分棟の場合においてのみ別申請という意味でしょうか。一敷地一建物の原則を考慮すると、本件施設とは別敷地として扱うのでしょうか。この場合、接道条件が独自に必要となったり、斜線関係等各種規制が本件施設と相互に発生し、実現困難な状況が予測されます。 | 建物同士の関連性において別敷地とすべきものは別申請となります。 |
| 394 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 1 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 「水平投影面積8,500㎡程度整備」、「多目的に～中略～3,500㎡程度を整備」等の記載がありますが、ここでいう「程度」は±15%は許容される（事業者の提案による）という理解でよろしいでしょうか。要求水準書全体で統一した考えがあれば併せてご教示ください。 | 質問No. 360を参照してください。 |
| 395 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 利用可能時間 | 自由提案施設の運営について、採算不振が続き、事業者が改善に努めるものの、明らかに当該業務の継続が困難である場合は、貴市の承諾を得た上で事業の縮小や中止を行うことは可能でしょうか。 | 原案のとおり「事業契約決定後において、自主提案事業の内容や実施期間の変更及び新たな自主提案事業の追加は、市と協議のうえ、市が承認した場合可とする」ものとします。ご質問の内容は前述の「自主提案事業の内容や実施期間の変更」に該当すると解釈できますが、個別具体的な状況により判断されるものであり、本回答時点において確約できるものではないことをご承知おきください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|------------|--|--|
| 396 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 利用可能時間 | 本件施設の利用時間中は利用可能とすることとありますが、これは新体育館及び屋内競技用プール、附属プールの開館時間を鑑みて事業者が提案可能であるという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）第5章/1/（3）/イに示す利用時間の要求水準を遵守のうえ、自主提案施設のうち、飲食店、コンビニエンスストアについては本件施設の利用時間と同じ時間帯において利用可能としてください。 |
| 397 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (9) | イ | | | 自主提案施設について | 説明会においてコンビニエンスストアの設置は必須であるとお話がありましたが、飲食店設置についても必須ということでしょうか。またその場合、コンビニエンスストア、飲食店の要件（店舗数、規模、仕様等）をお示しください。 | 前段のご質問についてはご理解のとおりです。後段のご質問は要求水準書（案）に示す各種条件のみが要件となります。 |
| 398 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 新体育館と屋内競技用プールと比較し、要求水準内容が漠然としています。貴市の求める施設とするために、要求水準の設定をもっと具体的にして下さい。最低限必須とする遊具等は明確にして頂きたいと思います。 | 附属プール用地に対する本市の要求は原案のとおりであり、要求水準書（案）に示す本事業の目的、並びに施設整備方針が本事業において本市が実現したい内容です。事業者の皆様には施設整備、運営、維持管理を総合的に勘案し、応募グループの企画・経営能力を活かし、ご意見の内容を具体的に提案いただきたいと思います。 |
| 399 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 本件予算の算出にあたっては、附属プールについてはどのような設定（整備、運営）で算出されていますでしょうか。この要求水準案では、応募にあたって、予算感が掴めません。 | ご質問についてはお答えできません。なお、質問No. 398を参照してください。 |
| 400 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | その他諸室の一部を屋内競技用プールまたは新体育館内に整備する提案は要求水準を満たすこととなりますでしょうか。 | ご質問の内容は可能です。 |
| 401 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 「常設プール（5,000m ² 程度）」とは水面面積を指しますか。水面面積と深さをご教示下さい。 | ご質問の対象は水面ではなく附属プール用地を指します。なお、水面積、推進は各種要求水準を遵守のうえ、提案してください。 |
| 402 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 「市は年間を通じて本件施設利用者に楽しんでもらうことのできる附属プール用地の活用方法の提案を期待している。」とありますが、年間を通じた活用提案については任意事項と考えてよろしいでしょうか。 | 多目的に利用可能な広場として、8500㎡のうち、3,500㎡程度を整備し、夏季以外でも有効に活用することとしており、年間を通じた活用提案については必須となります。 |
| 403 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール | 常設施設及び多目的広場の管理・運営に必要な事務室、更衣室、利用者休憩スペース、電気室、機械室、倉庫、医療室、トイレ（多目的トイレを含む）等について、屋内競技用プールと新体育館のものを兼用することは可能でしょうか。 | 附属プール用地利用者・管理者にとって不便な動線や諸室の構成にならないことを前提にご質問の内容は可能です。 |
| 404 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | | 附属プール施設全体 | 「例えば、スライダー等を活用した」との記載がありますが、スライダーはあくまでも例示、かつ選択肢の一つであって、スライダーの設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|----------------|--|--|
| 405 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 飲食施設、コンビニエンスストアの両方設置が条件上必須でしょうか。コンビニエンスストア、飲食施設共に当計画地で独立採算事業として取り組むことは極めて困難です。飲食施設のみ、コンビニエンスストアのみの設置でも自主提案施設として認められるか否かをご教示ください。 | 飲食施設及びコンビニエンスストアは両方が必須となります。 |
| 406 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 飲食店について本件施設の利用時間中は利用可能とすることとは、9時から21時までの営業は必須ということでしょうか。休憩時間を設ける事は可能でしょうか。 | 前段のご質問は、質問No. 396を参照してください。 後段のご質問の内容は可能です。 |
| 407 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 中央体育館にある既存飲食店の年間利用者人数および売り上げを開示いただけますでしょうか。 | 入札公告時まで確認の上、回答します。 |
| 408 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 | 飲食店、およびコンビニエンスストアはどちらも設置と考えてよろしいでしょうか？また、施設内のロビー等に併設（入口はロビーから室内のみ）することは可能ですでしょうか？ | 前段のご質問は、質問No. 405を参照してください。 後段のご質問はご提案にお任せします |
| 409 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 | 「本件施設とは別に建築確認申請を要する。」とありますが、この記載は分棟の場合に限ると考えてよろしいでしょうか？また、分棟の場合においても、接道条件や日影規制等、要件として困難なように思われます。そのため、「自主提案施設に対しても確認申請を有する」と読み替え、本件施設と一体か別体かについては事業者にて提案できると考えることは可能でしょうか？ | 前段の質問に関しては質問No.393を参照してください。 後段のご質問は、原案として自主提案施設の一体又は別棟の選択を制限していません。ご質問のとおり、自主提案施設を本件施設と一体とするか別棟とするかは事業者の提案によります。 |
| 410 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 飲食店とコンビニエンスストアを設けることは必須事項と考えてよろしいでしょうか。 | 質問No. 405を参照してください。 |
| 411 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 利便性向上施設の立地について | コンビニエンスストアは事業計画敷地内で、スポーツ施設利用者に加え、駅利用者にとって利便性の良い立地であれば、設置場所は事業者提案で構いませんか。 | ご理解のとおりです。 |
| 412 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 「飲食店、コンビニエンスストアを設ける」とありますが、飲食店もしくはコンビニエンスストアの両方を設ける必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 405を参照してください。 |
| 413 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 | 飲食店、コンビニエンスストアについては本件施設の利用時間中は利用可能とすることとありますが、特に飲食店については早朝や夜間の需要が少ない可能性もあるため自由な時間設定を可能としていただけないでしょうか。 | 質問No. 396を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|------------|---|--|
| 414 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | 「飲食店、コンビニエンスストアを設けるほか」、との記載がありますが、この（ウ）に合致する施設としては、飲食店又はコンビニエンスストアのいずれかを設けることで満たされるのか、もしくは、飲食店とコンビニエンスストアの両方を満たす必要があるのか、どちらを意図しているかお教えいただきたく、よろしくお願いいたします。 | 質問No. 405を参照してください。 |
| 415 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | コンビニエンスストアとの記載がございますが、コンビニエンスストアを物販店、と読み替えてもよろしいでしょうか。 | 原案のとおりとします。 |
| 416 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設について | コンビニエンスストアとして認められるための条件として、取り扱い物品の種類や売り場面積、営業時間などの指定はございますでしょうか。 | コンビニエンスストアに求める要求は、要求水準書（案）第2章/2/（8）/イに示す（ア）～（ウ）のみとなります。なお、営業時間については質問No. 396を参照してください。 |
| 417 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 自主提案施設における（ア）から（ウ）の組み合わせ要件ですが、仮に一般的なコンビニを設置した場合、（ウ）の要件を満たすだけではなく、利用者の利便性が向上し、本施設利用者の増加を図ることにもつながるため、（イ）の要件も同時に満たすという理解でよろしいのでしょうか。あるいは一般的なコンビニでは、組み合わせ要件を充たさないというご判断になるのでしょうか。 | 前段のご質問は、ご理解のとおりです。なお、一般的なコンビニエンスストアであっても、取扱商品や店舗の配置等の工夫によって、要求水準書（案）第2章/2/（8）/イに示す（ア）～（ウ）を遵守できることを提案することは可能です。 |
| 418 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 「本件施設用地内において分棟として整備・運営することは可とする」とありますが、ゾーニング等条件がございましたらご教示ください。 | ご質問の内容を対象として、ゾーニング等の条件はございません。自主提案施設を別棟とする場合の配置計画は、要求水準書（案）第2章/2/（8）/イに示す（ア）～（ウ）の条件を提案する者の解釈によって工夫していただき、提案してください。 |
| 419 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設について | 自主提案施設の組み合わせ要件から、（ウ）飲食店・コンビニエンスストアは必須との理解で宜しいでしょうか。 | 質問No. 405を参照してください。 |
| 420 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設について | 「自主提案施設は本件施設用地内において分棟として整備・運営することは可とする。」とありますが、分棟ではなく、整備対象施設の一部として整備・運営する場合の要件等についてお示しください。 | 要求水準書（案）第5章/2/（8）等、要求水準書（案）内における「自主提案事業」及び「自主提案施設」の項目をご確認ください。 |
| 421 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | （ウ）「手柄山中央公園及び周辺施設等の利便性の向上に資する施設として飲食店、コンビニエンスストアを設ける」とありますが、両店舗において酒類の提供は可能との理解でよろしいでしょうか。 | 飲食店は、提供可とし、その他については、不可とします。 |
| 422 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 組合せ要件ですが、アは「市民の健康増進」、イは「本件施設及び本件施設用地利用者の利便性向上」に資する施設であるとの理解でよろしいでしょうか？またウについては、「手柄山中央公園及び周辺施設等の利便性の向上」に資する施設が要件で、飲食店やコンビニはその例示という理解でよろしいでしょうか？その場合は、飲食店とコンビニは例示なので、必須ではないという理解でよろしいでしょうか？ | 前段の組み合わせ要件のアとイについてはご理解のとおりです。後段については、質問No.405を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|--------------------|---|--|
| 423 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 飲食機能や物販機能は、自主提案施設として分棟として設ける以外に、本件施設の共用部で自主事業として展開することも可能と考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。質問No. 420を参照してください。 |
| 424 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 自主提案施設の設置は、あくまでも任意という理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 392、405を参照してください。 |
| 425 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 飲食店やコンビニの設置が掲げられておりますが、新駅にこれらが併設されるかどうか、ご教示ください。 もし設置される場合、駅乗降人員や手柄山中央公園への来園者数を鑑みるに公園内での営業は採算に乗らない事態も想定されます。つきましては貴市においてJR等との協議がすでに行われ、駅には売店等が設置されないことが確認されたために本要求水準が公表されたという認識でよろしいでしょうか。 | JR新駅に飲食店やコンビニエンスストアが設置される計画はありません。 |
| 426 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 | 飲食店やコンビニエンスストアが、（ア）又は（イ）の条件を満たすような商品・メニューを提供する場合、組合せ要件を満たしていることになりませんか。 | 質問No. 417を参照してください。 |
| 427 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設の 組み合わせ要件 | 組み合わせ要件が示されていますが、例えば、（イ）と（ウ）の両方の要件を満たすもの、の意味は、（イ）に合致する施設と（ウ）に合致する施設のそれぞれ1つずつ設ける必要があるとの理解でよろしいのでしょうか。それとも、（イ）と（ウ）の両方に合致する施設を1つ設ければ、組み合わせ要件を満たすことになりませんか。 | （イ）と（ウ）の両方に合致する施設を1つ設ければ、組み合わせ要件を満たすことになりません。 |
| 428 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案施設 について | 自主提案施設について、利便性向上や利用者へ付加価値のあるサービスの提供を目的とした本件施設用地外の活用についての提案は可能でしょうか。 | ご質問の内容は不可とします。 |
| 429 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 について | コンビニエンスストアについては、本件施設の利用時間中は利用可能としますが、本件施設の利用時間外、終日または長時間営業は可能と考えて宜しいでしょうか。 | ご質問の内容は提案可能です。なお、実施する場合は市の承認を受けてください。 |
| 430 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 について | コンビニエンスストアの定義をご教示ください。また酒類及びたばこの販売について土地所有者としての同意にご協力頂けるものでしょうか。 | コンビニエンスストアの定義については、一般的なコンビニエンスストアの解釈とします。 当該コンビニの利用者については、スポーツ施設利用者はもとより、手柄山中央公園利用者及び周辺住民の利用も想定しています。酒類及びたばこの販売は不可とします。 |
| 431 | 要求水準書（案） | 19 | 第2 | 2 | (8) | イ | (ウ) | | 自主提案施設 について | 分棟の場合、費用負担については全て事業者負担とありますが、事業用定期借地としての活用は可能でしょうか。SPCが建物所有者となり、テナントに定期建物賃貸借契約の活用が可能でしょうか。 | ご質問の点はともに不可とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------------------|---|---|
| 432 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (エ) | | 雑踏警備の手引き | 提案書作成段階から必要に応じ協議を行うこととありますが、協議先は兵庫県警察本部でしょうか。また具体的な部署名をご教示頂けますか。 | 兵庫県警飾磨警察署となります。 |
| 433 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 1 | (8) | ウ | (エ) | | 利用可能時間 | 「(ア)～(ウ)の計画に当たっては～(中略)～関係機関と協議」とありますが、関係機関を具体的にお願いします。 | 質問No.432を参照してください。 |
| 434 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 管理者用通路のための動線確保 | あくまで管理者通路であり、施設の利用者が利用することはないと考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 435 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 階数・高さ | 新体育館の器具庫とはp16諸室等「器具庫」を指すものとし、メインアリーナに隣接する器具庫に限らないものと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりですが、メインアリーナに隣接する器具庫に接続しない場合、提案する器具庫からメインアリーナに隣接する器具庫までの備品移動が容易にできることが必要です。 |
| 436 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 階数・高さ | 「新体育館の器具庫と中央体育館の器具庫への備品移動をスムーズに行えるようにする」に関し、スムーズな移動が可能であれば、近接させる必要はないと考えてよろしいでしょうか？ | 質問No.435を参照してください。 |
| 437 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 階数・高さ | 「新体育館と中央体育館の備品移動をスムーズに行えるようにする」に関し、資料2「解体対象図」より、下段の擁壁が障害（段差）になると考えられます。スムーズな移動(案)として、擁壁の一部開口、または、段差解消装置の設置は可能と考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 438 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 階数・高さ | 新体育館から中央体育館への器具庫へ備品の移動を想定されておりますが、具体的にどのような器具を想定されているのかご教示下さい。例えばバスケットゴール、体操器具など | 大規模大会開催時や、備品の故障時の相互利用、管理者用通路にて運搬できない物品の移動等を想定しています。ご指摘の体操器具については、対象と捉えています。 |
| 439 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (ア) | | 新体育館の器具庫から中央体育館の器具庫への備品移動 | 新体育館の器具庫から中央体育館の器具庫への備品移動をスムーズに行えるようにすること、とありますが、現状の中央体育館の図面や床レベルの情報、JR新駅側の出入口位置などが分かる資料をご提供いただけませんか。 | 入札公告時までには示します。 |
| 440 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (イ) | | 中央体育館との連携 | 既存中央体育館の平面図、断面図、立面図及び、基礎がわかる構造図、建屋の構造伏図、軸組図、部材リストを提示ください。新体育館の検討に際し、既存への影響の有無を検討したい。 | 入札公告時までには示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-------|--|---|
| 441 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | (エ) | | 階数・高さ | (ア)～(ウ)の計画にあたり、提案書作成段階から関係機関と協議を行なうこととございますが、(ア)～(ウ)の主な協議先はどちらになりますでしょうか？ | 質問No. 432を参照してください。 |
| 442 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 2 | (8) | ウ | | | 階数・高さ | 日影規制に関し、当計画地に係る規制内容をご教授ください。なお、規制は計画地外の陸上競技場ほか、計画地内の新体育館とプール同士への影響は、建築確認申請による敷地境界線の分割の有無に関わらず、適用されないとして計画してよいでしょうか？加えて、既存の中央体育館・陸上競技場に対しても適用されず、既存不適格等の影響はないと考えてよいでしょうか？ | 兵庫県建築基準条例の日影規制の対象となります。原則、新たに設定する敷地境界線については現行法令が適用されます。 |
| 443 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | (イ) | | 景観 | 「本件施設及び本件施設用地の利用者の視点の高さを意識し、本件施設による圧迫感の軽減に努めること。」とありますが、「利用者の視点」は1階レベル、2階レベルのいずれを示しているかご教示ください。 | ご質問の内容は、本件施設及び手柄山中央公園に訪れる様々な利用者の動線上における利用者の視点の高さを指します。 |
| 444 | 要求水準書（案） | 20 | 第2 | 3 | (1) | イ | (ウ) | | 景観 | 「周辺施設との動線と一体感のある本件施設用地の動線を計画すること。」とありますが、具体的な内容、ご意向をご教示ください。 | ご質問の内容はJR新駅、本件施設、手柄山中央公園の園路及び各施設、陸上競技場、中央体育館、野球場等を行き来する利用者にとって、わかりやすく景観に配慮された動線を指します。これらの要求に加え、事業者の解釈により、提案してください。 |
| 445 | 要求水準書（案） | 21 | 第2 | 3 | (1) | エ | (ウ) | | 風対策 | 「周辺への影響を最小限にすること」とありますが、この「最小」につき、具体的な判断基準をどのように想定しているのでしょうか。 | 事業者の解釈によるため、本回答時点において明確な基準を示すことはできません。要求水準としては、本件施設の外装が突風等（災害等を除く）によって剥落し、周辺民家や通行者等に損害を与えることのないこと、即ち、本件施設の構造・設備に起因して第三者等に損害を与えないことを求めています。そのため、要求水準を遵守するための「最小限に抑える」とは、突風等が発生しても建物内外の人的・物的損害がなく、本件施設の外装等に損傷があったとしても、修繕によって機能・性能を回復できる程度、と判断することが想定されます。 |
| 446 | 要求水準書（案） | 21 | 第2 | 3 | (1) | エ | (エ) | | 落雷対策 | 「落雷の影響が最小限になるよう防護されていること」とありますが、この「最小」につき、具体的な判断基準をどのように想定しているのでしょうか。 | 質問No. 445を参照し、落雷を受けた場合においても本件施設に起こりうる状態を想定し、本件施設の運営・維持管理を円滑に復旧できるよう、落雷の影響を「最小限」に抑えるための工夫について、提案してください。 |
| 447 | 要求水準書（案） | 21 | 第2 | 3 | (1) | エ | (オ) | | 落雪対策 | 「周辺への影響を最小限にすること」とありますが、この「最小」につき、具体的な判断基準をどのように想定しているのでしょうか。 | 質問No. 445、446を参照し、本件施設用地の位置する地域において想定される降雪に対し、本件施設及び利用者への人的・物的損害がなく、本件施設に損傷があったとしても、修繕によって機能・性能を回復できる程度となるよう、提案してください。 |
| 448 | 要求水準書（案） | 22 | 第2 | 3 | (1) | エ | (カ) | a | 雨水排水 | 雨水排水の基準について、特別に遵守すべき基準があればご教示ください。（開発技術基準など）また、現在の流域図および放流先のご提示ください。 | 雨水排水は「総合治水条例（兵庫県）」等に基づいてください。流域図については、姫路市下水道整備室にて閲覧ください。なお、雨水の放流先は水尾川としてください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------------------|--|--|
| 449 | 要求水準書（案） | 22 | 第2 | 3 | (1) | エ | (ク) | a | 広域防災拠点 | 本施設は防災拠点として位置づけられておりますが、土木構造物の（地震時）重要度は決定していますか。決定している場合はご教示ください。無い場合は、設計者が判断するとの理解でよろしいでしょうか。 | 土木構造物の（地震時）重要度は決定していません。本件施設用地の配置計画等の提案において諸条件を総合的に勘案し、提案してください。 |
| 450 | 要求水準書（案） | 22 | 第2 | 3 | (1) | カ | (ア) | a | 通り抜け乗降空間 | 「12台以上が縦列駐車できる構造」とありますが、その台数の算出根拠をご教示ください。 | 自動車の乗降場として最低限必要とする設置台数としており、特に準拠している基準等はございません |
| 451 | 要求水準書（案） | 22 | 第2 | 3 | (1) | オ | (ア) | | 防犯性 | 資料26「セキュリティの考え方」において、図中央に青線の連絡通路がありますが、JR新駅から資料10A部までは24時間通り抜けは不要との理解でよろしいでしょうか。 | JR新駅から資料10A部までは24時間通り抜け可能としてください。ただし、図中央青点線の連絡通路は施設利用時間のみ通行可としておりますので、例えば地上階に降ろすなど24時間通り抜けるための方法については提案してください。 |
| 452 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 3 | (1) | カ | (イ) | b | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律を遵守する基準は建築物移動等円滑化基準と考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 453 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 2 | (8) | カ | (ウ) | d | 音環境 | 「Vリーグ等のオープニングセレモニー及び各種イベントに対応できる音響設備が設置可能な施設計画とすること」とありますが、当該音響設備の設置自体は不要という理解で宜しいでしょうか。 | Vリーグ等のオープニングセレモニー及び各種イベントに対応できる音響設備を整備してください。要求水準書を修正します。 |
| 454 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 3 | (1) | カ | (ア) | c | サービスヤード | 搬入搬出車両、大会時の関係車両等が行き来するサービスヤード（管理者動線）を、既存の手柄山公園園路に接続し、使用することは可能でしょうか。 | ご提案の内容は既存の園路幅員や歩行者配慮等を理由とし、不可とします。 |
| 455 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 3 | (1) | カ | (イ) | a | ユニバーサルデザイン・バリアフリー | 事業地内の施設について、既存施設を含めて全ての通路施設で各規準を満たす必要がありますか。 | 要求水準書（案）第2章/1/（6）に示すとおり、本件施設を対象にユニバーサルデザインの提案を行ってください。連絡通路を含む本件施設用地内においては、事業者の解釈により提案してください。 |
| 456 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 3 | (1) | カ | (イ) | | ユニバーサルデザイン・バリアフリー | 多言語に対応したサイン計画とすること。とありますが、何か国語へ対応が必要かご教示ください。 | 本市公共施設におけるサイン事例を見ると、日本語、英語、中国語、韓国語での表示となっています。この点を基本として、今後、事業者との協議により決定していきたいと考えています。 |
| 457 | 要求水準書（案） | 23 | 第2 | 3 | (1) | カ | (ウ) | d | 光環境 | 「Vリーグ等のオープニングセレモニー及び各種イベントに対応できる音響設備が設置可能な施設計画」とありますが、演出照明に関する記載がありません。演出照明は主催者側で持込み設置できるよう、本事業において設置場所や電源等を準備しておけばよいとの理解でよろしいでしょうか。 | Vリーグ等のオープニングセレモニー及び各種イベントに対応できる照明設備してください。要求水準書を修正します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-----------|---|--|
| 458 | 要求水準書（案） | 25 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ア) | b | 駅前広場との境界部 | 本件施設と駅前広場を分離するための植栽等は資料10紫実線の部分に沿って、連続して設置する必要がありますか。分離しつつ一体的な動線とはどのようなイメージでしょうか。また、資料10の紫実線のない部分は植栽等は設けなくても宜しいでしょうか。 | 本要求の趣旨は、「駅前広場あくまでもJR新駅利用者のためであり、駅前広場を利用することが本件施設への物理的な近道ではないことを、視覚的・心理的に抑制することで、前面道路の交通量に対する負荷を徐々に抑えることを目的としています。 そのため、ご質問に対しては、本件施設と駅前広場を分離するための植栽等は資料10紫実線の部分に沿って、必ずしも連続して設ける必要はありません。ただし、抜け道が生じる等、前述の目的を逸脱した提案は不可とします。 分離しつつ一体的なイメージとは、前述の目的を達成しつつ、景観として調和するようなランドスケープを提案していただきたい趣旨です。 資料10の紫実線のない部分は植栽等を設ける必要はございません。 |
| 459 | 要求水準書（案） | 25 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ア) | b | 駅前広場との境界部 | 駅前広場との境界部は駅前広場利用者と本件施設利用者を植栽等により適切に分離しつつ一体的な動線を形成できるよう工夫とありますが、ここでの「一体的な動線」が指す意味をご教示ください。 | 質問No. 458を参照してください。 |
| 460 | 要求水準書（案） | 26 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ア) | j | 歩行者用園路 | 資料10のA部に続く歩行者用園路は計画地から上部園路への高低差が大きいため、斜面を利用した階段等による段差解消を行ってよいでしょうか？ | 要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 461 | 要求水準書（案） | 26 | 第2 | 3 | (2) | ア | (イ) | | 個別配置計画 | 本件施設運営管理者にとって効率的・効果的な魅力的な動線計画とすること、とありますが、管理用の自動車動線として、資料10「本件施設のゾーニング」に記載のA点を通って本件用地に至る動線を活用することは可能でしょうか。 | ご提案の内容は既存の園路幅員や歩行者配慮等を理由とし、不可とします。 |
| 462 | 要求水準書（案） | 26 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ウ) | | 連絡通路 | B部に関し、整備後の高さ、構造がわかる構造図、平面図、断面図を提示ください。 | 令和3年度に市が実施設計を行い、事業者の設計業務期間中に情報提供を行います。 |
| 463 | 要求水準書（案） | 26 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ウ) | | 連絡通路 | 連絡通路は駅前広場の上空を一部通過しても問題はありませんでしょうか。 | 駅前広場の上空通過(道路占用)は不可とします。 |
| 464 | 要求水準書（案） | 27 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ウ) | b | 連絡通路 | J R側と本件工事側の接続可能時期をご教示下さい。 | 令和7年度以降を予定しております。 |
| 465 | 要求水準書（案） | 27 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ウ) | c | 連絡通路 | 「屋根をもうけること」とありますが、屋根を設置すると建築物となり建築確認による施工になるとの理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準書では屋根の範囲は「幅員の半分以上」として事業者提案としており、建築確認の要否については関係機関に確認してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|-------|-------------------|---|--|
| 466 | 要求水準書（案） | 27 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | a | eスポーツ対応 | 「eスポーツの大会会場としても対応できること」と記載がありますが、具体的な建築及び設備要件があればご教示ください。 | ご質問の内容に関して、本市が要求する具体的な建築及び設備要件はありません。本事業の目的及び施設整備方針を解釈いただき、提案してください。 |
| 467 | 要求水準書（案） | 28 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | b | メインアリーナ | 「メインアリーナフロアレベルに設ける移動観客席から固定観客席フロアに直接移動できる動線を4か所以上確保すること。」とありますが、移動観客席と固定観客席が連続して配置され、直接行き来できる通路を適宜確保していれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 468 | 要求水準書（案） | 28 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | b (i) | メインアリーナ 臨時席 | 「臨時席は容易に設置展開できるものとする。」とありますが、臨時席とは何を指すものかご教示ください。 | 要求水準書（案）第1章/2に示す用語の定義をご確認ください。 |
| 469 | 要求水準書（案） | 29 | 第2 | 2 | (2) | エ | (ア) | b (k) | メインアリーナ 必要照度 | 通常時と臨時の平均照度値について照度基準をお示しください。 | 要求水準を遵守のうえ、提案してください。 |
| 470 | 要求水準書（案） | 29 | 第2 | 2 | (2) | エ | (ア) | b (m) | メインアリーナ リボンサイン | リボンサインの設置に伴い、電源などの電気設備が必要と考えてよろしいでしょうか？ | リボンサインの設置に必要な構造・設備としてください。 |
| 471 | 要求水準書（案） | 29 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | b | メインアリーナ | (1)における「各種公式競技」を具体的にお示し頂けないでしょうか。また「各種公式競技が開催できる」とは、国内プロレベルの大会が開催できる、という理解でよろしいでしょうか。 | 一般的に天井高不足により実施不可能な競技としては、バレー、バトンが想定されます。その他、アリーナで実施される競技についても、天井高の規定を調査研究し、公式競技に対応した天井高としてください。公式競技については、プロスポーツ又は国体を想定しています。 |
| 472 | 要求水準書（案） | 29 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | c | サブアリーナ | サブアリーナについては、天井の高さに関する要求水準は無いという理解でよろしいでしょうか？ | 質問No. 354を参照してください。 |
| 473 | 要求水準書（案） | 29 | 第2 | 3 | (2) | エ | | | リボンサイン | 「設置できる構造」にすればよく、リボンサインは貴市にて設置するものであり当事業費に含まれないという理解で宜しいでしょうか。その場合、設置予定のリボンサインのおおよその仕様（高さ寸法、重さなど）をご教示いただけますでしょうか。 | リボンサインは大会主催者が調達、設置、撤収するものになりますので、要求水準として本市が想定するリボンサインの仕様はお示することができません。 |
| 474 | 要求水準書（案） | 30 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | e | 大会関係諸室 | 特別観覧室を6室設けることになっていますが、この特別観覧室の面積や席数などの指定はございますでしょうか。 | 質問No. 370を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|------|------------------|--|--|
| 475 | 要求水準書（案） | 30 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | e(d) | メインアリーナ 特別観覧室 | 特別観覧室1室当たりの収容人数及び、会議を想定人数をご教授ください。 | 質問No. 370を参照してください。 |
| 476 | 要求水準書（案） | 30 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | h(d) | 柔道場・剣道場 | 武道場として品格ある設えとありますが、玉座などの設置が必要と考えてよろしいでしょうか？ | ご質問の内容に関して、玉座は不要です。「品格ある設え」は、本事業の目的及び施設整備方針を解釈いただき、提案してください。 |
| 477 | 要求水準書（案） | 30 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | h | 剣道場 | 剣道場は薙刀競技も想定と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 478 | 要求水準書（案） | 31 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | i | 弓道場 | 弓道場に必要設備として、姿見、パトライト（矢取用、4箇所）水引幕、防矢ネット等が考えられるが、記載を確認できません。見込むものと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 479 | 要求水準書（案） | 31 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | i(b) | 弓道場 | 「可動式的場の構造等は提案による」とありますが、最低限必要な設えを提示ください。安土は必要でしょうか？ | 弓道の公式競技を開催できる設備仕様を提案してください。安土は弓道場設備として必須と考えます。 |
| 480 | 要求水準書（案） | 31 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | k | 会議室 | 3室に分割した場合の各室にプロジェクター、マイク設備、スクリーン、移動式ホワイトボードを設けるということでしょうか。 | 1室につき、プロジェクター（天井付）及びマイク設備、スクリーン、移動式ホワイトボードを設けてください。 |
| 481 | 要求水準書（案） | 32 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | n | 多目的スタジオ | 「180㎡以上計画すること。」とありますが、2室合計で180㎡と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 482 | 要求水準書（案） | 32 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | p | 共用部 | キッズコーナーの設置について、屋内競技用プールについても設置が求められておりますが（P36）、新体育館と屋内競技用プールのそれぞれにキッズコーナーの設置が必要ということでしょうか。 | 利用者に配慮された動線や諸室の配置を前提として、新体育館及び屋内競技用プールにおけるキッズコーナーは要求水準を遵守のうえ、兼用可能です。 |
| 483 | 要求水準書（案） | 32 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | p(c) | 共用部 （キッズコーナー） | キッズコーナーの設えに関しては事業者判断とし、指定はないものと考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----------|---------------------|---|--|
| 484 | 要求水準書（案） | 33 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ア) | p | (d) 託児室 | 「大会によって設置を求められる託児室を設けること。」と有りますが、この託児室はあくまでも諸室としての貸出との理解でよろしいでしょうか？ それとも、保育者（保育士）の配備までを想定されたものでしょうか？ | ご質問にある託児室は専用室である必要はなく、他の諸室との兼用を可とし、あくまで諸室として主催者に貸し出すこととしております。ただし、要求水準書（案）に示すとおり、提案する託児室の配置計画には留意してください。 |
| 485 | 要求水準書（案） | 34 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | b | 身体障がい者等の入水に配慮した昇降設備 | 身体障がい者等の入水に配慮した昇降設備は事業者の提案する仕様で宜しいですか。具体的な要求仕様があればご教示ください。 | ご提案におかませします。 |
| 486 | 要求水準書（案） | 34 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | a | 施設全体 | (i) 合宿等での利用を想定し、5～6人程度が使用できる採暖室を設置すること。とあるが、最大限の収容人数でしょうか、それとも、最小限の収容人数でしょうか？ | 要求水準書の通りです。 |
| 487 | 要求水準書（案） | 34 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | b | 50mプール | (g) 「プール公認規則」に定める、国内基準公認水球プール及び国内基準公認アーティスティックプールの公認を取得する。とあるが、それぞれの競技が開催できるように周辺設備も事業者が負担するのでしょうか。 | ご質問にある競技を開催するために必要な周辺設備は、要求水準書（案）に規定する各種公認取得に必要な設備、備品については事業者が調達、設置、管理を行い、その他周辺設備は主催者が調達、設置、撤収を行います。 |
| 488 | 要求水準書（案） | 34 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | b (c) | 50mプール | 「水深0m～3mに変化するものとする」とありますが、可変させるプール底面の範囲は事業者提案となりますでしょうか。 | 長辺側と2分割した全面の可動床を想定しています。 |
| 489 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | b | 50mプール | (m) 「前項を満たしたうえで」とありますが、前項の「プールサイド設置階の上階」ではなく、プールサイドに設置可能という認識で宜しいでしょうか。 | 「固定観客席を1,500席以上、臨時席を1,000席程度、合計2,500席以上をプールサイド設置階の上階に設けること。なお、臨時席1,000席のためのスペースは、席を設けない状態において、平坦な空間として整備し、選手のウォーミングアップや休憩スペース等、有効に活用できるよう工夫すること」を遵守したうえで、プールサイドに臨時席を設けることが可とします。 |
| 490 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | b | 50mプール | 「(1) 固定観客席を1,500席以上、臨時席を1,000席程度、合計2,500席以上をプールサイド設置階の上階に設けること。」 「(m) 前項の臨時席について、前項を満たしたうえで、プールサイドに臨時席を設けることは可とする。」について、上階には固定観客席を1,500席以上、臨時席を1,000席程度、合計2,500席以上を設けた上で、追加でプールサイドの臨時席を事業者提案により設けることができるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。質問No. 489を参照してください。 |
| 491 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | c | 関係者席等 | 大会時の関係者席、審判員、臨時席との記載がありますが、同項（g）の固定観客席とは別に整備すべき諸室等がありますか。あるいはプールサイドに備品の椅子等を利用して設置しても宜しいでしょうか。諸室等が必要な場合、仕様をご教授下さい。 | 前段のご質問に対して、本市の要求はございません。プールサイドに設置する備品の椅子とは、関係者席、審判員、臨時席を対象としているものと解釈しました。この場合において、プールサイドに備品の椅子を設置することは可能です。 |
| 492 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | c | 25mプール | 「可動床の導入は認めないものとする」とされた狙いをご教示ください。 | 可動床の導入はインシヤルコスト及びランニングコストを要するものと認識しています。本件施設のうち25mプールは50mプールの練習施設としてだけでなく、市民のために利用されることを目指しているため、本事業の目的及び施設整備方針と25mプールにおいて可動床を導入することの費用対効果を総合的に勘案し、25mプールにおいて可動床は不要としています。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|-----------|---------------|---|---|
| 493 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | c | 25mプール | (f)「50mプールとは別空間とすること」とありますが、「別空間」とは床から天井まで壁で完全に区分けされた別室という認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 494 | 要求水準書（案） | 35 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | c | 25mプール | 水深1.35m以上ということは、1.35mより深く設定することが必要との理解でよろしいでしょうか？ 水深を1.35m以上とし、可動床の導入を認めないとされた背景や根拠（使い方等）をご教示ください。 | 最低水深が1.35m確保できていれば良く、「以上」とすることで事業者の提案を制限しないものとします。 可動床については質問No. 492を参照してください。 |
| 495 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | h | キッズコーナー | キッズコーナー、授乳室をP32第2章3（2）エ（ア）p（c）の新体育館のキッズコーナー等と兼用しても宜しいですか。 | 質問No. 482をを参照してください。 |
| 496 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | j | 事業者専有諸室 | 事業者専有諸室をP33第2章3（2）エ（ア）rの新体育館の事業者専有諸室と兼用しても宜しいですか。 | 要求水準書を遵守の上、利用者の利便性に配慮された提案であれば、可能とします。 |
| 497 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | k | 入場待ちトイレ | 入場待ちの観客が利用できるトイレをP33第2章3（2）エ（ア）s（c）の新体育館のトイレと兼用しても宜しいですか。 | 要求水準書を遵守の上、利用者の利便性に配慮された提案であれば、可能とします。 |
| 498 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | fー (c) | 会議室 | 「3室1室とし、1室につきプロジェクター等設備を設けること。」とありますが、会議室にはプロジェクター等の設備が合計3セット必要と考えてよろしいでしょうか。 | 質問No. 480をを参照してください。 |
| 499 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | h | 共用部 | (e) 子育て世代が安心して水泳や健康増進に取り組み～キッズコーナー（幼児の遊び場や親子の休憩スペース）、授乳室を運営管理者が直ぐにサポートできる位置に設けること。とありますが、屋内プール施設内に別途設けることなのでしょうか。 | 質問No. 482をを参照してください。 |
| 500 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (イ) | i | 更衣室 ・ロッカー室 | 「通常の更衣室・ロッカーとは別に、身体障害者や子供連れなど多様な利用者に配慮したものを設けること。」とありますが、これは一度に何名が更衣可能な面積を想定されていらっしゃるかご教示ください。 | 提案にお任せします。 |
| 501 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | a | 附属プール | 「多くの市民に愛された旧市民プールを継承した賑わいの場とすること」とありますが、この目標数値は基本計画に記載のとおり、年間利用者10万人以上となりますでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-------|---|---|
| 502 | 要求水準書（案） | 36 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | a | 附属プール | 「多くの市民に愛された旧市民プールを継承した賑わいの場とすること」とありますが、これは基本計画に記載のある年間利用者10万人以上を「夏季のプール利用のみ」で達成させることが目標数値となりますでしょうか。 | 年間を通じた目標値となります。 |
| 503 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | f | 夜間の活用 | 夜間営業が何時までかの目安はありますか。 | 提案にお任せします。 |
| 504 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 1 | (2) | エ | (ウ) | f | 附属プール | 夜間の活用も可とすると記載がありますが、これは冬期も含めた夜間利用という認識でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 505 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 3 | (3) | | | | 構造計画 | 本件用地内に設ける連絡通路の構造設計について、新体育館や屋内競技用プールの構造設計の要件（要求水準書案P37～38記載）と同じとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 506 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | c | 附属プール | 「c 多目的に利用可能な広場として、8,500㎡のうち3,500㎡程度を整備し、夏季以外でも有効に活用すること。」とありますが、この多目的広場において、附属プール以外の利用方法を行った場合は、その利用方法の内容に関わらず、要求水準書案P63に記載の自主提案事業に該当しないとの理解でよろしかったでしょうか。 | 多目的広場での自主提案事業は可能です。提案内容によっては自主事業に該当する場合もあります。 |
| 507 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | c | 附属プール | 多目的に利用可能な広場において、附属プール以外の利用方法を行った場合は、その利用方法の内容に関わらず、行政財産の使用許可や使用料の支払いは不要との理解でよろしかったでしょうか。 | 行政財産の使用許可が必要かどうかは、事業の具体的な内容を考慮して判断することになります。 |
| 508 | 要求水準書（案） | 37 | 第2 | 3 | (2) | エ | (ウ) | f | 附属プール | 夜間の活用も可とする。とあるが、具体的に「夜間」の条例による設定時間を教えて頂きたい。 | 質問No. 503を参照してください。 |
| 509 | 要求水準書（案） | 38 | 第2 | 3 | (4) | ア | (ア) | a | 一般事項 | 「トイレ、湯沸し室等の水を使用する室の下階には、原則として電気室・発電機室等を計画しないこと」とありますが、受変電設備、発電機の屋外設置は可能でしょうか。 | 質問No. 387を参照してください。 |
| 510 | 要求水準書（案） | 38 | 第2 | 3 | (3) | ア | | | 耐震安全性 | 耐震安全性の分類が示されておりますが、新体育館と屋内競技プールがエキスパンション等で分離されている場合、個別に分類が設定可能と考えます。提示されている分類は新体育館、屋内競技プール両施設に適用されるものでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|-----|-----|----|----------------|--|--|
| 511 | 要求水準書（案） | 38 | 第2 | 3 | (3) | エ | (ア) | | 外壁 | 懸垂幕等は新体育館、屋内競技プールの両施設に必要でしょうか。 | 両施設とも設置が必要です。 |
| 512 | 要求水準書（案） | 38 | 第2 | 3 | (3) | イ | (イ) | | 耐久性 | コンクリートの耐久設計基準強度24 (N/㎡)以上に関しては、建屋の構造に関わる部分に適用するものと考え、サインや土間による設備基礎等は対象外と考えてよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |
| 513 | 要求水準書（案） | 38 | 第2 | 3 | (3) | エ | (ア) | | 外壁 | 懸垂幕、横断幕設置器具を設けるよう記載があります。具体的な必要箇所数を提示ください。 | 質問No. 511を参照してください。 |
| 514 | 要求水準書（案） | 39 | 第2 | 3 | (4) | (エ) | | | 受変電設備 | 今回計画敷地外にある公園内建物との電力の受送電は行わないものとして計画を検討してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 515 | 要求水準書（案） | 39 | 第2 | 3 | (4) | (キ) | | | 構内情報通信設備 | 今回計画敷地外にある公園内建物との通信接続（信号取り合い）は無いものとして計画を検討してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 516 | 要求水準書（案） | 39 | 第2 | 3 | (4) | ア | (オ) | a | 無停電電源装置他、非常用電源 | 資料25に記載の非常用電源に関し、発電機の燃料備蓄時間をご教授ください。 | ご質問の内容には、72時間としてください。 |
| 517 | 要求水準書（案） | 40 | 第2 | 3 | (4) | ア | (セ) | a | 表示・音響設備 | 音響に関し、大会時の仮設機器は別途工事と考えてよろしいでしょうか？ | 質問No. 340、453を参照してください。 |
| 518 | 要求水準書（案） | 40 | 第2 | 3 | (4) | イ | (イ) | d | 屋外温湿度条件 | 「屋外温湿度条件は、「建築設備設計基準・同要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版に示された姫路の値とすること。」とありますが、現在は「建築設備設計基準」が正と思われます。また、姫路の値の記載はございませんのでご指示いただけないでしょうか。 | 要求水準書（案）の誤りです。ご指摘に合わせ、次のとおり修正を行います。「屋外温湿度条件は建築設備設計基準の最新版によるものとし、神戸の値とすること」 |
| 519 | 要求水準書（案） | 40 | 第2 | 3 | (4) | イ | (イ) | e | 屋内温湿度条件 | 「屋内温湿度条件は、「建築設備設計基準・同要領」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）最新版による。その他基準にないものについては、各諸室が快適に利用できるよう、事業者の提案により設定すること。」とありますが、現在は「建築設備設計基準」が正と思われますが、その認識でよろしいでしょうか。 | 質問No. 518を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|----------|---|---|
| 520 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 給水設備 | P4 1に「地下水の利用は必須とする」資料-8のP1に「地下水を新市民プールのプール水として活用すること」とありますが、「プール水への活用」とは「プール水の日常補給水の一部に地下水を利用すること」であり、その利用率は任意で、プール水以外への利用は不可と考えてよろしいでしょうか、また、プール水入れ替え時の地下水利用は地下水供給能力により、利用可能な範囲と考えてよろしいでしょうか。 | 前段、後段のご質問について、ともにご理解のとおりです。 |
| 521 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (イ) | b | プールの排水 | 「プール水は各種基準を遵守のうえ、水尾川に排水すること。」とありますが、プール水とはプール水入れ替え時の排水を指すものでしょうか、また、この場合排水可能な水量、水質をご教示ください。 | 前段のご質問についてご理解のとおりです。後段のご質問については姫路市下水道業務課にご確認ください。 |
| 522 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (イ) | | 排水設備 | 「プール水は各種基準を遵守の上、水尾川に排水すること」とありますが、「瀬戸内海環境保全特別措置法」の特定施設には当たらないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご提案いただく施設計画によりますので関係法令等をご確認ください。 |
| 523 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 地下水利用 | 給水設備の項目において、地下水の利用は必須との記載があり、要求水準書 資料8には「新市民プールのプール水として活用すること。」との記載がありますので、地下水利用必須は新市民プールのプール水だと理解致します。資料8では、観測井での地下水の水位等の情報はございますが、水質に関する情報がないので、地下水をどの程度精製しプール水として利用可能なか判断が出来ません。地下水の水質に関する資料があれば御提示願います。 また、地下水では水量を安定的に供給出来ない可能性も考えられますが、その場合を考えて、上水での供給方式も併用すると考えるべきでしょうか。御指示下さい。 | 地下水の水質は入札公告までに示します。 後段の質問についてはご理解のとおりです。 |
| 524 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 給水設備 | 地下水の利用が必須となっておりますが、プール水も想定されているかご教示下さい。 | 地下水はプール水を対象に活用することを検討、提案してください。なお、質問No. 520を参照してください。 |
| 525 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 近隣の地下水利用 | 近隣では地下水を飲用水として利用されているか。山留工事や杭工事の工法に影響があるため利用状況をご教示ください。 | 近隣で飲用水として利用されているかどうかは把握できていません。 |
| 526 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 井水の水質 | 地下水の利用が必須であるため、井水の成分は浄化設備の設定や維持管理上も重要ですので、敷地内観測井戸から採取した井水の水質調査結果をご教示ください。 | 入札公告時までに示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|------------|----|--------------|--|---|
| 527 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | e | 地下水 | 「資料 8 地下水の活用及び観測井の取扱い」に「市は本件施設用地内にある観測井NO.2について、事業者の建設業務開始まで保護する予定であり、事業者は当該観測井を本事業において継続して活用することができる。また、提案によっては本件施設用地内において新たに地下水の取水井戸（観測井を兼ねる）を掘ることは差し支えない。」とありますが、NO.2は観測孔と記載があるため、取水井戸としては利用できないものと考えてよろしいでしょうか。 また、NO.6は本件施設用地内にあるかどうか、各資料では判別が困難のため、ご教示いただけませんか。また、仮に本件施設用地内にある場合、取水井戸として利用できるものと考えてよろしいでしょうか。 また、NO.2、NO.6が取水井戸として使えない場合、地下水を活用するためには、本件施設用地内において新たに取水井戸を掘ることが必須になるとの理解でよろしいでしょうか。 | NO.2は取水井戸としては利用可能です。またNo.6は利用不可です。 No.2が取水井戸として使えない場合、新たな取水井戸を掘ることは必須とします。 |
| 528 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | e | 地下水 | 「地下水の利用は必須とする」とあり、また「資料 8 地下水の活用及び観測井の取扱い」には、「新市民プールのプール水として活用すること。可能であれば新体育館においても活用すること。」とあります。揚水試験及び水位調査結果の資料はありますが、活用できるかの判断のために、水質の資料を追加いただけませんか。また、水質の資料により、活用が困難と判断した場合は、地下水の利用は行わなくてよいと理解してよろしいでしょうか。 | 井戸水の水質は入札公告時まで示します。 後段のご質問については、本回答の別紙として公表する水質調査結果（速報値）をご確認いただいたうえで、再度ご質問ください。 |
| 529 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (イ) | b | 排水設備 | プール水の排水については、各種基準を遵守のうえ、水尾川に排水することになっておりますが、水尾川に排水することによる自然環境への影響についてのリスク分担についてはどの様にお考えでしょうかご教示下さい。 | 基準を満たしたうえでの事象については協議によるものと考えております。 |
| 530 | 要求水準書（案） | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ウ) | a | ガス設備 | 既存の中央体育館からの分岐は可能でしょうか？ | 不可とします。 |
| 531 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (イ) | | サービスヤード入口の閉鎖 | サービスヤード入口は車止め等により閉鎖とありますが、門扉等での閉鎖は認められますか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 532 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (ウ) | | サービスヤード | サービスヤードでは車両の転回を要求されておりますが、「後退切り替えし」も転回と見なしてよろしいでしょうか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。ただし、新体育館が広域防災拠点として機能する際、物資輸送車及び物資搬出車が滞留することなく、安全に運航できる状態を実現できる場合に限りです。 |
| 533 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (カ) | k | プール循環ろ過設備 | 「塩素臭拡散を防止又は低減できる設備内容とすること」と記述がありますが、塩素臭拡散を防止又は低減できる設備の提案であれば、オゾン発生装置・紫外線照射装置を用いないこと、またはプール循環ろ過設備とは別の対応を想定しても宜しいでしょうか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 534 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (ウ) (エ) | | 外構計画 | サービスヤードに設置する車両について、テレビ中継車、大型バス、緊急救援物資輸送車両の車両サイズ、駐車桝寸法をご教示ください。 | 要求水準書を遵守のうえ、提案してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------|--|--|
| 535 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (オ) | | サービスヤード | 「(カ) テレビ中継車の駐車スペースに近接して、本件施設と各種接続を行うための設備、(キ) VIP、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者等用の駐車スペース」も新体育館、屋内競技用プールで兼用することは可能でしょうか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 536 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (キ) | | サービスヤード | VIP、プロスポーツチーム関係者、メディア関係者等用の駐車スペースは新体育館、屋内競技用プールにそれぞれ6台ずつ必要でしょうか。（合計12台）。また、サービスヤードを兼用する場合は適切な台数を提案してよろしいでしょうか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、ご質問の内容は前段、後段の内容共に可とします。 |
| 537 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | (キ) | | サービスヤード | 資料15サービスヤードの基本的な考え方において「新体育館及び新市民プールのバックヤードはC部付近に設けることは不可とする」とありますが、C部にバックヤード以外の建物がかかることは可と考えてよろしいでしょうか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 538 | 要求水準書（案） | 42 | 第2 | 3 | (5) | ア | | | サービスヤード | A部は、現在のり面で樹木が多い箇所になりますが、事業者にてのり面を切り崩して通り抜け型乗降場侵入口を整備するという理解でよろしいでしょうか。 | 事業者にて通り抜け型乗降場侵入口を整備するという点においてご理解のとおりです。当該整備方法は要求水準書（案）を確認のうえ、提案してください。 |
| 539 | 要求水準書（案） | 43 | 2 | 3 | (5) | イ | (イ) | | 駐輪場 | 駐輪場の500台は段差ラックの可否はあるのでしょうか、また、単車駐輪は考慮するのでしょうか。 | 駐輪場は200台以上を要求水準としています。整備にあたり、段差ラックの提案は可能です。なお単車駐輪の可否については提案とします。 |
| 540 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | イ | (イ) | | 駐輪場 | 「駐輪場は200台以上駐輪できること。」とありますが、自動二輪用、原動機付自転車用等においてそれぞれ指定の台数、もしくは全体における割合等の指定はございますでしょうか。 | 質問No.539を参照してください。 |
| 541 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | イ | (イ) | | 駐輪場 | 駐輪場は200台以上駐輪できることとありますが、当該駐輪200台の中に、ひめぢりりは含まれますでしょうか。 | 駐輪場200台以上のなかにひめぢりりは含まれません。 |
| 542 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | イ | (イ) | | 駐輪場 | 「駐輪場から施設内部まで雨に濡れずに移動できるようにすること」とありますが、施設内部とは新体育館と屋内競技用プールの両施設が対象でしょうか。 | 両施設を対象としています。駐輪場の場所、設置箇所数、動線等については、事業者提案とします。 |
| 543 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | ウ | (オ) | | 屋外24時間利用可能トイレ | 警報装置が発報した場合の対応（初動対応等）は、市の負担との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------|--|---|
| 544 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | ウ | | | 屋外24時間利用可能トイレ | 「維持管理（清掃、警備を含む）・修繕は市が行う。」とありますが、どのような警備体制をお考えでしょうか。（多目的トイレの警報を含めて） | 今後の検討とします。 |
| 545 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | ウ | | | 屋外24時間利用可能トイレ | 屋外24時間利用可能トイレの建築基準法上の扱いは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。 | 屋外24時間利用可能トイレは、本件施設と一体整備又は別棟として整備した場合においても本件施設との建築基準法上の関係として、用途上不可分の関係とします。 |
| 546 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | オ | (ア) | | 雨水排水計画 | 「本件施設用地内の雨水は「総合治水条例」等に基づき適正に処理すること。」とありますが、そもそも調整池は必要となるのでしょうか。 | 提案する配置計画、外構等によって調整池の必要可否及び容量の考え方が異なるため、条例に沿った手続きなどについてご確認ください。 |
| 547 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | オ | (ア) | | 雨水排水計画 | 「総合治水条例」等にもとづき適正に処理すること」とありますが、調整池が必要な場合の容量算定のため、下流河川の比流量または許容放流量、計画降雨量をご教示ください。 | 水尾川は兵庫県管理河川のため、ご質問の内容は、兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所等関係機関にご確認ください。 |
| 548 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | オ | (ア) | | 雨水排水計画 | 排水予定の下流河川の調査結果及び改修計画の有無についてご教示ください。 | 質問No.547を参照してください。 |
| 549 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | オ | (ア) | | 雨水排水計画 | 「総合治水条例」等とありますが、重要調整池等の雨水貯留浸透施設の設置の可否については、総合治水条例における判断によるものとし、別の基準はないものと考えてよろしいでしょうか。 | 重要調整池等の雨水貯留浸透施設の設置の可否については、総合治水条例における判断によるものとしてください。 |
| 550 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (5) | オ | (ア) | | 雨水排水計画 | 既存の河川、水路の流域図をご提示ください。 | 質問No.547を参照してください。 |
| 551 | 要求水準書（案） | 43 | 第2 | 3 | (4) | オ | (ア) | | 総合治水条例について | 「総合治水条例」に基づく調整池が必要ないことは事前申請により確認されていますでしょうか。ご教示願います。 | 質問No.546を参照してください。 |
| 552 | 要求水準書（案） | 43 | 第3 | 2 | (5) | ウ | | | 屋外24時間利用可能トイレ | 屋外24時間利用可能トイレは、別棟として計画した際においても新体育館、新市民プールとの建築基準法上の関係として、用途上不可分の関係と考えて宜しいでしょうか。 | 質問No.545を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-------------------|----|---------------|---|--|
| 553 | 要求水準書（案） | 44 | 2 | 3 | (5) | ク | (ア) | | 舗装構成 | 舗装設計便覧に基づいた、舗装計画交通量に応じた舗装構成でよろしいでしょうか。姫路市独自の舗装構成基準があるのでしょうか。 | 提案される舗装の種別により、各種基準を適用してください。舗装種別によっては市独自の基準があります。 |
| 554 | 要求水準書（案） | 44 | 2 | 3 | (5) | シ | (ア) | | 売店臨時スペース | 売店の臨時設置スペースは附属プールの多目的に利用可能な広場3, 500㎡の部分に計画可能でしょうか。また、具体的に必要な設備等ありましたらご教授下さい。 | 前段のご質問はご理解のとおりです。具体的に必要な設備等に係る要求水準はございません。 |
| 555 | 要求水準書（案） | 44 | 2 | 3 | (5) | シ | (イ) | | 分煙施設 | 分煙施設を本件施設用地内に分散して設置とありますが、複数箇所必要でしょうか。その場合具体的な必要数があればご教授下さい。 | 分煙施設を分散させることは、①一カ所に喫煙者が集中することによるネガティブな印象を利用者に与えることを避けるため、②喫煙者にとっても一定程度配慮された位置に分煙施設を提供するため、③喫煙マナーの向上に資する環境を構築するためを主たる目的としています。そのため、複数箇所整備いただくことを要求しておりますが、当該分煙施設の規模及び整備数は提案する配置計画、外構・園路の計画、景観との整合性等を総合的に勘案いただき、提案して下さい。 |
| 556 | 要求水準書（案） | 44 | 第2 | 3 | (5) | キ | (ア) | | 植栽計画 | 「樹種等の選定に当たっては、周辺植栽等との調和や一体性に配慮すること。」とありますが、既存植栽の調査資料又は引き渡し時の植栽想定資料をご提供いただけないでしょうか。 | ご質問の内容に該当する調査、資料はございません。手柄山中央公園内をご確認いただき、提案してください。 |
| 557 | 要求水準書（案） | 44 | 第2 | 3 | (5) | ケ | (ア) (イ) (ウ) | | 通り抜け型乗降場の開放時間 | 通り抜け乗降場の監視や安全管理を事業者が負う前提で、安全管理上必要と判断した場合、時間決めなどにより、前面道路からの車両進入を抑制するバリカーなどの管理境界を設置してもよろしいですか。 | 各種要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 558 | 要求水準書（案） | 44 | 第2 | 3 | (5) | シ | | | その他 | 飲食物販売や物販を行う売店を設置できるスペースを確保することとありますが、これらは誰が主体となって販売する想定でしょうか。 | 要求水準書（案）/44頁/第2章/3/(5)/シ/(ア)について要求水準書から削除します。 |
| 559 | 要求水準書（案） | 45 | 第3 | 1 | (1) | イ | (イ) | | 業務責任者 | (ア)「事業者は設計責任者、・・・を配置し、・・・」と「統括責任者の下に」という記述がありませんが、運営責任者等と同様、各責任者は「統括責任者の下に」配置するという認識でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 560 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (3) | ア | | | 設計業務 | 東側斜面等の造成および擁壁の設置、通路の配置の際の設計基準（道路土工指針や宅地造成等規制法など）をご教示ください。 | 各種要求水準を遵守のうえ、事業者提案に合わせ、事業者が適正と考える設計基準を提案してください。 |
| 561 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (3) | キ | | | デザイン協議 | 本デザイン協議の結果として、提案計画よりもコストが増となる場合は、リスク分担表32に基づき、貴市の負担となる理解で宜しいでしょうか。 ※デザイン協議が本件提案後になることをふまえて質問しております | 提案後のJRとの協議においては大幅な修正の可能性は低いと考えますがリスクについてはご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|----|---|----|--------------------|---|--|
| 562 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (3) | ケ | | | 設計業務 | 「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づく基本計画書〜とありますが、当該施設は大規模集客施設に該当するとの理解でよろしいでしょうか。また、道路交通等の協議が必要と思われます。周辺道路の交通量調査、および当該施設の発生集中交通量等の算出は行われていますか。資料のご提示ください。 | 当該施設は大規模集客施設に該当すると認識しております。交通量調査等は令和3年度に予定しており、事業者には情報提供を行う予定です。 |
| 563 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | 電波障害、地質調査以外の各種調査業務 | 事業者側で新たに交通量調査が必要となりますでしょうか？これまでの公安協議などで、実施済みの交通量調査があれば開示いただけますでしょうか？ | 市において令和3年度に予定している交通量調査結果は事業者に提供が可能です。既存の交通量調査については、市HPにてご確認ください。なお、事業者側の交通量調査は関係機関協議等で必要となる可能性があります。 |
| 564 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | 電波障害、地質調査以外の各種調査業務 | 現在、計画地は既存施設の解体工事中ですが、解体完了後の現況調査および現況図は、市が実施し提供されるものと考えてよろしいでしょうか | 本件施設用地内で市が実施予定の測量、調査はありません。 |
| 565 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | 電波障害、地質調査以外の各種調査業務 | 計画地内の既存樹種等の情報については、開示されるのでしょうか。また開示される時期についてはいつ頃と想定されますでしょうか | 質問NO. 556を参照して下さい。 |
| 566 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (2) | ア | | | 電波障害、地質調査以外の各種調査業務 | 計画地の敷地境界について一部は事業提案となっているが、その境界が維持管理境界となることを想定すると、施工中および竣工後に立合い確認を行う想定でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 567 | 要求水準書（案） | 46 | 第3 | 2 | (2) | アイ | | | 事前調査業務 | 新築建物による電波障害について、机上検討、電波障害対策工事（電波測定含む）は本事業で対応する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 568 | 要求水準書（案） | 47 | 第3 | 2 | (6) | ア | | | 備品調達、設置業務 | 「資料17 参考備品リスト」の中に、一部レベル感の把握が困難なものがあります。参考となるメーカー名 / 品番を追記いただけないでしょうか？ | 資料17参考備品リストは参考であるため、備品、メーカー、仕様、数量等のご提案下さい。 |
| 569 | 要求水準書（案） | 47 | 第3 | 2 | (5) | | | | 工事監理業務 | 工事監理業務の方式(非常駐、又は常駐)については、要求水準を満足することを前提に指定がないものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 570 | 要求水準書（案） | 47 | 第3 | 2 | (4) | サ | | | 水枯れ | 「工事により周辺地域に水枯れなどの被害が発生した場合、事業者の責任において対応を行うこと」とありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けられない損害が発生した場合には事業者で対応することが困難なため、実施方針p. 20リスク分担表No. 25不可抗力として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|----|-----|----|--------------------|--|--|
| 571 | 要求水準書（案） | 47 | 第3 | 2 | (4) | ス | | | 建設業務 | 「・・・及び合理的に資料及び現地見学会から存在が確認できる地下埋設物等がある場合には撤去を行うこと」とありますが、「合理的に資料及び現地見学会から存在が確認できない地下埋設物等がある場合には」貴市の責任において対応いただけるという認識で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 572 | 要求水準書（案） | 47 | 第3 | 2 | (4) | | | | 建設業務 | 当該施設の建設業務を行なうにあたり、事業用地の使用料や占用使用料等は不要との理解でよろしいでしょうか？ | 自主提案施設の建設に際して行政財産の使用料がかかります。 |
| 573 | 要求水準書（案） | 48 | 第3 | 2 | (7) | ア | (オ) | | 近隣対応等 | 「建設工事等に関する近隣からの苦情等については、事業者の責任において、事業者を窓口として、適切に対処すること」とありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けられない近隣への損害が発生した場合には事業者で対応することが困難なため、実施方針p.20リスク分担表No.25不可抗力として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 574 | 要求水準書（案） | 48 | 第3 | 2 | (7) | ア | | | 近隣対応等 | 近隣対応等を適切に行うために、すでに貴市がご認識されている近隣からの苦情等の具体的な一覧があれば共有頂けますでしょうか。 | 入札公告時まで示します。 |
| 575 | 要求水準書（案） | 48 | 第3 | 2 | (6) | | | | 備品調達・設置業務 | 「備品は、事業者においてリース契約を結び借り受けることも可とする」とありますが、事業終了時には当該リース対象備品は引渡の対象外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 576 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (10) | ア | (イ) | | 中間検査 | 設計及び建設業務の出来高認定はどのような頻度・形式にて行われるのでしょうか | ご質問にある出来高認定は、年度単位で実施します。提案時に想定出来高を提案いただき、業務着手後当該提案を基本とした業務スケジュール及び年度出来高割合を作成いたします。提案及び計画に対し、対象年度出来高が上回っている場合はご提案とおりの年度出来高相当金額を請求できるルールとする方針です。 |
| 577 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (9) | ア | | | 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 | 「積算書等の作成支援」とありますが、建築、土木と分けて各々の基準による積算となりますか。 | ご理解のとおりです。 |
| 578 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (9) | ア | | | 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 | 国庫補助金申請用の積算書等の作成支援とありますが、積算書の作成自体は事業者では行わないとの理解でよろしかったでしょうか。 | 国庫補助金申請書そのものは本市が作成します。当該申請書作成に必要な各種積算根拠等は事業者にて作成いたします。 |
| 579 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (9) | アイ | | | 国庫補助申請資料作成支援 | 国庫補助金申請用の設計図書及び積算書等の作成支援業務の詳細について、土木工事を含む全ての施設整備業務のうち、申請対象・対象外の区分図を作成したうえで、対象部分については国交省基準による積算（官庁積算）による明細書を作成するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|--------------------|---|---|
| 580 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (9) | | | | 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 | 国庫補助金申請対象箇所をご教示ください。 | 質問No. 578、579を参照してください。 |
| 581 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (9) | | | | 国庫補助金申請に係る資料作成支援業務 | 「その他、本事業に関連して市が必要とする申請等に関する支援」とありますが、事業者側でコストを算出できるよう、具体的な業務内容等、業務量がわかる情報をご教示いただけないでしょうか。 | 会計検査、出来高検査、国庫受入れへの協力などが想定されます。 |
| 582 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 開発に係る申請は不要とありますが、事前協議申請は済まされてますでしょうか。申請済でしたら協議結果を開示願います。 | 事前申請は完了し、許可不要となっております。 |
| 583 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 許認可の事前協議 | 「事業者が事業契約締結後に再度開発に係る申請は不要である」とは、開発事業に該当しないという通知書を受領されたということでしょうか。その場合は、本事業が開発行為に該当しないという判定理由をご教示ください。また、今後の建築計画の変更によって開発行為に該当となる可能性の有無、及びその条件等をご教示ください。 | 前段の質問についてはご理解の通りです。判定理由としては、本事業における建築物は都市公園法第2条第2項に規定する公園施設であることから、都市計画法施行令第21条第3号が適用されるためです。 |
| 584 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 開発許可申請について | 「市が事前申請を行っており、事業者が再度開発に係る申請は不要である」とのことですが、各種インフラ状況の整備で雨水関連について姫路土木事務所と協議を要すると書かれている（P15）ため、具体的計画によっては、排水や擁壁等についての協議は別途必要と考える必要がありますか。ご教授願います。 | ご理解の通りです。 |
| 585 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 「本事業は姫路市開発事業における手続き及び基準等に関する条例」に基づき、市が事前申請を行っており、事業者が事業締結後に再度開発に係る申請は不要」となりますが、同条例のフロー内で完了を意味する「開発協定の締結」ステップまで完了すると理解してよいですか。 | 質問No.582を参照してください。 |
| 586 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 質問No. 585に関連し、本条例に関して実施すべき近隣説明等の対応は完了していると理解してよいですか。 | 質問No.582を参照してください。 |
| 587 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 質問No. 586に関連し、本条例に関して実施されている関係各課との協議内容および意見をご提示ください。 | 質問No.582を参照してください。 |
| 588 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 質問No. 587に関連し、開発協定の締結部分まで完了しているのであれば、条例上が求める各種詳細図での協議が必要となると考えますが、それらを開示していただけないでしょうか。 | 質問No.582を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|---|-----|----|--------|--|--|
| 589 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 質問No. 588に関連し、提案内容が貴市が実施された条例上の協議内容が相違する場合でも、再手続きは不要と理解してよいですか。 | 質問No.582を参照してください。 |
| 590 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 提案期間中に本事業について関係機関へのヒアリングを行ってもよろしいでしょうか。 | 質問No.289を参照してください。 |
| 591 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前協議等 | 「姫路市開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき、市が事前申請を行っており、事業者が事業契約締結後に再度開発に係る申請は不要、とあり、事業者による都市計画法第29条の開発許可は不要との理解でよろしかったでしょうか。また、事業者による開発許可は不要の場合でも、事業者提案に基づき擁壁や排水などのインフラ関係の担当部署との協議や届出書類の作成などの通常の開発許可申請と同等の手続きを事業者にて行う必要があるとの理解でよろしかったでしょうか。 | 前段のご質問に関してはご理解のとおりです。後段に関しては担当部署との協議をお願いします。 |
| 592 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | ア | (ア) | | 事前申請 | 「開発事業における手続及び基準等に関する条例」に基づき市が事前申請を行っているのですが、事前協議によって諸条件等が提示されておりましたら教示いただけませんかでしょうか。 | 特にありません。なお、質問No.582を参照してください。 |
| 593 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | イ | (ア) | | 申請等 | なお書きに「建築確認申請の申請先は姫路市とする」とありますが、事業者にて民間確認申請機関に申請することは可能でしょうか。 | 建築確認申請の申請先は姫路市とします。 |
| 594 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (8) | イ | (ア) | | 開発許可申請 | 開発許可申請は不要とのことですが、造成工事関連で、建築確認申請前に必要な手続き等があればお示し頂きたい。工事スケジュールに影響はないとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No.591を参照してください。 |
| 595 | 要求水準書（案） | 49 | 第3 | 2 | (7) | ウ | (イ) | | 環境対策 | 万一周辺環境に影響等が発生した場合には、事業者を窓口として、事業者の責任と負担において処理することとありますが、事業者が善管注意義務を払っても避けられない周辺環境への損害が発生した場合には事業者で対応することが困難なため、実施方針p.20リスク分担表No.25不可抗力として取り扱うとの理解でよろしいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 596 | 要求水準書（案） | 50 | 第3 | 2 | (10) | エ | | | 所有権移転 | P85「竣工図書」に記載されている「契約目的物引渡し書」の提出をもって所有権移転が行われるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 597 | 要求水準書（案） | 50 | 第3 | 2 | (10) | エ | | | 所有権移転 | 当該施設の不動産取得税・不動産登記に関する諸費用については、事業者に支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか？ | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-------------|--|--|
| 598 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (1) | ア | (ア) | | (開業準備業務) 部会 | 開業準備業務部会の「開催開始時期」及び「開催間隔」について、目安となるものがあればご教授ください。（開業1年前から、毎月など） | 要求水準を遵守のうえ、提案してください。 |
| 599 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (1) | ア | (ア) | | 開業準備業務部会 | 「開業準備業務部会は、市と協議のうえ定例会を開催」とありますが、開催時期や開催頻度は事業者提案に委ねるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 600 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (1) | ア | (ア) | | 部会 | 「開業準備業務部会」の開催時期や開催頻度は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 599を参照してください。 |
| 601 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (1) | ア | (ア) | | 部会 | 開業準備業務部会の開催時期及び開催頻度・議題想定があればご教示願います。 | 要求水準書（案）及び資料編を確認し提案してください。 |
| 602 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (1) | イ | (ア) | | 開業準備、開館準備 | 要求水準の中で「開業準備」と「開館準備」という言葉が出てきます。それぞれの定義（期間含む）を改めてご教示ください。その定義の考え方・期間によって、人員の配置時期、提出物の提出時期が変わってきます。 | 開業準備が正しく、一部の開館準備との記載が誤りです。要求水準書（案）修正版を公表しますのでご確認ください。 |
| 603 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 2 | (2) | ア | | | 予約システム等整備業務 | 市の指定する予約システムを活用と御座いますが、市の指定する予約システムをご教示下さい。 また、事業者が独自に予約システムを提案するは出来ますでしょうか。 | 前段の質問につきましては市ホームページより「姫路市公共施設予約システム」をご確認ください。 後段の質問につきましては不可とします。 |
| 604 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 2 | (2) | ウ | | | 予約システム等整備業務 | 市が指定するプロバイダと契約する必要と御座いますが、指定するプロバイダをご教示下さい。 | 市が指定するプロバイダとは、固定グローバルIPアドレスを市に提供できる事業者のことであり、特定の事業者を意味するものではありません。本市の公共施設予約システムを利用するには、固定グローバルIPアドレスが必要となるため、回線敷設後は速やかに本市に提供いただく必要があります。 |
| 605 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 2 | (2) | | | | 予約システム等整備業務 | 予約システムを整備する時期についてご教示下さい。 開業準備期間中に整備するものか、開業準備期間中には整備されているものかご教示下さい。 | 予約システムは他施設と共同利用のもので、開業準備期間までに整備済みのものとなりますが、開業準備期間中に予約システムに施設の追加登録が必要となります。およその目安として、予約受付開始の1から2か月前に追加登録が完了する想定です。 |
| 606 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (2) | エ | (ア) | | 開館式典及び内覧会 | 開館式典及び内覧会の貴市側の出席者及び人数があれば想定でもよいのでご教示ください。 | 現時点では想定しておりません。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-------------|---|---|
| 607 | 要求水準書（案） | 51 | 第4 | 1 | (2) | エ | (イ) | | 開館記念イベント | 開館イベントの貴市側の出席者及び人数があれば想定でもよいのでご教示ください。 | 質問No. 606を参照してください。 |
| 608 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (6) | イ | | | 開館記念イベント | 内容は事業者提案を基に貴市と協議のうえ決定するとのことですが、内容や規模によって費用に大きな影響がありますので、貴市としての想定がございましたら一定の条件をお示しいただけないでしょうか（必須の招待者や参加者規模など）。 | 質問No. 606を参照してください。 |
| 609 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (3) | イ | (ア) | | 開業前の利用受付 | 予約システムの操作方法、管理方法等について、予約受付開始前に講習会のようなものを開催いただくことは可能でしょうか。 | 必要に応じ対応します。 |
| 610 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (3) | | | | 事前広報、利用受付業務 | 開業の6か月前までにパンフレット等やインターネットホームページを作成することになっておりますが、開業準備業務のうち当該業務については施設の引渡し前から業務着手してよいという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 611 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ア | | | 予約システム等整備業務 | 「市の指定する予約システムを活用し」とありますが、これは現行の「姫路市公共施設予約システム」のことを指しますでしょうか。もしくは全く新しいシステムの構築をお考えでしょうか。 | 要求水準書（案）の「市の指定する予約システム」とは現行の「姫路市公共施設予約システム」を指します。なお、「姫路市公共施設予約システム」は今後更改予定があり、新システムも現行システムと同様に他施設との共同利用になります。 |
| 612 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ア | | | 予約システム等整備業務 | 「姫路市公共施設予約システム」であると想定しますが、プロバイダ料等、維持管理及び運用に係る年間のコストについてお示しいただけますでしょうか。 | パソコン（以下は現行システムが要求する動作環境となりますが、新システムの動作環境は今のところ未定です。OS:Windows10, ブラウザ:IE, Edge, Chrome等、Office:Microsoft Excel 2016, 2019又は365）及びプリンターの維持管理費用並びにプロバイダとの契約等に関わる費用が必要となります。プロバイダとの契約等に関わる費用については、プロバイダと事業者間の契約に関する内容となりますので、具体的な費用に関しましては、本市では把握していません。 |
| 613 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ウ | | | 予約システム等整備業務 | 「市の指定するプロバイダと契約する必要がある。プロバイダ契約等に係る費用は事業者の負担とする。」とありますが、費用はどの程度を見込めば宜しいでしょうか。 | プロバイダとの契約等に関わる費用については、プロバイダと事業者間の契約に関する内容となりますので、具体的な費用等に関しましては、本市では把握していません。 |
| 614 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ウ | | | 予約システム | 「市が指定するプロバイダと契約する必要がある。プロバイダ契約に係る費用は事業者の負担とする。」とありますが、ご指定のプロバイダ名と担当連絡先についてご教示ください。事業費算定などに必要になります。また、ここでいう契約に係る費用とは運用費用（システムの維持費・更新費等）を含むものという理解でよろしいでしょうか。 | 市が指定するプロバイダとは、固定グローバルIPアドレスを市に提供できる事業者のことであり、特定の事業者を意味するものではありません。本市の公共施設予約システムを利用するには、固定グローバルIPアドレスが必要となるため、回線敷設後は速やかに本市に提供いただく必要があります。また、公共施設予約システムの利用料や更新費用については、事業者に負担を求めています。 |
| 615 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ウ | | | 予約システム等整備業務 | 公平性を期すため、市が指定するプロバイダと契約等に関わる費用を具体的にご教示いただけますでしょうか。 | 質問No.613を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|----|-----|----|----------------------|--|--|
| 616 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | | | | 予約システム等整備業務 | 現システムに本件施設を組み込む費用を事業者が算出するのは困難と思料しますが、貴市の負担という認識でよろしいですか。また、事業期間中にシステムの更新等も予測されますが、これらの費用は貴市の負担でしょうか。 | 前段、後段のご質問について、ともにご理解のとおりです。 |
| 617 | 要求水準書（案） | 52 | 第4 | 2 | (2) | ウ | | | 予約システム等整備業務 | 市が指定するプロバイダと契約する必要があるようですが、係る費用をご教示願います。 | 質問No.613を参照してください。 |
| 618 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (5) | ア | (イ) | | 開館式典及び内覧会等の実施業務 | 「招待者の選定についてはその指示に従うこと。」とありますが、実施の積算にあたり、招待者の人数を何名で想定すべきかご教示ください。また、実際の招待人数が想定を超過した場合の費用は貴市が負担するという認識で宜しいでしょうか。 | 前段のご質問について、質問No. 606を参照してください。後段のご質問について、ご理解のとおりです。 |
| 619 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (5) | ア | | | 開館式典及び内覧会 | 開館式典の規模及び内覧会の頻度と一回当たりの人数想定を具体的にご教示下さい。 | 質問No. 606を参照してください。 |
| 620 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (5) | アイ | | | 開館式典、内覧会 開館記念イベント | 開館式典や内覧会の企画や開館記念イベントに関する内容は、8月の提案提出の際の提案対象となりますでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 621 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (4) | ア | | | 開業準備期間中の運営・維持管理業務 | 開業準備期間における運営・維持管理業務の内容は、事業者の提案に基づき、開館日以降と異なる人員体制や業務内容としても問題にないという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。要求水準書（案）、「第5章 運営業務」、「第6章 維持管理業務」における業務要求水準に準じて、必要となる運営・維持管理業務を行ってください。 |
| 622 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | イ | | | 開業前の利用受け付け | 一般利用者の利用受付時期の目安についてご教示下さい。 | 本件施設の開業2カ月前となります。要求水準書（案）資料19を参照して下さい。 |
| 623 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ事業への協力 | イベント開催において主催者とネーミングライツ事業者とが同業関係にある場合のマスキング作業等は必要でしょうか。また、必要である場合の作業実施者と作業費の負担者についてはどの様に考えれば宜しいでしょうか。 | 本施設に掲出しているネーミングライツや広告物については、常時、掲出することを想定しているため、マスキング作業等とは不要とする予定としています。 |
| 624 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ事業への協力 | 事業期間内に想定している名称の変更回数をお示しください。また、変更する場合、次の名称は、何か月前までに決定しますでしょうか。 | 現行の例では、5年が考えられます。変更する場合については、前年度には決定します。現時点ではこの程度を想定していますが、変更する可能性もあります。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|----------------------|---|---|
| 625 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ事業への協力 | ネーミングライツを施設の外壁やサイン看板等に掲示する場合、その設置費用や事業期間終了時の現状復旧費は貴市、事業者、ネーミングライツ業者のいずれが負担することになりますでしょうか。 | ネーミングライツ業者となります。 |
| 626 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ事業への協力 | 事業者が自主的に発行する広報物等以外の、誘致や施設PR等を目的とした広報物等の経費については、その発行主体が負担するという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 627 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | 市が実施するネーミングライツ事業への協力 | 「事業者は市の実施するネーミングライツ事業に協力すること」とありますが、具体的に想定している事業者の協力内容をご教示ください。また、ネーミングライツの募集業務は市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段のご質問について、事業者は、本件施設の概要に関する書類等の提供及びネーミングライツ募集に係る情報リンクを本件施設HPに掲載する等において、市に協力して下さい。 後段のご質問に対し、ご理解のとおりです。 |
| 628 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | 市が実施するネーミングライツ事業への協力 | 開業後、事業期間中のネーミングライツの変更は想定されておりますでしょうか。その場合、ネーミングライツ変更に係る費用は市のご負担と考えてよろしいでしょうか。 | 前段の質問について、質問No.624を参照してください。後段の質問について、ネーミングライツに係る費用については、市又は導入企業が負担することとなりますので、PFI事業者の負担はございません。 |
| 629 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ | ネーミングライツ事業への協力とは具体的にどのようなことを想定されているかご教示いただけますでしょうか。 | 質問No. 627を参照してください。 |
| 630 | 要求水準書（案） | 53 | 第4 | 2 | (3) | ウ | | | ネーミングライツ | 各施設やエリアに個別のネーミングライツを導入し、命名権料を指定管理者が受け取る提案をお認め頂けませんでしょうか。指定管理料を縮減する効果的な手段の一つと考えます。 | 原案のとおりとします。 |
| 631 | 要求水準書（案） | 54 | 第4 | 2 | (5) | ア | (ア) | | 開館式典及びセレモニー | 本件施設の開館式典及びセレモニーを実施すること。とありますが、主催者は貴市という理解でよろしいでしょうか。また、貴市の招待者への事前案内や当日の対応等は、貴市が行うという理解でよろしいでしょうか。 | 本件施設の開館式典及びセレモニーの内容については事業者の提案を基に市と協議のうえで決定します。 |
| 632 | 要求水準書（案） | 54 | 第4 | 2 | (5) | ア | (ア) | | 開館式典及びセレモニー | 開館式典及びセレモニー規模や招待客数の想定がございましたら、ご教示願います。 | 質問No. 606を参照してください。 |
| 633 | 要求水準書（案） | 54 | 第4 | 2 | (5) | ア | (イ) | | 開館式典及び内覧会 | 招待者数についてご想定が御座いましたらご教示下さい。 | 質問No. 606を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|---|-----|----|-------------|---|-------------------------------------|
| 634 | 要求水準書（案） | 54 | 第4 | 2 | (5) | ア | | | 開館式典等 | 開館式典や内覧会の実施にあたり、警備員や清掃員の配置および廃棄物処理が必要となる場合、その費用はサービス購入料とは別に貴市にて負担されるでしょうか。またはサービス購入料に含める必要があるでしょうか。 | ご質問の内容はサービス購入料に含めるものとします。 |
| 635 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (31) | ア | (ア) | | 開館日 | 「定期点検等、本件施設の維持管理に必要な休館日は、事前に市と事業者が協議して決定する」とありますが、休館日の設定及び変更は、事業者による提案が可能という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りですが、事前に市と事業者が協議の上決定するものとします。 |
| 636 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (3) | ア | (ア) | | 施設の開館日等 | 「本件施設の維持管理に必要な休館日は、事前に市と事業者が協議して決定する」とありますが、屋内プールのプール水交換による休館日は何日程度を想定されておられますでしょうか。 | ご質問の内容は各種要求水準を遵守のうえ、提案してください。 |
| 637 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (3) | イ | (ア) | | 利用時間 | 自主提案事業の利用（営業）時間については任意に設定してもよろしいでしょうか。 | 要求水準書（案）の規定を前提として、ご質問の内容はご理解のとおりです。 |
| 638 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (3) | イ | (ア) | | 施設の利用時間について | 事業者の提案により、各諸室別に延長して設定できると記載がありますが、開館時間を早め、閉館時間も早める等、柔軟な設定も可能と考えて宜しいでしょうか。 | 閉館時間を早める提案は不可とします。 |
| 639 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (3) | イ | | | 利用時間 | 原則となる利用時間を超えて開館する場合、市の承諾を得ることとありますが、提案段階や年間計画等で都度ではなくあらかじめ承諾を得ることは可能でしょうか。 | ご質問の内容は可能です。 |
| 640 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (2) | | | | 運営業務期間 | 建設期間を事業者の提案で短縮した場合も運営業務期間の終了は令和23年3月末日と考えてよろしいでしょうか。 | 質問No. 228を参照してください。 |
| 641 | 要求水準書（案） | 55 | 第5 | 1 | (2) | | | | 運営業務期間 | 運営業務期間は令和8年（2026年）10月1日～とありますが、工期短縮により引渡しが早まった場合でも、運営業務開始期間は令和8年（2026年）10月1日～という認識でよろしいでしょうか。 | 質問No. 228を参照してください。 |
| 642 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (7) | ア | | | 指定管理者制度 | 指定管理者の選定にあたり、事業者による企画・提案なく当然に事業者が指定管理者として指名されるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|-----------------------|---|--|
| 643 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (5) | エ | | | 業務従事者の配置 | 共通ユニフォームを着用するなどして、とあるが、事業者ごとの共通ユニフォームなのか、手柄山スポーツ施設全体としてのユニフォームなのでしょうか。 | 本件施設の運営者・維持管理者であることが利用者等に伝わるユニフォームであれば、本件施設全体として共通のユニフォームである必要はございません。 |
| 644 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (5) | エ | | | 業務従事者の配置 （共通ユニホーム） | 「共通ユニホームを着用」とありますが、事業者の企業ロゴマーク等が入ったものを着用することは可能でしょうか。 | 質問No. 643を参照してください。 |
| 645 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (5) | カ | | | 業務従事者の配置 | トレーニング指導士の有資格者について、開館から閉館まで常時1名が勤務している必要がありますか。 | ご質問の内容は、「常時」である必要はございません。提案に合わせた人員配置をご提案下さい。 |
| 646 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (5) | ク | | | 業務従事者の配置 （プール監視員） | 「プール及びプールサイドをくまなく監視することのできる監視体制を構築すること」とありますが、「最低何名配置」等、人数に決まりはございますでしょうか。 | 最低人数について特に人数に決まりはありませんが安全上問題のない監視体制を構築してください。 |
| 647 | 要求水準書（案） | 56 | 第5 | 1 | (5) | ク | | | 業務従事者の配置 | プール及びプールサイドをくまなく監視することのできる監視体制と御座いますが、「くまなく監視」の定義が曖昧ですので、安全上問題ない監視体制の理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 648 | 要求水準書（案） | 57 | 第5 | 1 | (7) | イ | (ア) | | 利用料金 | 利用料金については市の承認を得て事業者が定めるとありますが、事業計画書内で事業者が提案するというお考えでしょうか。 | ご理解のとおりです。詳細は入札公告時に示します。 |
| 649 | 要求水準書（案） | 58 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害発生時の対応 | 避難所が開設又は設置された場合の本件施設の必要経費は原則事業者負担とありますが、利用料金収入等がない状態では事業者による運営を行う原資が失われてしまいます。避難所開設期間の収入について貴市に補填いただけると理解してよろしいでしょうか。 | 開設又は設置期間が長期にわたる場合は、当該費用負担について、両者協議の上定めるものとします。 |
| 650 | 要求水準書（案） | 58 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害発生時の対応 | 避難所の開設又は設置の期間が長期にわたる場合の費用負担については協議とありますが、長期とはどのくらいの期間からを想定しておられますか。 | 原則7日間を想定していますが、災害の程度・規模や避難所設置に伴う施設運営への影響などを総合的に勘案し、期間も含め両者協議の上定めるものとします。 |
| 651 | 要求水準書（案） | 58 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害等発生時の対応 | 本件施設に避難所が開設された際、事業者は貴市の職員によって運営される避難所運営に協力しなければならないとされておりますが、現時点でどのような運営を想定されておりますでしょうか。また、避難所等の開設又は設置の期間が長期にわたる場合は、必要経費の費用分担を協議の上定めるとされておりますが、長期とはどのくらいの期間を想定されておりますでしょうか。 | 前段の質問について、避難所が開設された場合、原則として市の職員が運営しますが、市の職員の要請に基づき、施設管理者として、施設の開設等の設備管理や避難所等の運営、物資や集積された緊急物資等の管理及び配布等への協力を想定しています。後段のご質問は質問No. 650を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------|---|--|
| 652 | 要求水準書（案） | 59 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害等発生時の対応 | 「光熱水費、事業者の職員の人件費等の費用は、原則として事業者の負担とする」とありますが、通常の業務時間・業務量を超えるような事項については、協議事項にできないでしょうか。また、「開設又は設置の期間が長期にわたる場合」とありますが、長期とは具体的にどの程度の期間を想定されているのでしょうか。 | 質問No. 649、650を参照してください。 |
| 653 | 要求水準書（案） | 59 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害等発生時の対応 | 避難所等開設後の必要経費について開設後何日間を事業者負担として見込めば良いか目安をご教示下さい。 | 質問No. 650を参照してください。 |
| 654 | 要求水準書（案） | 59 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 災害等発生時の対応 | 「ただし、開設または設置の期間が長期にわたる場合は、当該費用負担について、協議のうえ定めるものとする。」との記載がございますが、ここで示す「長期」とは具体的にどの程度の期間を示しているかご教示ください。 | 質問No. 650を参照してください。 |
| 655 | 要求水準書（案） | 59 | 第5 | 2 | (1) | カ | (ケ) | | 「長期」の定義 | 必要経費協議ができる「長期」の定義は何日以上を想定されてますでしょうか。 | 質問No. 650を参照してください。 |
| 656 | 要求水準書（案） | 59 | 第5 | 2 | (1) | ク | (イ) | | 市・県主催事業等への協力 | 新体育館を投票所・開票所や成人式の会場として利用する想定はありますでしょうか。 | 可能性はあります。 |
| 657 | 要求水準書（案） | 61 | 第5 | 2 | (2) | イ | (ア) | b | 利用料金徴収に関する業務 | オンライン決済については市と協議すると御座いますが、多様な料金の徴収方法は提案出来ますでしょうか。 | 窓口等における決済については、利用者の利便性を考慮してキャッシュレス決済など多様な決済方法を提案してください。 |
| 658 | 要求水準書（案） | 61 | 第5 | 2 | (2) | イ | (イ) | | 利用料金の減免 | 現在の中央体育館及び総合スポーツ会館の過去3か年程度の減免利用の実績についてお示しいただけますでしょうか。 | 入札公告までに公表します。 |
| 659 | 要求水準書（案） | 62 | 第5 | 2 | (6) | | | | プールの水質等衛生管理業務 | 「管理責任者、衛生管理者等を配置」とありますが、運営責任者との兼任でも宜しいでしょうか。また、常駐の必要はないという解釈で宜しいでしょうか。 | 兼任についてはご理解の通りですが、運営責任者は施設に常駐とします。 |
| 660 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | - | - | - | 自主提案事業 | 「自主提案事業を実施することができる」とありますが実施しないことも可能でしょうか。また自主提案事業のうち付帯事業のみを行うような提案も可能でしょうか。 | 自主提案事業のうち、自主提案施設を整備した上で実施する事業となる付帯事業については質問No.397を参照してください。なお、上記以外の自主提案事業については事業者が提案の上、実施できるものとしております。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|------------------|---|--|
| 661 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案事業 (附帯事業) | 余剰地等を活用する自主提案施設（附帯事業）は市の承諾を得たうえで実施できるとありますが、収益性等の観点から運営を取り止めたい場合、取り止めに係る市の承認は得られると考えてよろしいでしょうか。 | ご質問の内容は個別具体的事象に対して協議により決定する内容ですので、本回答時点で明確にお答えすることはできません。ただし原案のとおり、「事業契約決定後において、自主提案事業の内容や実施期間の変更及び新たな自主提案事業の追加は、市と協議のうえ、市が承認した場合可」とします。 |
| 662 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | イ | | | 自主提案事業 | 収益に対するサービス対価への低減額については事業者の提案とするとのことですが、低減は必須ではないという理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 663 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | エ | | | 広告宣伝 | 広告掲載料は事業者が定められるとのことですが、貴市と協議とあります。事業計画を立案する上で、仮に提案したものが貴市に否決されると計画が困難です。ついては、事業者が定める広告掲載料については、事業者の判断で決められることを認めていただけないでしょうか。 | 事業者の提案を受け、協議によって定めます。事業者の判断のみで認めることはできません。 |
| 664 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | オ | (イ) | | 自主提案事業 | 自主提案施設を本件施設と一体のものとして整備し、附帯事業を実施する場合は、サービス購入料において自主提案施設の維持管理費・修繕費を含めることができるという理解で宜しいでしょうか。魅力的な提案の実現性を高めるためにはそのような形態が望ましいと考えます。 | 原案のとおり、自主提案事業の維持管理費、運営費は独立採算とします。 |
| 665 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主事業 | 自主事業でスポーツ教室を実施する場合、会員制（月会費制）の導入は可能でしょうか。 | ご質問の内容は可とします。 |
| 666 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主提案事業 | 自主提案事業を提案し、その事業収入等を提案価格等に反映する上で、市民利用と自主提案事業のそれぞれが利用可能な時間・枠等の目安をお示しください。 | ご質問の内容は、要求水準書（案）資料編を参照いただき、提案して下さい。 |
| 667 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主提案事業 | 事業者が施設を使用して行う自主提案事業と市や公的な団体の主催による事業や大会等の利用枠およびその決定方法についてご教示ください。 | 質問No. 666を参照してください。 |
| 668 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主提案事業 | 自主提案事業は自主事業と附帯事業に分けて考えること、とありますが、自動販売機の運営は、自主事業と附帯事業のどちらに該当しますでしょうか。 | 自主事業に該当します。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|---------------------------|---|---|
| 669 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主提案事業 | 「市が承認した場合」の具体的な事例をご教示いただけますでしょうか。提案をする上で、自主事業に関する事業者リスクを検討する上で非常に重要な判断材料となります。 | 具体的な例示は提案を制限することになるため提示することができません。 ただし、自主提案事業を追加する場合、附帯事業の場合は自主提案施設の組合せ要件に合致しており、自主事業の場合は本事業の目的にとって有効と考えられるものであることが条件となります。 自主提案事業を変更する場合は前述の条件のとおりであり、変更のうち停止する場合は個別具体的事象に応じて、事業者提案並びに本事業の持続向上性等を総合的に勘案し、判断することになると存じます。 |
| 670 | 要求水準書（案） | 63 | 第5 | 2 | (8) | | | | 自主提案事業 | 事業者や自主事業者の都合により、自主提案事業の継続ができなくなった場合、代替の対応を貴市と協議のうえ対処することで、モニタリングの減点はされないという解釈で宜しいでしょうか。 | ご質問の内容は個別具体的な事象により協議のうえ、判断する内容であるため、本回答時点ではお答えできません。ただし、災害等の社会情勢の変動が原因の場合はご質問のとおり、モニタリングの原点対象とすることは不適であると考えております。 |
| 671 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | ア | | | 費用及び料金の設定 | 入会金を徴収せず、利用者が制限されない範囲であれば、多様な料金体系や会員制を導入することは可能でしょうか。ご教示ください。 | ご理解のとおりです。 |
| 672 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | イ | - | - | 自主提案事業 | 自主提案事業によって見込まれる収益の一部をサービス対価低減に反映させることができる。とありますが、審査における加点となる認識で宜しいでしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 673 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | ウ | | | 自動販売機の運営 | 自動販売機は自主提案事業の自主事業・附帯事業どちらの解釈でよろしいでしょうか。ご教示ください。 | 質問No. 668を参照してください。 |
| 674 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | エ | | | 本件施設の屋内の一部を活用した広告宣伝事業の取扱い | 広告掲載料は事業者の収入になりますでしょうか。 | 事業者の収入とする方針です。 |
| 675 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | オ | (ウ) | | 自主提案施設 | 「事業者が当該自主提案施設を所有した上で・・・当該自由提案施設部分の使用許可を受けること」とありますが、「自主提案施設部分」の誤字でしょうか。 | ご指摘の通りです。要求水準書を修正します。 |
| 676 | 要求水準書（案） | 64 | 第5 | 2 | (8) | オ | | | 行政財産の使用許可 | 使用許可の取得者は、SPC以外の企業（構成員やその他の企業）でも貴市の承諾が得られれば可能でしょうか。 | 使用許可の取得者は、SPC及び構成員とする方針です。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|--------------------|---|---|
| 677 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | カ | | | 使用料 | 「資料20 行政財産の使用料について」は入札公告時に公表予定とされていますが、自主提案事業の事業性検討にあたり事前に公表していただくことは可能でしょうか。 | 入札公告時に示します。 |
| 678 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | キ | | | 自主事業の光熱水費の負担 | 「使用量の計測が困難な場合は、面積割で使用量を求める」とありますが、例えば、50mプールの2レーンを2時間使用する場合は、面積割だけでなく時間割も用いて使用量を求めるという認識で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 679 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | ク | (ア) | | 自主提案施設に係る費用負担 | 事業者側の負担に内装、空調機器、衛生機器、備品、その他必要なものとありますが、14年半の事業期間独立採算で民間事業者が運営することは大変条件が厳しい為、空調については市のご負担としていただけないでしょうか。 | 原案のとおり、空調ダクトは本市の負担と市、空調機器は事業者負担とします。 |
| 680 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | ク | (ア) | | 自主提案施設に係る費用負担 | 自主提案施設を本件施設と一体のものとして、とありますが、本件施設と自主提案施設が共通の躯体で繋がってれば「本件施設と一体」と認められるとの理解でよろしかったでしょうか。もしくは、建築確認申請上、一棟の建物との扱いであれば、「本件施設と一体」と認められるとの理解になりますでしょうか。 | 前段、後段のご質問は、ともにご理解のとおりです。 |
| 681 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | ケ | | | 事業期間終了後の自主提案施設の取扱い | 自主提案施設を分棟で整備した場合の事業期間終了後の取扱いは、原則として更地にして返還する必要はありますでしょうか。 | 基本的にはご理解のとおりです。ただし、原案のとおり、「市と事業者の協議により、自主提案施設（自主提案施設に事業者が設置する備品を含む）を市が無償で譲り受ける場合」があります。 |
| 682 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | ケ | | | 事業期間終了後の自主提案施設の取扱い | 自主提案施設を分棟で整備した場合、事業期間終了後は建物を解体撤去するとの理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 681を参照してください。 |
| 683 | 要求水準書（案） | 65 | 第5 | 2 | (8) | ケ | | | 事業期間終了後の自主提案施設の取扱い | 分棟で整備した場合は、施設を全て撤去して使用していた土地を返還するという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 681を参照してください。 |
| 684 | 要求水準書（案） | 66 | 第6 | 1 | (1) | ア | (ア) | | 部会 | 市と協議を行う定例会の頻度について、指定はありますでしょうか。 | ご質問の内容について、指定はございません。 |
| 685 | 要求水準書（案） | 66 | 第6 | 1 | (1) | イ | (ウ) | | 業務責任者 | 維持管理業責任者は現地に常駐する必要があるという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準として維持管理責任者を常駐とする考えではございません。常駐とするかは本事業の目的を勘案し、提案してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|-----|---|-----|----|--------------------------------|--|---|
| 686 | 要求水準書（案） | 66 | 第6 | 1 | (1) | イ | | | 業務責任者 | 「本件施設の利用時間中は常に配置できる計画とすること」とありますが、つまりは施設利用時間中は維持管理業務の業務従事者による常駐が必須ということでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 687 | 要求水準書（案） | 66 | 第6 | 1 | (2) | | | | 維持管理業務期間 | 開業準備期間は維持管理業務期間に含まず、維持管理業務は発生しないという理解でよろしいでしょうか。 | 開業準備期間は維持管理業務期間に含みませんが、開業準備期間中の運営・維持管理業務を行っていただきます。要求水準書（案）を参照してください。 |
| 688 | 要求水準書（案） | 67 | 第6 | 1 | (6) | ア | (ア) | | 維持管理マニュアルの整備並びに体制の確立及び業務従事者の研修 | 個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアルは運営業務においても作成が必要かと存じますが、共通している事項も多いため、運営業務及び維持管理業務共通のマニュアルとして整備してよろしいでしょうか。 | ご質問の内容は可とします。 |
| 689 | 要求水準書（案） | 67 | 第6 | 1 | (5) | イ | | | 業務従事者の配置 (有資格者の選任) | 電気主任技術者は公園全体で選任されているのでしょうか。 また、本件施設のみ該当技術者を選任する必要がありますでしょうか。 | 前段のご質問について、公園全体で専任されているわけではなく、施設所管課ごとに委託しております。後段の質問について、ご理解のとおりです。 |
| 690 | 要求水準書（案） | 67 | 第6 | 1 | (5) | エ | | | 業務従事者の配置 | 維持管理業務従事者は、「共通のユニフォームを着用するなどして利用者に施設職員であることが明瞭に判別できるようにすること」とありますが、設備業務・清掃業務・警備業務に携わる職員であることが明瞭に判別できれば、維持管理全員が共通のユニフォームを着用するのではなく、業務ごとに判別できるユニホーム着用でもよいとの理解でよろしいでしょうか。ご教示願います。 | 質問No. 643を参照してください。 |
| 691 | 要求水準書（案） | 67 | 第6 | 1 | (5) | エ | | | 業務従事者の配置 (業務従事者の服装) | 維持管理業務従事者は、「共通のユニフォームを着用するなどして利用者に施設職員であることが明瞭に判別できるようにすること」とありますが、施設職員であることが明瞭に判別できれば、共通のユニフォームを着用する以外の方法でも良いという理解でよろしいでしょうか。 | 質問No. 643を参照してください。 |
| 692 | 要求水準書（案） | 68 | 第6 | 2 | (2) | イ | | | 業務時間の設定 | 「業務区分ごとに業務時間を設定すること」とありますが、業務区分とは具体的にいずれの区分を示すのか、ご教示いただけますでしょうか。 また、業務時間の設定は、どの程度の時間単位を想定されておりますでしょうか。 | 前段のご質問について、「業種（例：清掃、警備等）」で区分してください。 後段のご質問について、効率的・効果的な維持管理業務として望ましい時間単位を提案して下さい。 |
| 693 | 要求水準書（案） | 70 | 第6 | 2 | (4) | ア | (ウ) | c | 定期点検 | エレベーター設備については、メーカー系フルメンテナンス契約が必要となるという理解でよろしいでしょうか。 | 要求水準は原案のとおりであり、フルメンテナンス契約とするかは提案してください。 |
| 694 | 要求水準書（案） | 71 | 第6 | 2 | (4) | イ | (イ) | c | 定期点検 | 自家用受変電設備の管理について、SPCの構成または協力企業となる維持管理企業が、電気事業法における「みなし設置者」として、当該設備の保安管理を実施する（維持管理企業から電気保安協会への外部委託を含む）ことが可能という理解でよろしいでしょうか。 | ご質問にある維持管理企業が指定管理者となる場合において「みなし設置者」となると存じます。 また、当該維持管理企業がみなし設置者になる場合においては、ご質問にある外部委託は可能です。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|---|-----|----|------------------|--|--|
| 695 | 要求水準書（案） | 72 | 第6 | 2 | (6) | イ | (ア) | | 修繕・更新業務 | 「規模の大小に関わらず全て実施すること」とありますが、事業期間内の大規模修繕（計画がなく、やむを得ず実施することも含む）は、事業範囲に含まないとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業期間内で大規模修繕を必要としないよう、維持管理、修繕を事業者が行ってください。 事業期間内で大規模修繕を必要とする事態が生じた場合は事業者が大規模修繕を行ってください。 市は事業期間終了後において、本件施設等の大規模修繕を市が行うことを予定しています。 |
| 696 | 要求水準書（案） | 72 | 第6 | 2 | (6) | イ | (ア) | | 業務の方針 | 「本件施設が正常に機能するために必要な修繕・更新を、規模の大小に関わらず全て実施すること」とありますが、ここでいう修繕には、大規模修繕は含まれているのでしょうか。 | 質問No. 695を参照してください。 |
| 697 | 要求水準書（案） | 72 | 第6 | 2 | (5) | ア | (ア) | | 業務の方針 | 備品は事業者が調達したものを対象とし、貴市が調達した備品は対象外という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 698 | 要求水準書（案） | 73 | 第6 | 2 | (6) | ウ | (ウ) | | 施設管理台帳及び竣工図等への反映 | データの更新と考えてよいでしょうか。その場合ファイル形式は事業者で決めてよろしいか。 | ご理解のとおりです。 ファイル形式は市との協議により決めてください。 |
| 699 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | ア | (ク) | | 業務の方針 | シャンプー・リンス・ボディソープは利用者による持ち込みとする提案も可能でしょうか。 | ご質問の内容は可とします。 |
| 700 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | ア | (ク) | | 衛生消耗品 | トイレトペーパー等の衛生消耗品は全て事業者の負担とあるが、姫路市内の類似施設である「姫路市総合スポーツ会館」及び「姫路市立中央体育館」の過去2年間のトイレトペーパー使用量（ロール数又は購入金額）についてご教示願います。 | 入札公告時まで確認の上、回答します。 |
| 701 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | ア | (ケ) | | 清掃業務 | 「定期的に必要諸室等において抗菌加工を行う」とありますが、具体的な必要諸室をご教示ください。貴市にて想定が無い場合、事業者提案でよろしいでしょうか。 | ご提案ください。 |
| 702 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | ア | (ケ) | | 抗菌加工 | 「定期的に必要諸室等において抗菌加工を行う等、流行性感染症に対し有効な対策を行うこと。」と記載があり、日常の運営の中で定期的に行うものと考えられますが、消毒作業をするとの理解で宜しいでしょうか？それとも、特別な抗菌加工作業を想定されていますでしょうか？ご教示願います。 | 流行性感染症に対し有効な対策についてご提案下さい。 |
| 703 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | ア | (ケ) | | 抗菌加工 | 特別な抗菌加工が必要な場合、内容が漠然としすぎており、何を？どのような周期で？どのような抗菌加工が必要？とか内容が不明確なため、作業内容（作業周期・抗菌加工の具体的な内容等）についてご教示願います。 | 流行性感染症に対し有効な対策についてご提案下さい。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|---|-----|-----|-----------------|---|--|
| 704 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | イ | (ア) | (d) | 清掃業務 | 「満足度の利用者調査の結果を反映させ」とありますが、利用者調査とは要求水準59ページ_ク.その他業務の「利用者アンケート」及び「意見箱」を指すのでしょうか。 | ご理解のとおりです。その他利用者調査方法の提案は要求水準を遵守のうえ、可とします。 |
| 705 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | イ | (ア) | c | 廃棄物処理業務 | 本施設から排出される産業廃棄物の排出責任者は、SPCの構成または協力企業である維持管理企業という理解でよろしいでしょうか。 | SPCまたは構成員となります。 |
| 706 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | イ | (ア) | c | 廃棄物処理業務 | 「(d)ごみは、市指定の方法により分別を行い、処理すること。」とありますが、一般廃棄物及び産業廃棄物の市指定の処理方法についてご教示願います。 | 本市のHPを参照してください。 |
| 707 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | イ | (ア) | c | 廃棄物処理業務 | 廃棄物処理量について、姫路市内の類似施設である「姫路市総合スポーツ会館」及び「姫路市立中央体育館」の過去2年間のごみ処理量についてご教示願います。例；ごみ袋の使用枚数等・・・ | 入札公告時まで確認の上、回答します。 |
| 708 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (10) | イ | (イ) | a | メインアリーナ・サブアリーナ | 「(a)大会・イベント等の開催時等、特別に混雑が予測される場合は、利用団体に対し、相当数のごみ箱の設置及びごみの回収を求め、本件施設内のごみ散乱防止に努めること。」とありますが、記載のとおり、利用団体が設置のためのごみ箱は利用団体が用意するものとの考えで宜しいでしょうか？又は、備品とし事業者側で準備しておくのでしょうか？ご教示願います。 | 備品として事業者側で準備してください。 |
| 709 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (9) | | (ア) | | 業務の方針 | 選任が不要である場合、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく業務は不要との理解で宜しいでしょうか？ご教示願います。 | 提案により、本件施設は興行場に該当する場合においては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律における特定建築物に該当します。 |
| 710 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (9) | ア | (ア) | | 環境衛生管理 | 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づいて、本件施設の環境衛生管理を行うこと。とありますが、「建築物環境衛生管理技術者」の選任が不要な場合でも、この法律に基づく業務が必要との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 質問No. 709を参照してください。 |
| 711 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (9) | ア | (イ) | | 建築物環境衛生管理技術者の選任 | 「建築物環境衛生管理技術者を選任すること。」との記載がありますが、選任させるべき要件についてご教示願います。 | 建築物環境衛生管理技術者の有資格者のみとなります。 |
| 712 | 要求水準書（案） | 75 | 第6 | 2 | (9) | ア | (イ) | | 建築物環境衛生管理技術者の選任 | 「建築物環境衛生管理技術者を選任すること。」との記載がありますが、選任させるべき要件を満たさない場合は、選任は不要との考えで宜しいでしょうか。ご教示願います。 | 質問No. 709を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|----|---|------|---|-----|----|--------------|---|---|
| 713 | 要求水準書（案） | 76 | 第6 | 2 | (10) | イ | (イ) | d | 清掃業務 | 「毎日開館前に～」とありますが、本内容は屋内競技用プール(50mプール、25mプール)のプール本体、プールサイドのみが対象(必須)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 714 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (12) | イ | (ア) | | 駐輪場管理業務 | 「利用者の誘導」とありますが、平常時において、サイン等対応で施設利用上問題がなければ、必ずしも誘導員による誘導を求めるものではないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 715 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (11) | ウ | (オ) | | 警備業務 | 「大会・イベント時には、～(中略)～警備体制を整えること」とありますが、事業者の管理監督のもと、大会・イベントの主催者が直接雑踏警備を行う(手配も含め)ことも可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 716 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (11) | ウ | (オ) | | イベント時警備 | イベント時に警備員を増員する場合、その増員分の費用についてはイベント主催者から徴収するという理解でよろしいのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 717 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (11) | ウ | (オ) | | 警備体制 | 「大会・イベント時には、「雑踏警備の手引き」を参考に、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう警備体制を整えること。」とありますが、利用団体側が主催の大会やイベントでの利用時の警備員配置は利用団体側で配置を考えると考えたら宜しいでしょうか？又は、事業者側で警備員を配置するものと考えたら宜しいでしょうか？ご教示願います。 | 質問No.714、715、716を参照してください。 |
| 718 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (11) | ウ | (カ) | | イベント時警備 | 「本件施設用地の周辺道路での乗降を防ぐための対策を行うこと」とありますが、周辺道路の範囲を明示いただけませんか。また、この対策は有人での対応が必須となりますでしょうか。(看板設置等での対応は認められるか否か) | 前段のご質問の内容について、周辺道路とは前面道路をいいます。後段のご質問について、有人は必須ではございません。起こりうる状況に応じ、提案してください。 |
| 719 | 要求水準書（案） | 77 | 第6 | 2 | (11) | ウ | (ケ) | | 警備業務 要求水準 | 原則として所轄警察署に届けること。とあるが、当施設の所轄警察署はどこになりますでしょうか。 | 兵庫県警飾磨警察署となります。 |
| 720 | 要求水準書（案） | 78 | 第6 | 2 | (13) | ア | | | 業務の対象 | 計画地東側の地山に擁壁を計画した場合、擁壁の修繕は事業者の業務対象となるのでしょうか。 | 事業期間内においてご理解のとおりです。 |
| 721 | 要求水準書（案） | 78 | 第6 | 2 | (13) | イ | | | 長期修繕計画作成業務 | 記載の通り、貴市は本事業終了後に大規模修繕を実施することを前提としている、つまり事業期間で大規模修繕は発生しない(事業範囲外)という理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|----------|----|-----|---|------|---|---|----|----------------------------|---|---|
| 722 | 要求水準書（案） | 78 | 第6 | 2 | (13) | イ | | | 長期修繕計画作成業務 | 「大規模修繕」の考え方・定義（具体例）についてご教示ください。 | 国土交通省の定義する「修繕する建築物の部分のうち、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上を、過半（1/2 超）にわたり修繕すること」をいいます。 |
| 723 | 要求水準書（案） | 78 | 第6 | 2 | (13) | イ | | | 業務の方針 | 長期修繕計画作成業務は、本事業終了後に貴市が適切な大規模修繕に取り組めるようにするための計画策定業務と理解しております。したがって、事業者による大規模修繕は本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。 | 質問No.695を参照してください。 |
| 724 | 要求水準書（案） | 78 | 第7 | 1 | (1) | | | | 事業全体に関する計画書 | 開業準備業務責任者、運営業務責任者、維持管理業務責任者、及び事業者の提案する業務責任者（予定者）については、業務開始まで期間が空くことから、提出時期を各業務開始前に変更していただけないでしょうか。 | 事業全体に関する契約書は原案のとおり契約締結後速やかに提出してください。業務開始までに変更を要する場合は理由を含め変更届（任意様式）を提出してください。本市は合理的な理由に限り変更を認める方針です。 |
| 725 | 要求水準書（案） | 78 | 第7章 | 1 | (1) | | | | 事業全体に関する計画書 | 提出時期が「契約締結後速やかに」とありますが、「事業契約締結後速やかに」という理解で宜しいでしょうか。また、「開業準備業務責任者、・・・及び事業者の提案する業務責任者（予定者）の・・・」とありますが、開業準備業務責任者以下、記載されている責任者についてはいずれも予定者で良いという理解で宜しいでしょうか。 | 前段、後段のの質問について、ともにご理解のとおりです。 |
| 726 | 要求水準書（案） | 80 | 第7 | 1 | (3) | | | | 開業準備計画書 | 提出時期が「開業準備業務着手1カ月前まで」とありますが、令和8年5月1日までに提出すればよいとの理解でよろしいでしょうか。 | 提案する開業準備業務着手日から起算して1カ月前としてください。 |
| 727 | 要求水準書（案） | 83 | 第7 | 1 | (2) | | | | 計画署名 実施設計図書 工事費内訳書 | 要求水準書（案）第1章8. 順守すべき法令に、建築工事積算要領・同基準がありますが、公共調達の予算価格の設定を目的とするものと思料します。今回はSPC発注の工事金額として積算するため、入札金額及び実施設計時の工事費内訳書は、営繕積算システムRIBCを利用しない積算内訳の提出と考えてよろしいでしょうか。 | RIBCを利用してください。 |
| 728 | 要求水準書（案） | 86 | 第7章 | 2 | (3) | | | | 運営・維持管理に関する報告書等 年次収支報告書 | 公認会計士又は監査法人の監査済のものとなりますので、決算書類という理解で良いでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 729 | 要求水準書（案） | 87 | 第7 | 2 | (3) | | | | 修繕・更新報告書 | 本報告書については、「長期修繕計画書に基づく修繕・更新計画の時点補正」とあり、長期修繕計画書で計画している修繕・更新項目が対象との理解でよろしいでしょうか。維持管理していくうえでは、計画にない常駐者で行うような軽微な小修繕も多く発生します。その小修繕も報告書として提出義務がある場合、相当な労力となり、人件費増になってしまいます。 | 長期修繕計画書で計画している修繕・更新項目が対象です。ただしご質問にある小修繕ではなく、本件施設の運営に支障を及ぼす突発的な修繕については原因追及並びに対応策等を当該報告書として取りまとめ、本市に提出してください。 |
| 730 | 要求水準書（案） | — | | | | | | | 面積 | 面積、長さ、席数等の表現において「程度」とあるものについて、±何%など目安となる基準がありましたらお示しいただけないでしょうか。 | ご質問にある面積に係る「程度」について、±10%以内、観客席に係る「程度は±10%以内、「長さ」に係るランニングコースは200m以上とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-----------------|----------|----------|--------|------------|--------|------------|------|------------------------------|--|---|
| 731 | 要求水準書（案） | 13 22 | 2 | 1 3 | (7) (1) | エ | (ク) | | 環境への配慮や災害時に対応できる施設 広域防災拠点 | P13では、「新市民プールのプール水は災害時に生活雑水として利用する」とありますが、P22及び資料25に新市民プールに関する記述がありません。新市民プールにおける防災拠点上の必要要件をご教示ください。また、プール水は地震時にスロッシングが懸念されるため、必要となる水量を教示ください。 | 新体育館が広域防災拠点として機能する場合における新市民プールの要求水準は「新市民プールのプール水は災害時に生活雑水として利用する」ことのみです。 また、必要な水量に規定はございませんので、スロッシングへの対応を踏まえ、提案してください。ただし、要求水準の遵守が前提となります。 |
| 732 | 要求水準書（案） | 17 34 | 第2 | 2 3 | (8) (2) | アイ | (イ) (イ) | b(c) | 屋内競技用プール 50mプール | p17には50mプールの水深は0～3mとあり、また、別にp34では幅2.5m以上の通路床面が水深0～3mに可変するものとも読み取れます。これらより、①50mプール全体の水深の可変が要求であるか、②通路床面のみ水深の可変が要求であるか、③どちらも要求であるかご教示ください。 | ①50mプール全体の水深の可変が要求事項です。②長辺側を2分割する設備は①を充足し、幅2.5m以上とし、水面より15cm以上高い位置に通路床面を確保してください。 本回答で触れていない条件は原案のとおりとします。 |
| 733 | 要求水準書（案） | 27 37 | 第2 | 3 | (2) | ウ | (ア) | | 全体諸室計画 | 共用諸室は新体育館とプール（屋内・屋外）にて積極的に兼用してよしいでしょうか？P27では「利用者へのサービス向上や効率的な運用につながる兼用を積極的に提案」P37では「管理運営に必要な後方諸室に限定したような記載」があり、適用範囲が不明です。 | 兼用を可とする範囲は「本件施設利用者に対するサービス品質向上や効率的・効果的な運営・維持管理に繋がる諸室」であり、競技のための諸室は兼用不可です。なお、諸室の仕様については、競技のための諸室も含め、要求水準を遵守のうえ、積極的な提案を期待しています。 |
| 734 | 要求水準書（案） | 3 46 | 第1 第3 | 6 2 | (1) (2) | イ ア | | | 事前調査業務 | 各種調査業務の事前調査計画書の作成が記載されておりますが、最低限必要な調査業務をお示しください。関連し、敷地測量は市にて行われるものと考えてよろしいでしょうか？または本事前調査に含まれますでしょうか？ | 要求水準や本件施設用地をご確認いただき、提案してください。 なお、本件施設用地範囲（本回答においては資料10に示す赤一点鎖線及び青二点鎖線で囲まれた範囲をいう）の測量は本市で実施せず、提案に合わせ事業者を実施いただきます。 |
| 735 | 要求水準書（案） | — | — | — | — | — | — | — | 50mプールの年間稼働予測 | 50mプールにおいて、年間で開催される大会数とその期間（日数）は、どの程度を想定されておりますでしょうか。 | 要求水準書（案）資料19（別紙）を参照いただき、年間稼働予測を提案してください。 |
| 736 | 要求水準書（案） | — | — | — | — | — | — | — | 運営・維持管理業務の費用 | 令和8年10月に供用開始となりますが、実際に施設開館後の運営・維持管理業務費用は、年間でどの程度見込まれているのかをご教示願います。 | ご質問にはお答えできません。 |
| 737 | 要求水準書（案） | | | | | | | | その他 | 姫路市スポーツ会館等の指定管理者の指定期間は、令和3年4月からの3年間となっておりますが、本事業の供用開始が令和8年10月1日からとなっていることを踏まえ、スポーツ会館も廃止する予定であることから、次回公募時の指定期間はどのようにお考えかご教示ください。 | 現時点ではお示しできません。 |
| 738 | 要求水準書（案） | 26 | 第2 | 2 | (8) | ア | (ウ) | a | 連絡通路 | 「資料13」の緑破線で示された連絡通路の市による改修予定の中央体育館西側園路のB部のレベル等の詳細が分かる資料を開示頂けないでしょうか。また、資料14A部のレベルは解体後配置図に示されているグラウンドレベルから7mの高さと考えて宜しいでしょうか。 | 中央体育館西側園路のB部については質問No.462を参照してください。資料14A部の高さは現在高から約7mとしておりますが、あくまで現時点での計画値となります。資料14を参照してください。 |
| 739 | 要求水準書（案） 資料2 | 2 | | | | | | | 市解体後荒造成図 | 解体後の埋め戻しが行われる箇所について、埋め戻し土の仕様をご教示下さい。（根切土、改良土の仕様等） | 解体後の埋め戻しには場内の切土を使用します。場内の地質については資料6を参考としてください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------------|---|---|---|----|---|---|----|-------------------|---|--|
| 740 | 要求水準書(案)資料2 | 2 | | | | | | | 既設用水路の切り替え | 既設用水路は撤去することは可能でしょうか。撤去ではなく切り替えあるいは経路変更でしょうか。その場合、水利組合等の調整は姫路市にて行っていただけるのでしょうか。 | 撤去及び切り替えも不可です。 |
| 741 | 要求水準書(案)資料2 | 2 | | | | | | | 工事用車両の経路 | 工事用車両(小型車程度)は展望台付近から進入することは可能でしょうか。 | ご質問の内容は不可とします。要求水準書(案)資料9を参照して下さい。 |
| 742 | 要求水準書(案)資料2 | 8 | | | | | | | 事業者解体対象公園管理事務所関係図 | 手柄山中央公園現場詰所立替工事の図面について、解体工事にあたり、構造関係の図面がなく基礎の状況がわかりません。既存の基礎の資料の提供をお願いしますでしょうか。 | 入札公告時までにお示しします。 |
| 743 | 要求水準書(案)資料2 | 8 | | | | | | | 事業者解体対象公園管理事務所関係図 | 今回の資料では、公園管理事務所のアスベスト含有建材の有無が不明です。関連する資料があれば追加の開示をお願いします。 | 質問NO. 326を参照してください。 |
| 744 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 事業者解体対象公園管理事務所解体図 | 当時の造成工事の内容をご教示いただけないでしょうか(切土・盛土範囲等)。 | 公園管理事務所の建設工事にあたって造成工事は実施しておりません。また、現地の造成に係る記録はありません。 |
| 745 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 関係CADデータ | 圧縮ファイルZIP形式フォルダ内、JWWデータをDWGに変換したところ、資料10との寸法に誤差が生じました。資料2に関して、DWGデータを提供いただけないでしょうか。 | 資料2に関し修正のうえ入札公告時まで公表します。 |
| 746 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 事業者解体対象公園管理事務所解体図 | 公園管理事務所の解体が本工事に含まれますが、アスベストの有無、調査の有無及び竣工年をご教示ください。 | 質問NO. 326を参照してください。 |
| 747 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | | 本事業における建設工事着手時の詳細な開始図面(解体完了図面)をお示しいただけないでしょうか。また、スロープカー基礎・ループコースター基礎・マッドマウス基礎等の地下及び基礎部分並びに不要な植栽等は全て貴市にて撤去されるのでしょうか。 | 提供可能な開始図面(解体完了図)は資料2に示すとおりです。後段の質問に関しては、全て市にて撤去します。 |
| 748 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 市解体後荒造成図 | 市解体後荒造成図の添付がありますが、土地引き渡し時点(工事着工時)の状態と考えるとよろしいでしょうか? | 質問No. 747を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------------|-----|---|---|----|---|---|----|-----------------|--|---|
| 749 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 本件施設用地測量図等 | 北東に位置するロックガーデンに抜け存置される階段については、事業者による整備においても存置とし、改修などは提案によるものという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 750 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 本件施設用地測量図等 | 貴市にて行う樹木撤去範囲が記されており、樹木については一部撤去・一部残置とする計画という理解でよろしいでしょうか。その場合、撤去及び残置とする範囲の考え方がもしあるのであれば、ご教示願います。 | 要求水準書(案)資料2の凡例のとおり、解体対象物の撤去のために樹木を撤去する必要がある場合は撤去としています。 |
| 751 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 本件施設用地測量図等 | ②モニュメント2については、新たに整備する事業敷地内に移設する必要はないでしょうか。解体対象図に記載以外の存置又は移設が必要なもの(樹木含む)があればご教示願います。 | ②モニュメント2について撤去予定であり移設の必要はありません。また、存知、移設が必要なものはありません。 |
| 752 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 測量図 | CADデータで配布された測量図の精度についてご教示ください。また、全面道路の現況図および拡幅計画の図面提示をお願いします。 | 要求水準書(案)資料2及び資料10ともにGISデータとなります。また、前面道路の拡幅計画図は資料10を参照してください。現況図は資料3を参照してください。 |
| 753 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 解体等 | 解体後、現状の斜面等にある擁壁等を撤去しない場合、その擁壁等が既存不適格にならないとの理解でよろしいでしょうか。 | 既存不適格の擁壁等になら変更を加えないのであれば、既存不適格として取り扱います。 |
| 754 | 要求水準書(案)資料2 | | | | | | | | 市解体後荒造成断面図 | 既存施設の基礎躯体や杭の撤去跡を、市解体後荒造成図の地盤レベル表示及び同断面図の赤線のレベルまで良質土で埋戻した状態にする迄の工事を市が行うと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、埋戻しには場内の切土を使用します。 |
| 755 | 要求水準書(案)資料4 | 1.2 | | | | | | | 給水引き込み切り替えの工事区分 | 工事用給水は既存水道管より引き込むこととなります。令和5年度中に既存水道管の切り替えがされるとされています。切り替えにともない工事用給水の引き込みの盛替えは既存水道管切り替え工事にて行っていただけるものとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 756 | 要求水準書(案)資料4 | 2 | | | | | | | 上水道 | 深さ、標準断面等未定とありますが事業者設計に影響するため、詳細設計完了時期をお示いただけますでしょうか。 | 完了時期は未定です。詳細は実施設計時点でお示しします。 |
| 757 | 要求水準書(案)資料4 | 2 | | | | | | | 上水道 | 深さ、標準断面等未定とありますが提案までに開示されない場合、落札者決定後事業者側の設計変更が生じる可能性があります。その場合の工期遅延、コスト増等のリスクは市のご負担と考えてよろしいでしょうか。 | 再接続は令和5年度を予定しており、深さ、標準断面については現時点では未定です。既設配管図を参考に設定してください。その場合における市の負担は考えておりません。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------------|------------|---|---|----|---|---|----|------------------|--|--|
| 758 | 要求水準書(案)資料4 | 3 | | | | | | | 給水引き込みについて | 既存水道管は工事範囲内にすでに引き込み済となっています。工事用給水への利用は可能だとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 759 | 要求水準書(案)資料5 | | | | | | | | 水尾川排水協議と下水放流への変更 | プールの排水は処理後水尾川へ放流とされています。下流域の河川水利用者との合意は不要としてよろしいでしょうか。また、処理後下水への放流も可能とさせていただいてよろしいでしょうか。 | 下流域の河川水利用者とは必要に応じて協議が必要となります。処理後基準を満たすプール水については水尾川へ排水し、一部下水への放流も可とします。ただし、関係機関と協議してください。 |
| 760 | 要求水準書(案)資料5 | | | | | | | | 水尾川排水溝の工事区分 | 水尾川に放流する際にA部にて接続となっています。A部は工事範囲外となっていますのでA部の放流施設は工事範囲外としてよろしいでしょうか。 | プール水放流口の整備を除き、事業者の工事範囲となります。資料5を参照ください。 |
| 761 | 要求水準書(案)資料5 | | | | | | | | 水尾川排水路の仕様 | 質問741においてA部への引き込みは事業者工事とされています。接続深さ、管径、材質などの仕様をご指示願えないでしょうか。 | 材質は重圧管とし、土被りは協議により決定することとします。管径は事業者により検討ください。 |
| 762 | 要求水準書(案)資料6 | 2, 3, 4, 5 | | | | | | | ボーリング柱状図 | ボーリング位置(No1, 2, 3, 4)の孔口標高をご提示下さい。 | お示し情報はございません。 |
| 763 | 要求水準書(案)資料6 | 2~5 | | | | | | | ボーリング調査結果 | 令和2年実施のボーリング調査箇所の孔口標高が判る資料をご提示ください。 | 質問No. 762を参照してください。 |
| 764 | 要求水準書(案)資料6 | | | | | | | | ボーリング調査位置の標高について | ボーリング調査位置No1~4の標高(TP)をご教示ください。 | 質問No. 762を参照してください。 |
| 765 | 要求水準書(案)資料6 | | | | | | | | | ボーリング柱状図において、各孔口標高が0.00となっていますが、数値をご教示ください。 | 質問No. 762を参照してください。 |
| 766 | 要求水準書(案)資料6 | | | | | | | | | 地下水を近隣で飲料水として使っていることがありますでしょうか。 | 質問No.525を参照してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|-------------|----------|---|---|----|---|---|----|---|---|---|
| 767 | 要求水準書(案)資料6 | | | | | | | | 地盤の液状化 | 資料に液状化判定結果がありませんが、地盤の液状化は発生しないと考えてよろしいでしょうか。 | お示し情報はございません。 |
| 768 | 要求水準書(案)資料7 | | | | | | | | | 水尾川の工事は本事業範囲外であり、事業者は要求水準書(案)p.4に示される周辺事業との連携を実施すればよい、との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 769 | 要求水準書(案)資料7 | 1 | | | | | | | 水尾川暗渠部分構造物および周囲の荷重制限と範囲をご教示願えないでしょうか。 | 水尾川暗渠部分構造物および周囲の荷重制限と範囲をご教示願えないでしょうか。 | 現在、実施設計中ではありますが、暗渠部分の加重制限と範囲については道路構造令に基づいて設計しています。 |
| 770 | 要求水準書(案)資料8 | | | | | | | | 地下水を新市民プールのプール水として活用すること。とありますが、新市民プールとは屋内競技用プール及び附属プールを指すのでしょうか。 | 地下水を新市民プールのプール水として活用すること。とありますが、新市民プールとは屋内競技用プール及び附属プールを指すのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 771 | 要求水準書(案)資料8 | | | | | | | | 地下水 | 地下水利用における必要手続きについてご教示ください。また周辺事例の有無についてご教示ください。 | 地下水を利用する場合は、姫路市水道局施設課に所定の届出を行ってください。また、地下水を姫路市遊泳用プール指導要綱に基づき、同要綱に規定される水質の検査項目及び基準数値を遵守できるよう管理してください。その他必要手続きは同要綱を参照して下さい。 |
| 772 | 要求水準書(案)資料8 | | | | | | | | 地下水の活用 | 地下水の水質に関する調査・分析結果について開示をお願いします。また、地下水の水量・水位の変動につき、令和元年以前の過去のデータがございましたら、ご開示お願いいたします。 | 地下水の水質については入札公告時までにお示しします。 |
| 773 | 要求水準書(案)資料8 | 資料P2、P20 | | | | | | | 地下水の活用及び観測井の取り扱い | P2に「表3.1-1地下水水位観測孔設置箇所一覧」とP20以降に「揚水試験結果」が示されていますが、観測孔Noと観測結果の対比が読み取れません、対比内容をご教授ください。仮に表右上の番号が観測孔Noとしますと、No6がありません。内容をご教授ください。また、提案時においては揚水試験記録の適正揚水量を利用可能揚水量として計画して宜しいでしょうか。 | 観測孔Noについては「段階揚水試験結果」における右上の数字もしくは左上「ボーリングNo」の「#」以降の数字でご判断ください。No6の段階揚水試験結果はありません。後段の質問について利用可能揚水量をどのようにご判断されるかは提案にお任せします。 |
| 774 | 要求水準書(案)資料8 | | | | | | | | 地下水の活用及び観測井の取り扱い | 観測部位における井水の水質を確認できる資料のご提供をお願い致します。 | 入札公告時までにお示しします。 |
| 775 | 要求水準書(案)資料8 | 1 | | | | | | | 地下水の活用及び観測井の取扱い | 「事業者は本資料に添付している揚水試験及び水位調査結果を参考に地下水を市民プールのプール水として活用すること。可能であれば、新体育館にも活用すること。」と記載がありますが、過去に本地域で地下水活用などについて作成された水質管理計画書などを参考までにご提示していただけませんか。 | 水質管理計画書はございません。水質調査の結果を入札公告時までにお示しします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|----|----|---|-----|---|-----|----|-----------------|---|--|
| 776 | 要求水準書(案)資料8 | 41 | 第2 | 3 | (4) | ウ | (ア) | d | 給水設備 | プール水として井水利用が必須ということですが、屋内プール、屋外プールどちらに使用すべきかなどのご指定はなく、提案によるものとして考えて宜しいでしょうか。また、水質や水温等がわかる資料をご提供下さい。 | 水温に関する調査結果はございません。 |
| 777 | 要求水準書(案)資料8 | 全頁 | | | | | | | 井水の水質 | 敷地内観測井戸から採取した井水の水質調査結果をご教示ください。 | 入札公告時までにお示しします。 |
| 778 | 要求水準書(案)資料9 | 2 | | | | | | | 事業者工事用出入口 | 工事用車両出入口は想定されている事業者工事出入口以外に複数設けることは可能でしょうか | 要求水準書(案)資料9を遵守のうえ、提案可能です。 |
| 779 | 要求水準書(案)資料9 | | | | | | | | 電柱立ち上げ柱想定位置 | 資料9の電柱立ち上げ柱想定位置と、資料15のB部が近接しておりますが、電柱立ち上げ柱の詳細な位置は事業者確定後、車両出口と干渉しないよう微調整可能でしょうか。調整できない場合は詳細な電柱の位置をお示しください。 | ご質問の内容は微調整可能です。 |
| 780 | 要求水準書(案)資料10 | 1 | | | | | | | 新市民プール建物壁面範囲の制約 | 新市民プール壁面制約範囲(橙色網掛け部)の広さの規定について、駅前ロータリーに面する敷地境界長さは前面道路側同様の35mと考えてよろしいですか。 | ご理解のとおりです。 |
| 781 | 要求水準書(案)資料10 | 1 | | | | | | | 中央体育館との取り合い | 中央体育館および陸上競技場と敷地の間の部分を工事用敷地として利用することは可能としてよろしいでしょうか。 | 園路整備工事が先のため不可 |
| 782 | 要求水準書(案)資料10 | 25 | 第2 | 3 | (2) | ア | (ア) | b | 全体配置 | 両資料において、「資料10」の紫実践で示す範囲について、境界部は駅前広場利用者と本件施設利用者を植栽等により、適切に分離しつつ、一体的な動線を形成できるよう工夫することとあり、「資料21」では本件施設利用者が駅前広場に侵入しないよう工夫することとありますが、1階レベルでは境界線上は明確に区切り行き来しない計画とする必要があるという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、質問No. 458を参照してください。 |
| 783 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 敷地境界線の考え方について、青二点鎖線内±1000㎡にて敷地内側に設定した場合、その外側の部分の整備については、貴市にて整備されるものと考えて宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 784 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 駅前広場との境界部 | 橙色点線の内側には建築物を建設しないこととありますが、植栽、ストリートファニチャー等、また障がい者専用駐車スペースの設置は認められますか。 | ご質問の内容のうち、植栽、ストリートファニチャー等は可とします。障がい者専用駐車スペースについては各種要求水準を遵守の上、通り抜け型乗降場及び前面道路に交通負荷をかけないこと、並びに新体育館が広域防災拠点として機能する際に障害とならないことを条件として可とします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|---|---|---|----|---|---|----|------------|---|---|
| 785 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | DWGデータ | 赤一点鎖線、青二点鎖線、橙色点線が入力されたDWGデータをご提供可能とのことですが、ホームページにアップロードされている「資料10本件施設のゾーニングCADデータ(DWG形式、5.86MB)」のことでしょうか。他にデータがありましたらご提供お願いいたします。 | ご理解のとおりです。 |
| 786 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 本件施設用地の主に南東部にある法面を既存のまま残した場合には、当該法面は整備対象外につき、修繕・保守等維持管理は本事業の範囲外と理解してよろしいでしょうか。 | ご質問の内容は本件施設用地境界の提案により、本件施設用地境界の内側は事業者の業務範囲となります。 |
| 787 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 扇型の橙色点線の外側全ては建築可能範囲と捉えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 788 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 橙色点線の内側は地下部分の建設も不可となりますでしょうか。 | 橙色の範囲は駅前広場を利用することが本件施設の入り口に近いという印象を来訪者を与えないための条件となります。当該目的を達成することができれば、橙色点線の内側は地下部分の建設は可とします。 |
| 789 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | A部に接続する園路は、24時間通行可能であれば屋内通路でも問題無いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし資料26の考え方を参照して下さい。 |
| 790 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 前面道路沿いの屋内競技用プールと附属プール用地のぼかし網掛け部分について、附属プールが半分程度前面道路に接することは可能でしょうか。 | ご質問の内容は可とします。 |
| 791 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 橙色点線の内側には建築物を建設しないこと、とありますが、連絡通路やそれに至る外部階段や外部EVなどについては、設けてもよいとの理解でよろしいでしょうか。 | 橙色の範囲は駅前広場を利用することが本件施設の入り口に近いという印象を来訪者を与えないための条件となります。当該目的を達成することができれば、ご質問の内容は可とします。 |
| 792 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 青二点鎖線の設定は事業者判断による設定となっております。本件PFI予算は、図示された青二点鎖線の位置をベースに算出されているのでしょうか。また、その算出にあつては、既存法面箇所の対応はどこまでの費用が含まれているのでしょうか。 | 前段のご質問について、ご理解のとおりです。後段のご質問については、お答えできません。 |
| 793 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 本資料にて、「各施設のゾーニングの趣旨を逸脱する配置計画は不可とする」とのご記載がありますが、原則としては、当資料記載のゾーニングから大きく変更することなく、当資料に基づいた配置計画が望ましい、との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、新市民プールについては、原案の条件を遵守のうえ、事業者の裁量により、ゾーニング図のぼかし範囲に厳格に従うことなく、提案いただくことが可能です。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|---|---|---|----|---|---|----|----------------|---|---|
| 794 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 本件敷地は高低差が非常に大きく、その高低差を精査した施設計画が必須となります。本件敷地の高低差が分かる現況詳細図等のご開示を頂けますでしょうか。 | 提供可能な情報は原案のとおりです。 |
| 795 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 事業者にて設定した青二点鎖線の境界に関しては、なにか境界明示が必要でしょうか。また、事業用地の確定測量は誰が行うのでしょうか。 | 前段のご質問については資料26を参照して下さい。後段のご質問については、本件施設用地の確定測量は事業者を実施していただきます。 |
| 796 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 計画敷地内に2つの建築物が計画されていますが、新体育館と屋内競技用プールは用途不可分と考えられますでしょうか。また、新体育館と中央体育館は用途不可分と考えられますでしょうか。 | 新体育館と屋内競技用プールは用途不可分とみなします。新体育館と中央体育館は将来的に中央体育館側から繋げる予定ですが、今回の計画においては用途可分とします。 |
| 797 | 要求水準書(案)資料10 | | | | | | | | 本件施設のゾーニング | 駅前広場は建築基準法上の42条道路と考えてよろしいでしょうか。不可の場合、新体育館が道路に接道していませんので、考え方についてご教示ください。 | 駅前広場は建築基準法第42条第1項第4号の指定が可能です。 |
| 798 | 要求水準書(案)資料11 | | | | | | | | 植栽、園路等の維持管理方法 | 事業者による適切な植栽管理及び公園全体での調和のため、現在の公園内植栽管理方法(管理の実施者・実施作業内容・各作業の実施頻度等)についてご教示願います。 | ご質問の内容は要求水準書(案)資料11のとおりです。 |
| 799 | 要求水準書(案)資料11 | 1 | | | | | | | 植栽、水路(側溝)の維持管理 | 植栽および水路の維持管理は事業者で定めた敷地(43000m ² ±1000)範囲のみとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。ただし、原案のとおり、本件施設用地外の維持管理が効率的に行えるよう、十分に考慮した境界を設定してください。 |
| 800 | 要求水準書(案)資料12 | 1 | 1 | | | | | | 中央体育館について | 中央体育館の大規模改修工事完了後、総合スポーツ会館を市が解体予定である、とありますが、中央体育館の大規模改修工事と、総合スポーツ会館の解体工事のそれぞれの概ねの時期と期間について、お教えいただけませんか。 | 中央体育館の大規模改修工事は令和8年度以降(新体育館開業後)を予定しており、総合スポーツ会館の解体工事は中央体育館の大規模改修工事完了以降に実施予定です。いずれも期間は未定です。資料12を参照してください。 |
| 801 | 要求水準書(案)資料12 | 1 | | 2 | | | | | 要求水準(中央体育館) | 「市は、新体育館と中央体育館の2館体制における円滑な運営業務に資するものとするため、新体育館へ接続する管理者用通路、備品用通路の整備を・・・」とありますが、中央体育館の備品リストをご開示頂けますでしょうか。 | 姫路市体育施設条例施行規則をご参照ください。 |
| 802 | 要求水準書(案)資料12 | 1 | | 2 | | | | | 要求水準(中央体育館) | 「市は、新体育館と中央体育館の2館体制における円滑な運営業務に資するものとするため、・・・」とありますが、新体育館利用者が、中央体育館の備品を使用することは可能でしょうか。またその逆は如何でしょうか。 | 備品を移動する場合としては、大規模大会開催時や故障による相互利用を想定しています。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|-----|----|---|-----|---|-----|----|---------------------------|--|---|
| 803 | 要求水準書(案)資料12 | 1 | | | | | | | 中央体育館との備品及び管理者用通路のための動線確保 | 新体育館と既存中央体育館を結ぶ動線、通路は降雨などを避けるための屋根の設置は必要と考えてよろしいですか。 | 新体育館と既存中央体育館を結ぶ動線、通路については市工事となります。屋根についても市において設置予定です。 |
| 804 | 要求水準書(案)資料12 | 1 | | | | | | | 中央体育館との備品及び管理者用通路のための動線確保 | 質問No.803の場合、敷地境界を挟んで、建築物となる動線は2つの敷地毎に増築申請が必要となると考えてよろしいですか。 | 質問No.803を参照してください。 |
| 805 | 要求水準書(案)資料12 | 2 | | | | | | | 中央体育館との備品及び管理者用通路のための動線確保 | 新体育館と中央体育館の段差のない動線を計画するうえで、必要となる中央体育館の床レベルがわかる資料(基準面からの高さなど)をご教示願います。 | 入札公告時までにお示しします。 |
| 806 | 要求水準書(案)資料12 | 43 | 第2 | 3 | (5) | イ | (ア) | | 駐輪場の設置場所 | 本件施設用地の適正な位置とは、前面道路からのアクセスを主とした前面道路側と考えてよろしいですか | ご理解のとおりです。 |
| 807 | 要求水準書(案)資料12 | | | | | | | | 中央体育館の改修について | 中央体育館の改修は「事業者の提案に合わせ市が整備を行う」とありますが、提案段階で改修についても計画・提案が必要でしょうか。 | 事業者に提案範囲は資料12を参考に、新体育館の備品出入口及び人物用出入口を設けてください。 |
| 808 | 要求水準書(案)資料12 | | | | | | | | 中央体育館との備品及び管理者用通路のための動線確保 | 中央体育館の大規模改修工事の着工時期及び工事期間について、現在貴市にてお考えのご予定をご教示願います。 | 質問No.800を参照してください。 |
| 809 | 要求水準書(案)資料13 | | | | | | | | 連絡通路の整備方針 | 連絡通路の各所のデッキレベル、片屋根の仕様と高さを含む、平面図・断面図をお示しいただけないでしょうか。 | 資料13及び資料14を参照してください。なお質問No.738を参照してください。 |
| 810 | 要求水準書(案)資料13 | 1 | | | | | | | 連絡通路の欄干形状等の仕様 | 連絡通路の欄干形状等は姫路市の仕様に可能な限りすり合わせるとされています。仕様をご指示願えないでしょうか。 | 中央体育館横西側園路については令和3年度実施設計のため事業者設計期間中に情報提供を行う。 |
| 811 | 要求水準書(案)資料14 | 1、3 | | | | | | | 周辺工事への工期の指定 | JR新駅、駅前広場等(以下周辺工事)の整備スケジュールは本事業の工事期間と重なっています。また、周辺工事が使用する範囲が、本事業の工事範囲内にあります。周辺工事に対して工期を指定することは可能でしょうか。 | 周辺工事との工期については協議により調整することになります。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------------|--------|---|---|----|---|---|----|------------------------|--|---|
| 812 | 要求水準書(案) 資料14 | 2 3 | | | | | | | 既設用水路の切り替え | 既設用水路は撤去または切り替え・保全が必要な場合、施工は資料14-3に示されるそれぞれの工事を行うとしてよろしいでしょうか。 | 保全についてはご理解のとおり。撤去及び切り替えは不可です。 |
| 813 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | 配管整備工事 | 配管整備工事後、事業者で行う舗装等復旧工事は不要と考えて宜しいでしょうか。資料14では周辺整備工事の広場は令和6年の工事となっており、復旧すべき仕上げが無いものと思われます。復旧工事が必要な場合は具体的な舗装仕上げ等をご教授下さい。 | ご理解のとおりです。 |
| 814 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | A部 | A部はJR新駅の自由通路と段差無く接続すること、とありますが、資料14に接続レベルの情報がございません。TP等具体的なレベル(絶対値)をご教授頂けますか。 | 自由通路との接続レベルは現地高から約7mとなりますが、あくまで現時点での計画値となります。資料14を参照してください。 |
| 815 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | B部 | B部について中央体育館西側園路と段差無く接続と記載がありますが、中央体育館西側園路の高さ及び具体的な構造がわかる資料をご教授下さい。 | 質問No.462を参照してください。 |
| 816 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | 自由通路の標高について | 自由通路の床レベルの標高(TP)をご教示ください。 | 質問No.814を参照してください。 |
| 817 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | 姫路・英賀保間 新駅 整備スケジュール | 新駅の整備について、現在本事業の開業と同時を予定されているかと存じますが、諸般の事情により大幅に新駅の整備が遅れた場合、集客に大きな影響があると予想されます。そのリスクについてはその際に協議とさせて頂けますでしょうか。 | 質問No.210を参照してください。 |
| 818 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | 駅前広場地盤lv | 駅前広場の想定地盤高さがありましたらご教示ください。 | 実施設計前であるため公表できる情報はありません。 |
| 819 | 要求水準書(案) 資料14 | | | | | | | | 新駅 | 駅前広場関連のCADデータを頂戴できませんでしょうか。 | NO.818を参照してください。 |
| 820 | 要求水準書(案) 資料15 | 1 | | | | | | | サービスヤードの基本的な考え方 | 前面道沿いに設ける通り抜け可能な縦列駐車スペースは1台当たり8m程度確保し、12台駐車できれば、A部の位置は敷地指定範囲内で、自由に設定できますか。 | 自由に設定いただけます。なお、1台当たりのスペースは各種要求水準を遵守のうえ、ご提案下さい。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|---|---|---|----|---|---|----|-----------------|---|---|
| 821 | 要求水準書(案)資料15 | 1 | | | | | | | サービスヤードの基本的な考え方 | 前面道沿いに設ける通り抜け可能な縦列駐車スペースの上部に当該施設建築物を構築することは可能ですか。 | 可能です。 |
| 822 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | 通り抜け型乗降場 | 通り抜け型乗降場について通行車線と一時停車車線の2車線とありますが、駐車場法等一般的な規制では片側通行幅員3.5m以上であり、その車線に隣接して停車可能な寸法を確保することが考えられますが、その考え方で宜しいでしょうか。具体的な必要寸法がありましたらご教示ください。 | 各種法令、要求水準を遵守のうえ、ご提案下さい。 |
| 823 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | A部 | サービスヤードはA部付近から本件施設用地内に進入退出とありますが、位置についてどの程度調整可能でしょうか。通り抜け型乗降場の台数を満たし、敷地内であれば、青い楕円から若干ずれた位置にA部を設けることは可能ですか。またずれる場合の許容寸法がありましたらご教授下さい。 | 通り抜け型乗降場の台数を満たし、敷地内であれば、青い楕円から若干ずれた位置にA部を設けることは可能です。前述の内容を前提として、A部楕円からずれる場合の許容寸法の規定はございません。 |
| 824 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤード | C部について、建築物の建設が不可とは、1階部分のみ不可で、人工地盤の設置は可能との理解でよろしいでしょうか。 | C部は新体育館及び新市民プールのバックヤードを設けることが不可、としています。バックヤードとは搬出入のための車両寄せを有する部分をいい、その他は整備可能です。 |
| 825 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤード | サービス車両の入口をA部、出口をその他の部分に計画することは可能でしょうか。 | サービス車両とは、本件施設関係者、来賓の車両、選手を輸送する大型バス、中継車と解釈します。サービス車両の入口はA部とすることができます。出口についてA部とします。 |
| 826 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | 施設構成 | 「バックヤードはC部付近に設けることは不可」とありますが、緑点線エリアの設定は道路、駅前広場側から視認できるエリアにバックヤードを設けない、という意図を示すものであり、厳密な地下を含めたバックヤードを設けられないエリアを示すものではないと考えてよろしいでしょうか。 | ご質問にあるバックヤードは地下も含め不可とします。 |
| 827 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤードの基本的な考え方 | C部は車の乗り入れは禁止でしょうか。 | 広域防災拠点として機能する場合は可能であるとともに、質問No.784の回答の内容を除き、C部は車の乗り入れを不可とします。 |
| 828 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤード | 新体育館バックヤードから全面道路に至る動線の確保とは、歩行者動線でしょうか、車両動線でしょうか。 | 緊急支援物資輸送車両のための動線をいいます。資料25を参照して下さい。 |
| 829 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤード | 広域災害拠点として、緊急救援物資輸送車両の通行を考慮しても全面道路からの流出入は左折イン左折アウトにて計画するのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|-------------|---|---|----|---|---|----|----------------|--|---|
| 830 | 要求水準書(案)資料15 | | | | | | | | サービスヤード | 「通り抜け型乗降場内に車いす専用駐車スペースを1カ所以上設けること」とありますが、一時停車車線にて縦列駐車させるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、質問No. 784を参照してください。 |
| 831 | 要求水準書(案)資料16 | | | | | | | | 周辺施設の駐車場に関する情報 | 車での来場者に対して、計画地周辺に駐車場を増設する計画はありますか。ない場合はどのように車両に対応すればよいのかをご教示下さい。 | 計画地周辺に駐車場を増設する計画はございません。本件施設の条件を事業者のノウハウを活かし周知すること、本件施設用地内において路面表示やサインを設ける等、ハード・ソフト対策を提案してください。 |
| 832 | 要求水準書(案)資料17 | 6 | | | | | | | 参考備品リスト | 1. 7. 50mプールNo.4のアルミ監視台2台、No.5のアルミ監視台2台は重複でしょうか。それとも別物でしょうか。別物でしたら規格・形状・寸法、材質等をご教示願います。 | No. 4とNo.5は重複です。ただし、メーカー、仕様、数量等の詳細も含め、実際の運営を考慮の上、必要な什器備品をご提案ください。 |
| 833 | 要求水準書(案)資料17 | 7 | | | | | | | 参考備品リスト | 1. 7. 50mプールNo.55のコースロープ巻取機1式は水球用フィールドロープの巻取機でしょうか。No.46にフィールドロープ巻取機6台があります。ご教示ください。 | No. 46と55は重複のため、No. 46を採用します。ただし、メーカー、仕様、数量等の詳細も含め、実際の運営を考慮の上、必要な什器備品をご提案ください。 |
| 834 | 要求水準書(案)資料17 | 7 | | | | | | | 1. 7. 50mプール | 整理No.21にある「真空ガス検知器」は、何の物質を測定するのに必要な機器でしょうか？また、備品とし必要な測定器でしょうか？ご教示願います。 | 「遊泳用プールの衛生基準」に基づく、炭酸ガス等の測定に用いるものです。基準が満たせるものであれば、これに縛られるものではありません。必要な什器備品をご提案ください。 |
| 835 | 要求水準書(案)資料17 | 7 | | | | | | | 1. 7. 50mプール | 整理No.21にある「真空ガス検知器」は備品とし必要な場合、測定基準についてご教示願います。 例；測定箇所数及び頻度 等。 | 質問No.834を参照してください。 |
| 836 | 要求水準書(案)資料17 | 6 7 8 | | | | | | | 参考備品リスト | プール備品において運営上多くの備品が不足しています。再度、ご検討いただき詳細をお示しください。 | 質問No. 568を参照してください。 |
| 837 | 要求水準書(案)資料19 | | | | | | | | 本件施設予約受付の方法 ※5 | ※5に「ただし、優先順位1に該当するかどうかは、本事業の事業契約締結後に実施する事前協議によって市と事業者が協議の上決定する。」とありますが、優先順位1に該当するかどうかのおおまかな基準を示していただけませんか。 | 主に国際大会や全国大会、プロスポーツ興行などを想定しております。 |
| 838 | 要求水準書(案)資料19 | | | | | | | | 大会利用実績 | 総合スポーツ会館及び中央体育館の利用料収入の実績をご教示下さい。 | 入札公告時までにお示しします。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------------|----|---|---|----|---|---|----|----------------------------|---|--|
| 839 | 要求水準書(案) 資料21 | | | | | | | | 公安協議結果概要 | 計画にあたり、関係機関と協議が必要と思われる場合、協議前に必要となる手続き等についてご教示ください。 | 協議前に必要となる手続き等はありません。事業者は本事業の計画について、設計業務内の適切な時期に飾磨警察署と協議を行ってください。 |
| 840 | 要求水準書(案) 資料23 | 19 | | | | | | | 弓道場射場レイアウト | 射位は10人分のレイアウトで近的を前提としていると考えますが、。中心部が離れて5人ずつに分節されている主旨をご教示願います。 | 5人立ちを2射場設置する想定です。(公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」、「弓道競技運営要領」、国民体育大会競技施設基準等をご参照ください。 |
| 841 | 要求水準書(案) 資料23 | 19 | | | | | | | 弓道場射場レイアウト | 遠的の6人の射位の配置について原則等の考え方があれば、ご教示願います。(立位のエリアや間隔など) | (公財)全日本弓道連盟「弓道競技規則」、「弓道競技運営要領」、国民体育大会競技施設基準等をご参照ください。 |
| 842 | 要求水準書(案) 資料25 | 1 | | | | | | | 新体育館等に求める広域防災拠点としての機能等について | 「メインアリーナ内での救援物資の集積・搬出作業はハンドリフトによる運搬を想定している」とありますが、ハンドリフトは事業者が本事業のサービス購入料で購入すべき備品となりますでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 843 | 要求水準書(案) 資料25 | 1 | | | | | | | サービスヤードの基本的な考え方 | 広域防災拠点として機能する際に、サブアリーナがメインアリーナと階数が異なる場合、昇降設備の大きさ等に指定はありますか。 | ご質問の内容については、資料25に示す物資を効率的に移動させることのできる規模としてください。ただし、資料25にも記載しておりますが、メインアリーナと同レベルにあるサブアリーナ以外の諸室の活用でも可とします。 |
| 844 | 要求水準書(案) 資料25 | 2 | | | | | | | 新体育館等に求める広域防災拠点としての機能等について | 記載されているOA機器は事業者がサービス購入料で準備するものに含まれますでしょうか。また、備蓄燃料、食料品等(保存用備蓄倉庫の必要性含む)の準備についてご教示ください。 | 前段、後段のご質問の内容については、ともに市が調達します。 |
| 845 | 要求水準書(案) 資料25 | | | | | | | | 広域防災拠点プラットフォーム | プラットフォームとは、庇や屋根などで雨をしのぐことが出来る、屋外空間または建屋下のピロティ(半屋外空間)等と考えてよろしいでしょうか? | ご理解のとおりです。 |
| 846 | 要求水準書(案) 資料25 | | | | | | | | 広域防災拠点荷解きスペース | 荷解きスペースについて屋内外の指定はございますでしょうか? | 屋内としてください。 |
| 847 | 要求水準書(案) 資料25 | | | | | | | | 管理者動線 | A部から新体育館サービスヤードまでの管理者動線、及び新体育館サービスヤードからB部付近について2車線との記載がありますが、駐車場法等一般的な規制では双方向幅員5.5m以上が目安として考えられますが、その考え方で宜しいでしょうか。具体的な必要寸法がありましたらご教示ください。 | ご質問の内容は双方向の動線ではなく、新体育館のサービスヤードからB部付近に向かう一方通行動線となります。幅員については提案してください。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|--------------|---|---|---|----|---|---|----|----------------------------|---|---|
| 848 | 要求水準書(案)資料25 | | | | | | | | 災害用備蓄品について | 災害発生後に届く救援物資の想定が記載されていますが、物資が届くまでの間に必要な災害用備蓄品の考え方がありましたらご教示ください。また、災害用備蓄品が必要な場合、備蓄品は市で調達され、施設側は備蓄品を置くための倉庫を用意する考えでよろしいでしょうか。 | 広域防災拠点として機能するために、災害用備蓄品を事業者が調達する必要はございません。 |
| 849 | 要求水準書(案)資料25 | | | | | | | | プラットフォーム | 救援物資搬入車両(10tトラック)が2台横付けできるプラットフォームとあります。横付けとありますので、接車位置は車両後方ではなく、車両側面をプラットフォームに接車させることが可能な設えとすべきという認識でよろしいでしょうか。また、サービスヤードの搬出入はガルウイング対応も想定としてよろしいでしょうか。 | 前段、後段のご質問について、ともにご理解のとおりです。 |
| 850 | 要求水準書(案)資料25 | | | | | | | | 非常用電源使用機能の要求水準 | 「本件施設の電源が復旧するまでの間、非常用電源が活用できるようにすること」とありますが、本件施設の電源が復旧するまでの時間はどのくらいと想定すればよろしいでしょうか。 | 質問No. 516を参照してください。 |
| 851 | 要求水準書(案)資料25 | | | | | | | | 新体育館等における広域防災拠点としての機能等について | 「一方通行で運用できるようにする」と記載されていますが、スムーズな走行が可能であれば、十分な幅員を取った対面通行の部分があってもよいでしょうか。 | スムーズな走行が可能であることは望んでおりますが、原案のとおり、搬入・搬出車両ともに入口はA部、出口はB部付近とし、A部からサービスヤードを経由しB部付近へ抜けるよう一方通行としてください。 |
| 852 | 要求水準書(案)資料26 | | | | | | | | セキュリティの考え方 | 概念図にあるサービスヤードと通り抜け型乗降場以外の点線は全て歩行者専用と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 853 | 要求水準書(案)資料26 | | | | | | | | セキュリティの考え方 | 新体育館と附属プール用地の間を通る24時間開放の園路は維持管理運営の面から、営業時間外はゲートを設けるなどのセキュリティ管理は可能でしょうか。 | ご質問にある園路は24時間開放としてください。ただし、防犯対策のためのセキュリティに係る提案を制限するものではありません。 |
| 854 | 要求水準書(案)資料23 | | | | | | | | コートレイアウト図 | 剣道場と柔道場について、いずれも田の字型のコートレイアウトが示されておりますが、4面が一行に並んだ一列型のレイアウトは認められないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 855 | 要求水準書(案)資料27 | 1 | | | | | | | 各施設の同時開催の頻度 | 開催可能性のある大会の内、メインアリーナ、サブアリーナ、柔剣道場及び、50m・25mプールを使用した競技大会の同時開催の有無をご教示ください。過去の各大会のスケジュールなどもご教示願います。 | 前段のご質問について、本市において過去に実績がないため、お答えすることができません。後段のご質問について、要求水準書(案)資料19(別紙)を参照して下さい。 |
| 856 | 要求水準書(案)資料27 | | | | | | | | 開催可能性のある大会 | 水泳について大規模大会開催可能とありますが、屋内競技用プールにおいて学生ではなく、プロフェッショナルが5日/月以上興行を行う場合、興行場法が適用される可能性が高いですが、貴市としてこのような興行を行うことはありますか。(ちなみに学生大会は興行場法適用外の可能性が高いです。) | 現状、屋内50mプールを所有しておらず、ご質問のような興行の実績は無いため、開催見込みは不透明です。 |

| No. | 対象 | 頁 | 章 | 節 | 細節 | 項 | 目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|-----|------------------|---|---|---|----|---|---|----|---------------------|--|---|
| 857 | 要求水準書(案) 資料27 | | | | | | | | 合宿設備 | 全日本合宿(合宿設備要)とありますが、この合宿設備とは要求水準書P34第2章3(2)エ(イ)a(i)の採暖室のことでしょうか。違う場合、必要な施設を具体的に ご教授下さい。 | 要求水準として求める合宿設備は採暖室です。資料27はあくまで市体育協会のヒアリング結果であり、参考資料として示しているものですが、他の諸室を食事場所やトレーニングルームとしても活用できるようにしておけば合宿誘致に際し利便な施設となると考えているため、可能であればご提案ください。 |
| 858 | 要求水準書(案) 資料27 | | | | | | | | 本件施設規模により開催可能性のある大会 | 要求水準書(案)の本文に資料27に関する記載が見当たりません。P.28第2章3(2)エa(C)「各種公式協議の開催が可能とすること」の詳細な内容という位置付けと考えるとよろしいでしょうか。 | 資料27については、必ずしも列挙した競技の開催を求めるものではありませんが、概ね参考として列挙したものであり、開催できることが望ましい。 |
| 859 | — | — | — | — | — | — | — | — | 既存施設の情報 | 既存施設、周辺敷地の水光熱消費量を提供いただけませんか。 | 総合スポーツ会館、中央体育館の水光熱消費量は、入札公告時までにお示しします。 |